



UFJパートナーズ投信



ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド(為替ヘッジ付き)

目論見書 2004年10月



■ 当ファンドの受益証券の価額は、債券等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、**投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることあります。**

■ 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

■ 主要投資対象市場が休業日の場合等においては、換金の請求の受付を行いませんので、ご留意ください。

(基本情報『IV ご投資に関するQ&A』参照)

【目論見書について】

「目論見書」は、ファンドをご理解いただくため、申込要領、運用方針、費用等を記載したものです。お申込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。



当目論見書の構成

基本情報

運用方針・リスク・手数料など、ファンドの基本情報が記載されています。

有価証券届出書の内容

関東財務局長に提出したファンドの有価証券届出書の内容が記載されています。

信託約款

ファンドの運営管理を行うにあたり委託会社と受託会社の間で締結された信託契約の内容が記載されています。

用語集

ファンドに関する基本的な用語が解説されています。

この目論見書により行うピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンドの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成16年10月15日に関東財務局長に提出しており、平成16年10月16日にその効力が生じております。また、ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（為替ヘッジ付き）の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成15年12月1日に関東財務局長に提出しており、平成15年12月17日にその効力が生じております。

発 行 者 名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
有価証券届出書の写し
を縦覧に供する場所

ユーフジエイパートナーズ投信株式会社
(商号 UFJパートナーズ投信株式会社)
代表取締役社長 宮崎晃一
東京都中央区日本橋2丁目3番4号
該当事項はありません。

■ 目 次 ■

基本情報

I 基本情報一覧

①

II 特色

③

III リスク

⑦

IV ご投資に関するQ&A

⑨

V 費用・税金

⑯

有価証券届出書の内容

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	4
第2 ファンドの経理状況	20
第3 その他	54
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	54

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド (為替ヘッジ付き)

第一部 証券情報	55
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	58
第2 ファンドの経理状況	74
第3 その他	96
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	96

※有価証券届出書の内容（第一部 証券情報、第二部 ファンド情報 部分）が記載されています。

※基本情報・信託約款と重複する内容は一部省略しています。

信託約款

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド (為替ヘッジ付き)

97

102

用語集

107

I 基本情報一覧

1. 運用の内容

主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象とします。	
特 色	<ul style="list-style-type: none">高い利子収入の獲得をめざして高利回り債券に投資します。毎月の安定した分配をめざします。グローバル債券運用で実績のあるピムコ社が運用を担当します。	
ベンチマーク	ピムコ ハイ・インカム 毎月分配型ファンド	メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス(BB-B、円ベース)×50%+リーマン・ブラザーズ・グローバル総合インデックス(日本円を除く、円ベース)×50%の合成指数
	ピムコ ハイ・インカム 毎月分配型ファンド(為替ヘッジ付き)	メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス(BB-B、円ヘッジベース)×50%+リーマン・ブラザーズ・グローバル総合インデックス(日本円を除く、円ヘッジベース)×50%の合成指数
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">株式への直接投資は行いません。外貨建資産への直接投資は行いません。投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 その他の投資制限もあります。	
主な投資リスク	<ul style="list-style-type: none">債券の価格変動リスク為替市場の相場変動リスク有価証券先物取引等に伴うリスク その他のリスクもあります。詳しくは、右記ページをご覧ください。	

3 ページ

7 ページ

2. ファンドの運営

設 定 日	ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド 平成15年8月8日	ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド*(為替ヘッジ付き) 平成16年1月16日
信 託 期 間	無期限	
決 算 日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)	
収 益 分 配	毎決算時に分配対象収益の中から、収益分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 「累積投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、原則として再投資されます。	
信 託 報 酬	純資産総額の年1.365%(税抜 年1.3%)	

12 ページ

10 ページ

13 ページ

3. 申込みについて

申込みの受付	原則として、いつでもお申込みできます。 ただし、継続募集期間において、以下の日は申込みできません。 <ul style="list-style-type: none">・ニューヨーク証券取引所の休業日・ニューヨークの銀行の休業日・その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日				
申込時間 (継続募集期間)	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）まで 販売会社によっては、上記より早い時刻に締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。				
申込単位	<table border="1"><tr><td>一般コース</td><td>1万口以上1万口単位 1万口以上1口単位 1万円以上1円単位</td></tr><tr><td>累積投資コース</td><td>1万円以上1円単位 50万円以上1円単位</td></tr></table> <p>※当初1口当たり1円 ※スイッチングによる場合は、販売会社が定める申込単位とします。 ※販売会社によって取扱いコース・申込単位は異なる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。</p>	一般コース	1万口以上1万口単位 1万口以上1口単位 1万円以上1円単位	累積投資コース	1万円以上1円単位 50万円以上1円単位
一般コース	1万口以上1万口単位 1万口以上1口単位 1万円以上1円単位				
累積投資コース	1万円以上1円単位 50万円以上1円単位				
申込価額	当初募集期間：1口当たり1円 継続募集期間：申込受付日の翌営業日の基準価額				
申込手数料 (1万口当たり)	申込価額×2.1%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率 詳しくは販売会社にご確認下さい。				

⑨ ページ

4. 解約について

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求はできません。 <ul style="list-style-type: none">・ニューヨーク証券取引所の休業日・ニューヨークの銀行の休業日・その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日				
解約時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）まで 販売会社によっては、上記より早い時刻に締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。				
解約単位	<table border="1"><tr><td>一般コース</td><td>1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位</td></tr><tr><td>累積投資コース</td><td>1口単位</td></tr></table> <p>※販売会社によって解約単位は異なる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。</p>	一般コース	1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位	累積投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位				
累積投資コース	1口単位				
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額				
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.3%				
解約代金受取日	原則、解約請求受付日から起算して5営業日目以降				

⑪ ページ

お申込みの際には、目論見書をよくお読みいただき、当ファンドの内容をご理解の上、お申込みください。

基準価額、解約価額、申込手数料、
申込単位、販売会社は右記でも
ご照会いただけます。

UFJパートナーズ投信株式会社
電話番号 03-3277-9639(9:00～17:00、土日・祝日・12月31日～1月3日を除く)
ホームページアドレス <http://www.ufj-partners.co.jp/>
※ホームページでは基準価額、解約価額のみご照会いただけます。

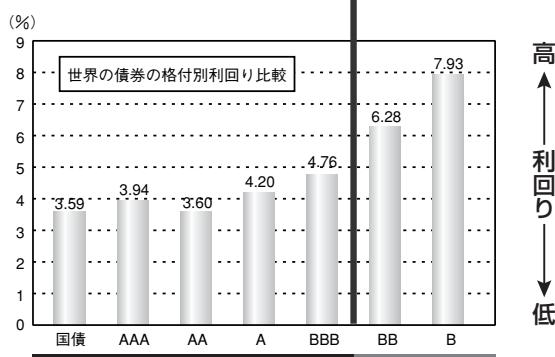
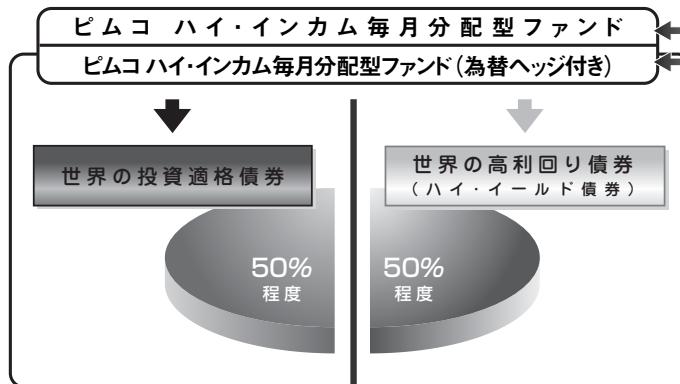
Ⅱ 特色

1. 高い利子収入の獲得をめざして高利回り債券に投資します。

日本を除く^{注1}世界の高利回り債券(ハイ・イールド債券)を50%程度、投資適格債券を50%程度、組み入れます。

高利回り債券(ハイ・イールド債券)および投資適格債券への実質的な投資は、2つの円建外国投資信託への投資を通じてそれぞれ行います(ファンド・オブ・ファンズ形式です。)。詳しくは「特色3 ファンドの運営の仕組み」をご参照ください。

^{注1} 日本の発行体が発行する円建て以外の債券に投資することがあります。



(出所)メリルリンチ社およびリーマン・ブラザーズ社の資料をもとに、UFJパートナーズ投信が作成。
2004年8月末現在の高利回り債券、投資適格債券の各ベンチマークを構成する全債券の格付別の平均利回り。ベンチマークにつきましては、P.④下段の説明をご参照ください。

高利回り債券(ハイ・イールド債券)とは…

高利回り債券とは、格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社など)によりBB格相当以下の低い格付を付与された債券をいいます。

一般的に高利回り債券は、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して、債券の元本や利息の支払いが滞ったり、支払われなくなったりするリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。

つまり、高利回り債券は、主として社債を中心とした低格付の発行体が発行する債券で、信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。

当ファンドの実質的な主要投資対象、投資制限

- 高利回り債券は、世界各国の社債等を主要投資対象とします。
- 投資適格債券は、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等を主要投資対象とします。
- 投資する債券は、原則として購入時において、高利回り債券はB一格相当以上の、投資適格債券はBBB一格相当以上の格付を取得しているものに限定します。組入債券の平均格付は、ファンド全体で原則としてBBB一格相当以上を維持します。
- 同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、原則として、ファンド全体の純資産総額の1.5%程度を上限とします。(国債や政府機関債等を除きます。)

組入債券の残存期間

短期債に限定せず、中長期債にも幅広く投資します。

組入債券の平均デュレーション^{注2}は、原則としてベンチマーク2年以内^{注3}とします。

^{注2} デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

^{注3} ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。2004年8月末のベンチマーク(ファンド全体)のデュレーションは4.8年です。

スイッチングについて

為替の変動により基準価額や分配金が受ける影響の大きさが異なる2つのファンド間を、原則としていつでもスイッチング(乗換)できます。

ピムコ ハイ・インカム 每月分配型 ファンド

円建てで基準価額が表示される国内投信です。原則として為替ヘッジを行いません。
したがって、ファンドの基準価額や分配金は、為替相場の変動の影響を直接受けます。為替相場が円安になると上昇し、円高になると下落する傾向があります。

ピムコ ハイ・インカム 每月分配型 ファンド (為替ヘッジ付き)

円建てで基準価額が表示される国内投信です。原則として為替ヘッジを行い(実際の為替ヘッジは投資する外国投資信託において行います。)、為替リスクの低減を図ります。

スイッチング

●ピムコ ハイ・インカム 每月分配型 ファンドと、ピムコ ハイ・インカム 每月分配型 ファンド(為替ヘッジ付き)の間で、スイッチング(乗換)が可能です。

●スイッチングの際は、解約するファンドに対して信託財産留保額および税金がかかります。

(注)販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

2.

毎月の安定した分配をめざします。

- 原則として、利子収入等を中心に、経費等を勘案して安定分配を行うことをめざします。
- 「ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド」は、ベンチマークの最終利回り^{注4}を基準とした分配をめざします。
- 「ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド(為替ヘッジ付き)」は、為替ヘッジコスト考慮後のベンチマークの最終利回り^{注5}を基準とした分配をめざします。

なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

注4 2004年8月末のベンチマークの最終利回りは5.57%です。

注5 2004年8月末の為替ヘッジコスト考慮後のベンチマークの最終利回りは3.73%です(為替ヘッジコストは、通常、為替ヘッジを行う外国通貨の短期金利と日本円の短期金利の差と同程度となります。)。

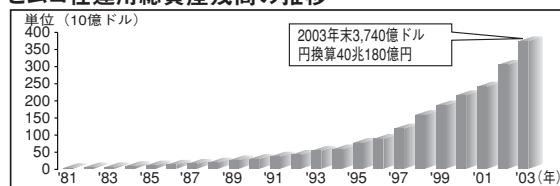
3.

グローバル債券運用で実績のあるピムコ社が運用を担当します。

ピムコ社とは…

PIMCO(ピムコ、Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立されました。設立以来、一貫して債券に特化した運用に従事し、その安定的成果から、外部評価機関からも高い評価を得ています。

ピムコ社運用総資産残高の推移



(注)各年末現在、為替は1ドル=107円で換算。

(出所)ピムコ社の資料をもとにUFJパートナーズ投信が作成。

ピムコ社の運用に対する外部からの高い評価



モーニングスター社

1998年、2000年最優秀債券マネージャー賞受賞、同賞の2度の受賞はモーニングスター社においてピムコ社が史上初

グローバル・インベスター誌

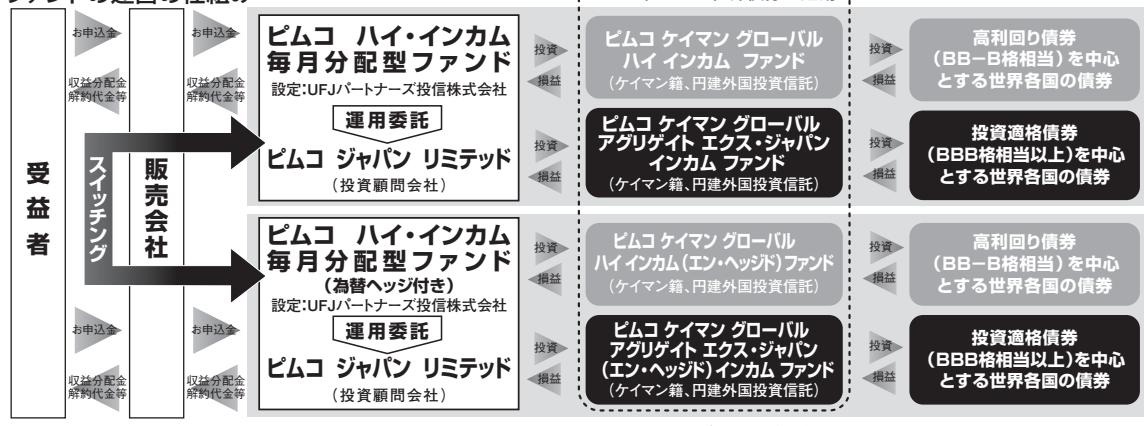
1997年、2000年、2001年グローバル債券部門最優秀賞受賞
2000年、2003年ハイ・イールド債券部門最優秀賞受賞

リスク誌

2001年リスク・マネージャー・オブ・ザ・イヤー賞受賞

(注)ピムコ社資料より、UFJパートナーズ投信が作成。なお、当該評価は過去の一定期間の実績を示したものであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

ファンドの運営の仕組み



UFJパートナーズ投信は、運用の指図に関する権限をピムコ ジャパンリミテッドに委託します。

ピムコ ジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する各2本の円建外国投資信託を通じて世界の高利回り債券および投資適格債券に投資します。

ベンチマーク

両ファンドが投資する各2本の外国投資信託のベンチマークおよびそれらを合成したファンド全体のベンチマークは下表の通りです。

	ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド	ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド(為替ヘッジ付き)
高利回り債券運用を行う 外国投資信託	メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス (BB-B、円ベース)	メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス (BB-B、円ヘッジベース)
投資適格債券運用を行う 外国投資信託	リーマン・ブライザーズ グローバル総合インデックス (日本円を除く、円ベース)	リーマン・ブライザーズ グローバル総合インデックス (日本円を除く、円ヘッジベース)
ファンド全体	メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス (BB-B、円ベース) × 50% リーマン・ブライザーズ グローバル総合インデックス (日本円を除く、円ベース) × 50%	メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス (BB-B、円ヘッジベース) × 50% リーマン・ブライザーズ グローバル総合インデックス (日本円を除く、円ヘッジベース) × 50%

*ファンド全体では、高利回り債券運用を行う外国投資信託と投資適格債券運用を行う外国投資信託にそれぞれ50%程度ずつ投資します。

●メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス(BB-B)とは、米国の証券会社であるメリルリンチ社が算出するグローバルベースの高利回り債券の値動きを示す代表的な指標です。
●リーマン・ブライザーズ グローバルインデックス(日本円を除く)とは、米国の証券会社であるリーマン・ブライザーズ社が算出するグローバルベースの投資適格債券の値動きを示す代表的な指標です。
※“円ベース”とは円換算してインデックスを算出することを意味しており、インデックスの値動きは為替相場の変動の影響を直接的に受けます。“円ヘッジベース”では、インデックスの値動きが受けた為替相場の変動の影響は極小化されます
が、為替ヘッジコストが勘案されます。

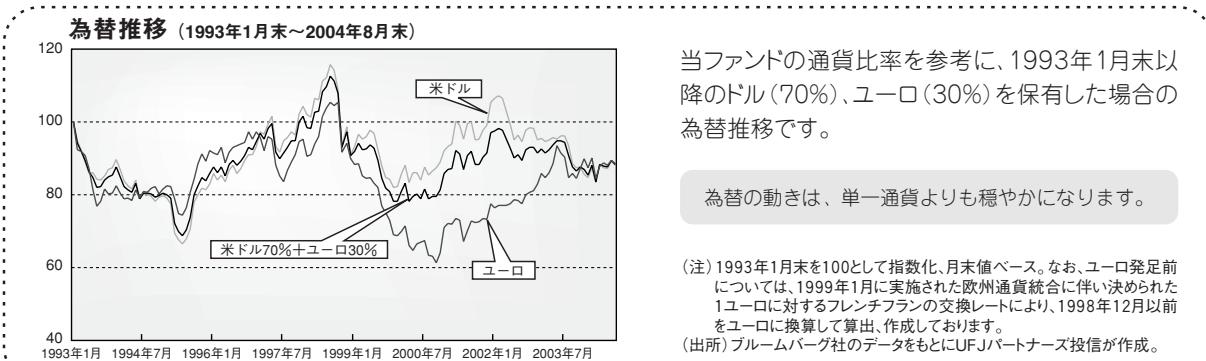
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

当ファンドのリスクについて

為替リスクについて

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンドについて

- 当ファンドは、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場の変動の影響を直接受けます。
- 当ファンドは単一通貨ではなく、複数の通貨建ての債券に分散投資することによって為替リスクを含むリスクの軽減をめざします。



当ファンドの通貨比率を参考に、1993年1月末以後のドル(70%)、ユーロ(30%)を保有した場合の為替推移です。

為替の動きは、単一通貨よりも穏やかになります。

(注) 1993年1月末を100として指数化、月末値ベース。なお、ユーロ発足前については、1999年1月に実施された欧洲通貨統合に伴い決められた1ユーロに対するフレンチフランの交換レートにより、1998年12月以前をユーロに換算して算出、作成しております。

(出所) ブルームバーグ社のデータをもとにUFJパートナーズ投信が作成。

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド(為替ヘッジ付き)について

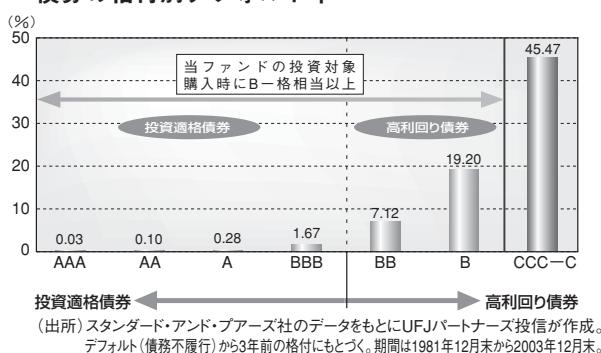
- 当ファンドは、原則として為替ヘッジを行い(実際の為替ヘッジは投資する外国投資信託において行います。)、為替リスクの低減を図ります。

信用リスクについて

- 信用リスクとは、債券の元金や利息の支払いが滞ったり、支払われなくなったりするリスクです(デフォルトリスクといいます。)。高利回り債券は、信用力が上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する反面、デフォルト・リスクは高くなります。総発行体数に占めるデフォルトした発行体数の割合をデフォルト率といいます。
- 当ファンドでは、低格付の高利回り債券を50%程度組み入れますので投資適格債券に比べ、より大きなデフォルト・リスクの影響を受けます。

ただし、当ファンドでは、同一の発行体が発行する銘柄への投資比率の上限を純資産総額の1.5%程度とします(国債や政府機関債等を除きます。)ので、仮に組入銘柄の1つがデフォルトした場合の最大損失額は、基準価額の1.5%程度が目安となります。

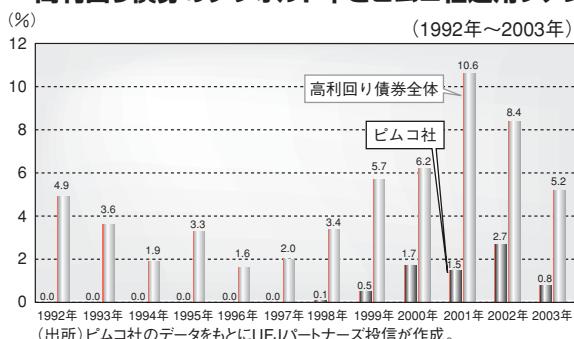
債券の格付別デフォルト率



投資適格債券と高利回り債券ではデフォルト率に大きな格差が認められます。また、高利回り債券の中でもデフォルト率に格差があり、CCC-C格では約4割の債券がデフォルトしているのに対し、当ファンドの投資対象であるB格では約2割にとどまっています。

当ファンドは、高利回り債券に50%程度、投資適格債券に50%程度投資します。高利回り債券への投資はB格相当(B格を含む)以上に限定します。(購入時にCCC格相当以下の債券への投資は行いません。)

高利回り債券のデフォルト率とピムコ社運用ファンドのデフォルト率



2003年の高利回り債券全体のデフォルト率は5.2%でしたが、ピムコ社の投資した債券のデフォルト率は0.8%にとどまっています。

ピムコ社の高い調査能力により、同社の運用しているファンドではデフォルト率が小さくなっています。

(注) ピムコ社実績は、同社が運用している高利回り債券運用部分についてのデフォルト率の実績を表しています。
なお、当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

金利変動リスクについて

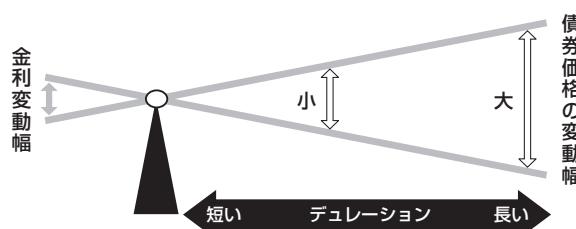
- 金利変動リスクとは、市場の金利が変動すると、それに伴い債券の価格も変動するリスクです。

- ①金利が上昇すると、通常、債券の価格は下落します。
- ②金利が低下すると、通常、債券の価格は上昇します。

金利変動の幅が等しい場合、償還までの期間が長いほど、その債券価格の変動幅は大きくなります。

- ファンド全体のベンチマークのデュレーションは2004年8月末現在で4.8年となっており、当ファンドは金利変動の影響を受けます。

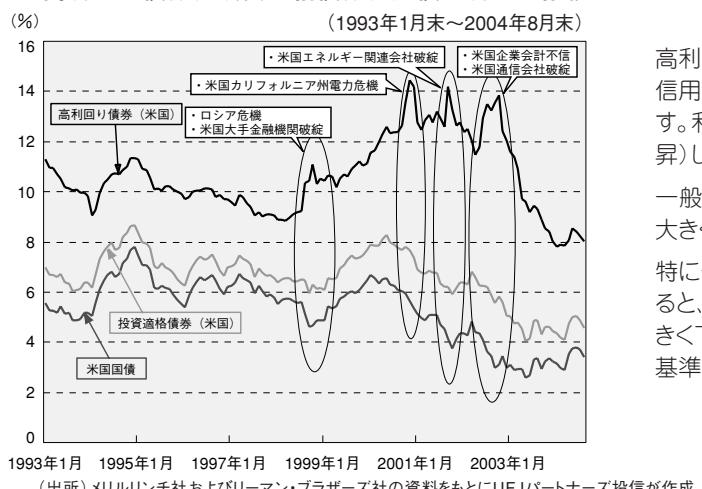
金利の変動と債券価格の変動の関係（イメージ図）



当ファンドでは、組入債券の平均デュレーションを原則として、ベンチマークの±2年以内として金利変動リスクのコントロールを行っております。

ご参考～社債の価格変動について

高利回り債券、投資適格債券、国債の利回り推移



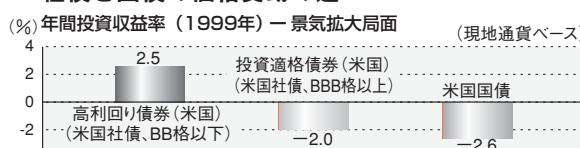
(出所)メリルリンチ社およびリーマン・ブラザーズ社の資料をもとにUFJパートナーズ投信が作成。

高利回り債券および投資適格債券は、発行企業の信用状況の変化などを反映して利回りが変動します。利回りが上昇（低下）すれば、債券価格は下落（上昇）します。

一般に、格付が低い債券ほど、利回りの変動幅は大きくなり、価格の変動も大きくなります。

特に信用状況が大きく悪化するような出来事があると、短期間で利回りが大きく上昇、債券価格が大きく下落することがあり、これによって当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

社債と国債の価格変動の違い



社債と国債は異なる値動きをする傾向があります。

例えば、景気拡大局面では、一般的に国債は利回りが上昇し、価格は下落します。

一方、社債は景気が上向きであれば企業業績にも好影響となることから、信用力が増し、国債ほど価格が下落しない場合があります。

左図では、特に高利回り債券と国債の価格変動に違いが出ていることが見て取れます。



(出所)メリルリンチ社およびリーマン・ブラザーズ社の資料をもとにUFJパートナーズ投信が作成。

III リスク



当ファンドへの投資にあたりましては、以下のようなファンドの運用に関するリスクおよび留意点に十分ご留意ください。

1. ファンドの運用に関するリスク

当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、債券の価格変動、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではありません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

債券の 価格変動リスク	<p>当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託が組み入れている債券の価格変動の影響を受けます。債券の価格変動は主に金利の変動、発行体の信用状況の変化の影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none">• 金利変動リスク <p>一般的に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">• 発行体の信用状況の変化によるリスク(信用リスク) <p>債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該債券の価格は大きく下落することがあります(価格がゼロになることもあります)。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</p> <p>また、一般的に債券の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。</p> <p>■高利回り債券への投資に伴う信用リスクについて…</p> <p>当ファンドが投資する投資信託が組み入れる高利回り債券は、相対的に信用度が低い発行体が発行しています。そのため、比較的利回りが高い反面、発行体の信用状況の変化による債券価格の変動幅が、信用度が高い発行体が発行する債券と比べて大きくなる傾向があります。</p>
為替市場の 相場変動リスク (為替変動リスク)	<p>当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。</p> <p>外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、外国為替相場は、各國政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。また、外国為替相場は短期間に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</p> <p>なお、「ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド(為替ヘッジ付き)」は原則として投資する投資信託において為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。</p>

カントリーリスク	外国証券へ投資する投資信託に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
有価証券先物取引等に伴うリスク	投資する投資信託は有価証券先物取引等を利用することができますので、このような場合には、ファンドの基準価額は、有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。
資産規模に関するリスク	当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的でできない場合があります。
資産担保証券(MBS、ABS)の期限前償還リスク	資産担保証券(MBS、ABS)の担保となるローンは、一般的に金利が低下した場合、低金利のローンへの借換えが増加する傾向があります。ローンの期限前返済に伴い、資産担保証券の期限前償還が増加したことにより、ファンドは当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因によりファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

2. その他の留意点

申込み・解約請求等に関する留意点	当ファンドは、以下の日の申込みおよび解約請求はできません。 <ul style="list-style-type: none"> • ニューヨーク証券取引所の休業日 • ニューヨークの銀行の休業日 • その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 なお、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みおよび解約請求を取り消すことがあります。
信託期間に関する留意点	当ファンドは、受益権総口数が50億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
収益分配に関する留意点	当ファンドは、安定した収益分配をめざして運用を行いますが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

IV ご投資に関するQ&A

Q

申込みはどうしたらよいでしょうか？

A

原則として、販売会社についてでもお申込みできます。

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド

継続募集期間：平成16年10月16日から平成17年4月15日まで 注

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（為替ヘッジ付き）

当初募集期間：平成15年12月17日から平成16年1月15日まで

継続募集期間：平成16年1月16日から平成17年4月15日まで 注

注 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、継続募集期間において、以下の日は申込みできません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

お申込みは、2通りの方法があります。（販売会社によっては異なる場合があります。）

	一般コース	累積投資コース
申込価額	当初募集期間：1口当たり1円 継続募集期間：申込受付日の翌営業日の基準価額	
申込単位	1万口以上1万口単位 1万口以上1口単位 1万円以上1円単位 <small>注</small> (当初1口当たり1円)	1万円以上1円単位 <small>注</small> 50万円以上1円単位 <small>注</small>
申込手数料 (1万口当たり)	<small>注</small> 金額指定の場合、申込手数料（税込）を含みます。 ※スイッチングによる場合は、販売会社が定める申込単位とします。	

継続募集期間において、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けたお申込み（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日のお申込みとします。上記受付時間過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとさせていただきます。



- 取扱いコース・申込単位・申込手数料・受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
- 証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で申込みの受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みを取り消すことがあります。

Q 収益分配は行いますか？

A 每決算時に収益の分配を行います。

ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金の
取扱い

一般コース	累積投資コース
原則として、決算日から起算して5営業日目からお受取りいただけます。(税金差し引き後)	原則として、決算日の翌営業日に無手数料で再投資されます。(税金差し引き後)

決算日

毎月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

税金

普通分配金×下記の税率（源泉徴収）

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
個人の受益者	10% (所得税 7%、地方税 3%)	20% (所得税 15%、地方税 5%)
法人の受益者	7% (所得税 7%)	15% (所得税 15%)

※収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)があります。

※詳しくは「有価証券届出書の内容 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等 および税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

IV ご投資に関するQ&A

Q

解約はどうしたらよいでしょうか？

A

原則として、販売会社についていつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求はできません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

解約単位

一般コース	累積投資コース
1万口単位または 1口単位のいずれか 販売会社が定める単位	1口単位

手取額
(1万口当たり)

解約価額	
解約請求受付日の 翌営業日の基準価額	- 信託財産留保額 (当該基準価額×0.3%)

税金

税金
(1万口当たり)

解約価額が個別元本
を上回る金額 ×下記の税率 (源泉徴収)

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
個人の受益者	10%(所得税 7%、地方税 3%)	20%(所得税 15%、地方税 5%)
法人の受益者	7%(所得税 7%)	15%(所得税 15%)

※詳しくは「有価証券届出書の内容 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等および税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

解約代金
受取日

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降

午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。上記受付時間過ぎてからの請求は翌営業日のお取扱いとさせていただきます。



■取扱いコース・解約単位・受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

詳しくは販売会社にご確認ください。

■証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

Q 信託期間はいつまでですか？

A 無期限です。

ただし、受益権総口数が50億口を下回ることとなった場合等には、信託期間の途中で信託を終了（償還）させていただくことがあります。

償還金の受取りについては次の通りです。

手取額
(1万口当たり)

償還価額一税金

税金
(1万口当たり)

償還価額が個別元本を
上回る金額 ×下記の税率（源泉徴収）

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
個人の受益者	10%（所得税7%、地方税3%）	20%（所得税15%、地方税5%）
法人の受益者	7%（所得税7%）	15%（所得税15%）

※詳しくは「有価証券届出書の内容 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等
および税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

償
還
取
金
日

原則として、信託終了日から起算して5営業日目以降

Q 運用経過を知るにはどうしたらよいでしょうか？

A 6計算期間毎（毎年1月および7月）および償還時に「運用報告書」を作成し、お知らせします。ただし、ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンドの第1作成期は5計算期間とします。

「運用報告書」には、運用経過・信託財産の内容・有価証券の売買状況などが記載しています。

基準価額は販売会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンド名	略称
ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド	ハイ毎月
ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（為替ヘッジ付き）	ハイ為替

基準価額は、下記においてもご照会いただけます。

UFJパートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639(9:00~17:00、土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

ホームページアドレス <http://www.ufj-partners.co.jp/>

V 費用・税金

1万口当たり

お申込み時

申込手数料

申込価額×2.1% (税抜2%) (上限)

収益分配時

税 金

普通分配金×下記の税率(源泉徴収)

信託報酬

基準価額の
年1.365%
(税抜年1.3%)

解 約 時

信託財産留保額

税 金

解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
解約価額が個別元本を上回る金額×下記の
税率(源泉徴収)

償 還 時

税 金

償還価額が個別元本を上回る金額×下記の
税率(源泉徴収)

〈収益分配時、解約時および償還時の税率〉

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
個人の受益者	10% (所得税7%、地方税3%)	20% (所得税15%、地方税5%)
法人の受益者	7% (所得税7%)	15% (所得税15%)

※詳しくは「有価証券届出書の内容 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等および税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。



■上記以外にご負担いただく手数料等については、「有価証券届出書の内容 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等および税金」をご参照ください。

■申込手数料・信託報酬は消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

■税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

ピムコ ハイ・インカム 毎月分配型ファンド

**目 論 見 書
2004 年 10 月**

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

無記名式の追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

記名式への変更も可能です。格付は取得していません。

(3) 発行数

1兆円に相当する口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

1兆円を上限とします。

(5) 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：ハイ毎月）

なお、下記においてもご照会いただけます。

U F J パートナーズ投信株式会社（ユーワフジェイパートナーズ投信株式会社）

電話番号 03-3277-9639（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.ufj-partners.co.jp/>

（注）「委託会社の毎営業日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに
12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。

(6) 申込手数料

申込手数料（1万口当たり）は次の通りです。

申込価額（発行価格）×2.1%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

U F J パートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

申込手数料（税込）は申込金支払い時に合わせてお支払いいただきます。

累積投資コースの場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(7) 申込単位

申込単位は申込みコースにより次の通りです。

一般コース：1万口以上1万口単位、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

累積投資コース：1万円以上1円単位または50万円以上1円単位

取扱いの申込みコースおよび申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

UFJパートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

申込みコースは途中で変更することはできません。

「ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（為替ヘッジ付き）」を換金した受取金額をもって換金請求受付日当日にファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）は、販売会社が定める申込単位によるものとします。

ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

金額指定の場合、申込単位には申込手数料（税込）が含まれます。

累積投資コースの場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

累積投資コースを選択した受益証券取得申込者が販売会社との間で積立方式による販売に関する契約を締結した場合、当該契約において規定する申込単位によるものとします。

（注）積立方式による販売の取扱いの有無は販売会社によって異なります。積立方式による販売の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

(8) 申込期間

継続募集期間

平成16年10月16日から平成17年4月15日までです。

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(9) 申込取扱場所

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

UFJパートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

(10) 払込期日

申込みを受け付けた販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合があるので、販売会社にご確認ください。

(11) 払込取扱場所

申込みを受け付けた販売会社とします。（「（9）申込取扱場所」の項をご参照ください。）

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法

受益証券取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

なお、累積投資コースを選択する場合には、受益証券取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約を締結するものとします。また、販売会社によっては収益分配金を定期的に受け取るための定期引出契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

(注) 販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。

また、累積投資コースを選択する場合、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。

申込みの受付時間（継続募集期間）

午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

申込みの受付中止について

継続募集期間において、以下の日は取得申込みを受け付けません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

また、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的および基本的性格

ファンドの目的	信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額	1兆円
ファンドの基本的性格	ファンド・オブ・ファンズ 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（マザーファンドを除く。））に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

(2) ファンドの沿革

平成15年8月8日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) ファンドの仕組み

委託会社およびファンドの関係法人の役割

受益者
お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、換金の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

受託会社 U F J 信託銀行株式会社 (ユーエフジェイ信託銀行株式会社、 再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	信託財産の保管・管理等を行います。
--	-------------------

投資顧問会社 ピムコ ジャパン リミテッド
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

投資 損益
有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいて締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「U F Jパートナーズ投信株式会社の発行する受益証券の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と投資顧問会社との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（平成 16 年 8 月末現在）

・資本金

151 億 7,427 万 2,500 円

・沿革

昭和 34 年 12 月 1 日	山一證券投資信託委託株式会社として設立
平成 10 年 5 月 1 日	パートナーズ投信株式会社に商号を変更
平成 10 年 7 月 4 日	三和投信投資顧問株式会社が営業する証券投資信託委託業務を譲受
平成 12 年 1 月 17 日	ユニバーサル投信株式会社と合併
平成 13 年 4 月 1 日	東海投信投資顧問株式会社および東洋信アセットマネジメント株式会社が営業する投資信託委託業務を譲受
平成 13 年 4 月 2 日	U F Jパートナーズ投信株式会社（登記簿上はユーフェイパートナーズ投信株式会社）に商号を変更

・大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比率
株式会社 U F J ホールディングス	大阪府大阪市中央区伏見町 3-5-6	株 2,608,545	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンドおよびピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等に実質的な投資を行います。

メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス（BB-B、円ベース）×50% + リーマン・プラザーズ・グローバル総合インデックス（日本円を除く、円ベース）×50%の合成指数をベンチマークとします。各投資信託証券の組入比率は、それぞれ純資産総額の50%程度となるよう調整します。

実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてB-格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則として BBB-格相当以上を維持します。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則としてベンチマーク±2年以内で調整します。

実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

運用指図に関する権限は、ピムコ ジャパン リミテッドに委託します。^(注)

ピムコ ジャパン リミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。PIMCOとは、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（PIMCO）の略称で、米国に本拠を置く債券運用の専門会社です。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用指図に関する権限の委託を受けるもの、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2) 投資対象

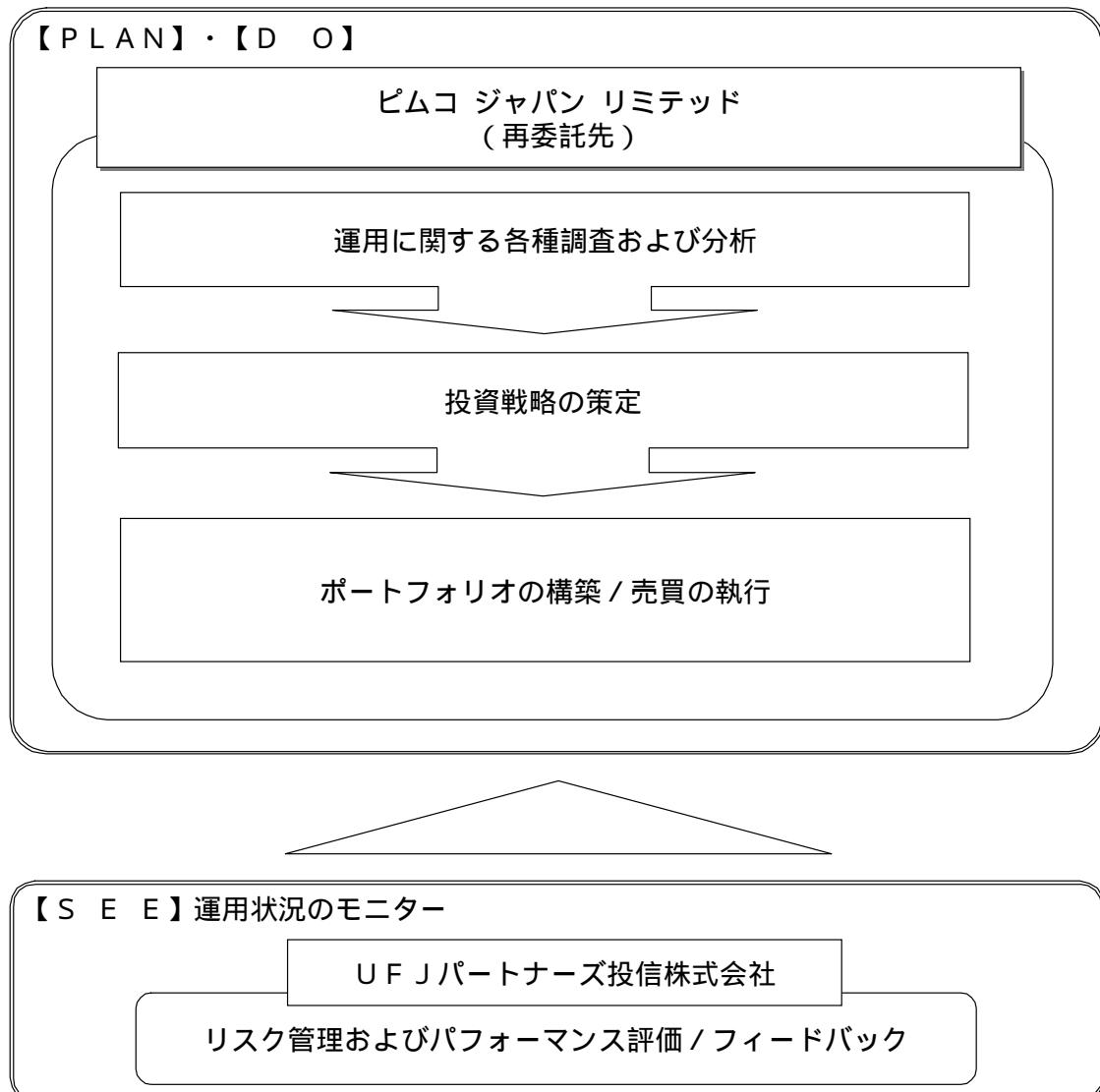
投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用を行います。

(3) 運用体制

「運用指図の再委託の取扱いに関する規則」（社内規則）に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

当ファンドは運用に関する指図権限を、ピムコ ジャパン リミテッドに委託しております。



(4) 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 投資制限

信託約款による規定

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

信用取引の指図は行いません。

有価証券の借入れは行いません。

資金の借入れを行うことができます。当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

<参考> 投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド	ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド
形態	ケイマン籍・円建外国投資信託	
投資態度	ベンチマークであるメリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス（B B - B、円ベース）を上回る投資成果をめざします。	ベンチマークであるリーマン・ブラザーズ・グローバル総合インデックス（日本円を除く、円ベース）を上回る投資成果をめざします。
主な投資対象	世界各国の社債等	世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常、ファンドの 80%以上を BBB - 格相当未満の格付を取得している公社債に投資します。 ・ 投資する公社債は原則として取得時ににおいて B - 格相当以上の格付を取得しているものに限ります。 ・ ポートフォリオの平均格付は、原則として B - 格相当以上に維持します。 ・ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則としてベンチマーク ± 2 年の範囲で調整します。 ・ 同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の 3%（）以内とします（国債や政府機関債等を除きます。）。 ・ エマージング債への投資は行いません。 ・ 原則として、為替ヘッジは行いません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資する公社債は原則として取得時ににおいて BBB - 格相当以上の格付を取得しているものに限ります。 ・ ポートフォリオの平均格付は、原則として AA - 格相当以上に維持します。 ・ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則としてベンチマーク ± 2 年の範囲で調整します。 ・ 同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の 3%（）以内とします（国債や政府機関債等を除きます。）。 ・ エマージング債への投資は行いません。 ・ 原則として、為替ヘッジは行いません。
信託報酬	信託報酬はかかりません。	
申込手数料	申込手数料はかかりません。	
投資顧問会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)	
設定日	2003年8月8日	
決算日	原則として毎年2月28日	
分配方針	原則として毎月経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。	

() ファンドは上記の 2 つの外国投資信託に純資産総額の 50% 程度ずつ投資しますので、同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、原則として、ファンド全体の純資産総額の 1.5% 程度を上限とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドへの投資にあたりましては、以下のようなファンドの運用に関するリスクおよび留意点に十分ご留意ください。

ファンドの運用に関するリスク

当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、債券の価格変動、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではありません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

債券の価格変動リスク	<p>当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託が組み入れている債券の価格変動の影響を受けます。債券の価格変動は主に金利の変動、発行体の信用状況の変化の影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none">・金利変動リスク <p>一般的に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・発行体の信用状況の変化によるリスク（信用リスク） <p>債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該債券の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります。）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</p> <p>また、一般的に債券の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。</p> <p>高利回り債券への投資に伴う信用リスクについて・・・</p> <p>当ファンドが投資する投資信託が組み入れる高利回り債券は、相対的に信用度が低い発行体が発行しています。そのため、比較的利回りが高い反面、発行体の信用状況の変化による債券価格の変動幅が、信用度が高い発行体が発行する債券と比べて大きくなる傾向があります。</p>
為替市場の相場変動リスク（為替変動リスク）	<p>当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。</p> <p>外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、外国為替相場は、各政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。また、外国為替相場は短期間に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</p>
カントリーリスク	<p>外国証券へ投資する投資信託に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</p>
有価証券先物取引等に伴うリスク	<p>投資する投資信託は有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は、有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。</p>

流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却（先物取引等については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。
資産規模に関するリスク	当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的でできない場合があります。
資産担保証券(MBS、ABS)の期限前償還リスク	資産担保証券 (MBS、ABS) の担保となるローンは、一般的に金利が低下した場合、低金利のローンへの借換えが増加する傾向があります。ローンの期限前返済に伴い、資産担保証券の期限前償還が増加したことにより、ファンドは当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因によりファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

申込み・解約請求等に関する留意点	当ファンドは、以下の日は申込みおよび解約請求はできません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 なお、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みおよび解約請求を取り消すことがあります。
信託期間に関する留意点	当ファンドは、受益権総口数が 50 億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
収益分配に関する留意点	当ファンドは、安定した収益分配をめざして運用を行いますが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

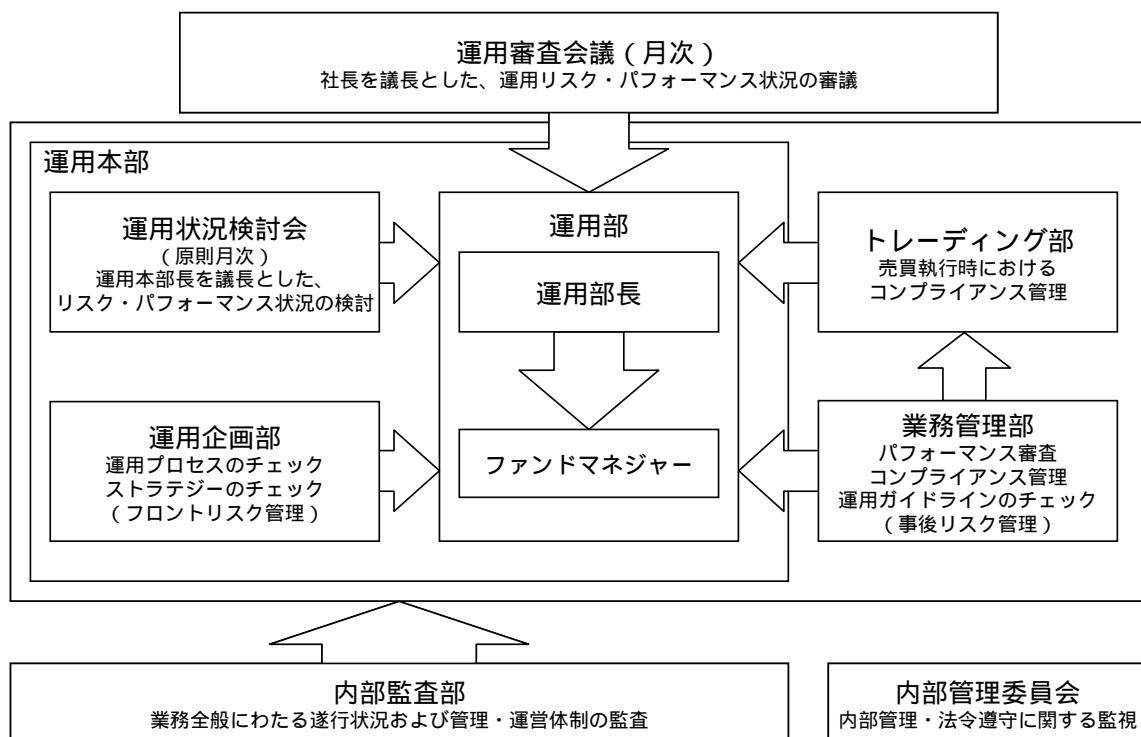
(2) 管理体制

ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析およびリスク管理については、運用フロントとして運用企画部が運用プロセス管理を行っております。また、業務管理部において、各種リスク水準等のモニタリング・警告を行います。そのほか、運用成績の向上を目的としたリスク・パフォーマンス状況の分析・検討を行うため運用本部長を議長とする「運用状況検討会」を開催するとともに、社長を議長とする「運用審査会議」にて運用実績の審査を行います。

コンプライアンス（法令遵守）に関するチェックは以下のような分業体制で行い、牽制機能を働かせています。

- ・各種組入比率制限超過等の管理および総合的なコンプライアンス管理プロセスの策定…業務管理部
- ・売買執行時における公正な価格形成等のための管理…トレーディング部
- ・業務全般にわたる遂行状況および管理・運営体制の監査…内部監査部

また、取締役会で選任された委員長を議長とする「内部管理委員会」が月次およびそれ以外でも必要に応じ隨時開催され、内部管理の適正な運営、法令違反等の重大な事故への公正な対処が行われます。



4 手数料等および税金

(1) 申込手数料

申込手数料（1万口当たり）は次の通りです。

申込価額（発行価格）×2.1%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

U F J パートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

申込手数料（税込）は申込金支払い時に合わせてお支払いいただきます。

累積投資コースの場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.365%（税抜年1.3%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7875%	年0.525%	年0.0525%
（税抜年0.75%）	（税抜年0.5%）	（税抜年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社が受ける報酬には投資顧問会社が受ける報酬（年0.5%以内）が含まれています。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(4) その他の手数料等

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、先物・オプション取引に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用は、信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れを行った場合、借入れの利息は、信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産から支払われます。

(5) 課税上の取扱い

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、次の通り課税されます。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

個人の受益者に対する課税

20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます（平成16年1月1日から平成20年3月31日までは、10%（所得税7%および地方税3%）の優遇税率が適用となります。）。

なお、総合課税を選択することもできます。

解約・償還損については、株式等の譲渡による所得との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます（平成16年1月1日から平成20年3月31日までは、7%（所得税7%）の優遇税率が適用となります。）。地方税の源泉徴収はありません。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」とがあり両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

以上の内容は、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成16年8月31日現在
(単位:円)

資産の種類	国名	時価合計	投資比率(%)
証券投資信託受益証券	日本	109,467,431,456	100.18
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		191,870,745	0.18
純資産総額		109,275,560,711	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

下記計算期間末日および平成16年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成15年9月16日)	12,099,865,370 (分配付) 12,018,107,216 (分配落)	10,064 (分配付) 9,996 (分配落)
第2計算期間末日 (平成15年10月15日)	15,345,609,231 (分配付) 15,267,884,580 (分配落)	9,477 (分配付) 9,429 (分配落)
第3計算期間末日 (平成15年11月17日)	20,157,125,233 (分配付) 20,054,546,342 (分配落)	9,432 (分配付) 9,384 (分配落)
第4計算期間末日 (平成15年12月15日)	24,791,759,395 (分配付) 24,667,015,313 (分配落)	9,540 (分配付) 9,492 (分配落)
第5計算期間末日 (平成16年1月15日)	31,639,016,794 (分配付) 31,481,017,906 (分配落)	9,612 (分配付) 9,564 (分配落)
第6計算期間末日 (平成16年2月16日)	41,818,794,181 (分配付) 41,621,184,685 (分配落)	9,523 (分配付) 9,478 (分配落)
第7計算期間末日 (平成16年3月15日)	57,031,554,821 (分配付) 56,772,864,452 (分配落)	9,921 (分配付) 9,876 (分配落)
第8計算期間末日 (平成16年4月15日)	67,806,002,763 (分配付) 67,485,178,596 (分配落)	9,511 (分配付) 9,466 (分配落)
第9計算期間末日 (平成16年5月17日)	78,002,402,519 (分配付) 77,642,299,263 (分配落)	9,748 (分配付) 9,703 (分配落)
第10計算期間末日 (平成16年6月15日)	85,956,770,586 (分配付) 85,551,136,684 (分配落)	9,536 (分配付) 9,491 (分配落)
第11計算期間末日 (平成16年7月15日)	96,097,765,282 (分配付) 95,645,868,328 (分配落)	9,569 (分配付) 9,524 (分配落)
第12計算期間末日 (平成16年8月16日)	105,525,023,134 (分配付) 105,038,584,606 (分配落)	9,762 (分配付) 9,717 (分配落)
平成15年 8月末日	10,184,031,526	9,843
9月末日	13,553,824,539	9,589
10月末日	17,744,019,378	9,361
11月末日	21,718,776,032	9,499
12月末日	28,874,935,892	9,530
平成16年 1月末日	36,610,989,522	9,447
2月末日	47,567,434,884	9,781
3月末日	60,388,741,006	9,392
4月末日	72,693,265,904	9,574
5月末日	81,246,670,740	9,551
6月末日	89,820,901,162	9,345
7月末日	101,129,378,602	9,704
8月末日	109,275,560,711	9,635

分配の推移

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	68円
第2計算期間	48円
第3計算期間	48円
第4計算期間	48円
第5計算期間	48円
第6計算期間	45円
第7計算期間	45円
第8計算期間	45円
第9計算期間	45円
第10計算期間	45円
第11計算期間	45円
第12計算期間	45円

収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	0.64
第2計算期間	5.19
第3計算期間	0.03
第4計算期間	1.66
第5計算期間	1.26
第6計算期間	0.42
第7計算期間	4.67
第8計算期間	3.69
第9計算期間	2.97
第10計算期間	1.72
第11計算期間	0.82
第12計算期間	2.49

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(3) 設定および解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	12,023,757,977	500,000	12,023,257,977
第2計算期間	4,222,796,362	53,418,569	16,192,635,770
第3計算期間	5,199,743,822	21,777,116	21,370,602,476
第4計算期間	4,676,317,409	58,569,348	25,988,350,537
第5計算期間	7,035,613,670	107,529,052	32,916,435,155
第6計算期間	11,823,929,024	827,142,837	43,913,221,342
第7計算期間	14,228,624,701	655,097,232	57,486,748,811
第8計算期間	14,050,927,723	243,417,078	71,294,259,456
第9計算期間	9,008,841,070	280,154,684	80,022,945,842
第10計算期間	10,724,344,295	606,422,931	90,140,867,206
第11計算期間	10,609,933,320	329,255,094	100,421,545,432
第12計算期間	8,825,422,773	1,149,517,350	108,097,450,855

(注) 第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

6 管理および運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 ただし、便宜上 1 万口当たりで表示されます。</p> <p>(注) 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。取引所に上場されている受益証券等の場合、原則として、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。取引所に上場されていない受益証券等の場合、ならびに公社債等の場合、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）、証券会社・銀行等の提示する価額または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>U F J パートナーズ投信株式会社 電話番号 03-3277-9639 (受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時～午後 5 時) ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/</p>

申込（販売）手続き等

申込方法	<p>受益証券取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。</p> <p>なお、累積投資コースを選択する場合には、受益証券取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約を締結するものとします。また、販売会社によっては収益分配金を定期的に受け取るための定期引出契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。</p> <p>また、累積投資コースを選択する場合、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。</p>
申込受付時間	継続募集期間において、午後 3 時（半日営業日は午前 11 時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	<p>継続募集期間において、以下の日は取得申込みを受け付けません。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。</p>

換金（解約）手続き等

解約単位	一般コース：1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 累積投資コース：1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額 (当該基準価額の0.3%)
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 U F J パートナーズ投信株式会社 電話番号 03-3277-9639 (受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払い ます。
解約請求受付時間	午後3時(半日営業日は午前11時)までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	以下の日は解約請求を受け付けません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行つた当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

保管

受益証券の保管	<ul style="list-style-type: none"> 受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。 「累積投資コース」をお申込みの場合の受益証券は、すべて保護預りとなります。 保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。 保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。
---------	--

信託期間

信託期間	平成15年8月8日から無期限
------	----------------

計算期間

計算期間	原則として、毎月 16 日から翌月 15 日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 15 年 8 月 8 日から平成 15 年 9 月 16 日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	--

その他

a ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続き（下記 c および d）にしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 ・受益権の総口数が 50 億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
b 信託約款の変更	委託会社は、法令および信託約款に定める手続き（下記 c および d）にしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
c ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します（ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
d 異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（1 カ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます（ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。）。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
e 関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「U F J パートナーズ投信株式会社の発行する受益証券の取扱に関する契約」の期間は、契約締結日から 1 カ年とし、期間満了 1 カ月以前に相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と投資顧問会社との間で締結された契約は、定められた期間有効に存続します。
f 運用報告書の作成	委託会社は、6 計算期間毎（毎年 1 月および 7 月）および償還時に運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。ただし、第 1 作成期は 5 計算期間とします。

g 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継せることができます。これに伴い、この信託契約に関する営業を承継せることができます。
h 受託会社の辞任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記 b の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
i 信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(2) 受益者の権利等

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「一般コース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、原則として決算日から起算して 5 営業日目から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 <p>「累積投資コース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目から受益証券と引換えに受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己の有する受益証券につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 <p>（「(1) 資産管理等の概要　換金（解約）手続き等」参照）</p>

第2 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

3. 当ファンドの第1期計算期間は、約款第33条により、平成15年8月8日から平成15年9月16日までとしております。このため、前特定期間は、平成15年8月8日から平成16年1月15日までとしております。

4. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間（平成15年8月8日から平成16年1月15日まで）および当特定期間（平成16年1月16日から平成16年7月15日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成16年3月2日

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

(定款上の商号 U F J パートナーズ投信株式会社)

取締役会 御中

中央青山監査団



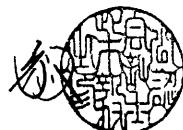
代表社員 関与社員 公認会計士

細野 康弘



関与社員 公認会計士

永井



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンドの平成15年8月8日から平成16年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剩余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試験を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンドの平成16年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年8月31日

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

(定款上の商号 U F J パートナーズ投信株式会社)

取締役会御中



代表社員 公認会計士
関与社員

細野康弘



代表社員 公認会計士
関与社員

久松



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンドの平成16年1月16日から平成16年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンドの平成16年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記番号	前期	当期
		[平成16年1月15日現在]	[平成16年7月15日現在]
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		299,885,941	401,217,393
コール・ローン		220,475,471	909,663,075
証券投資信託受益証券		31,821,610,686	95,678,670,154
未収利息		8	31
流動資産合計		32,341,972,106	96,989,550,653
資産合計		32,341,972,106	96,989,550,653
負債の部			
流動負債			
未払金		669,987,664	769,971,471
未払収益分配金		157,998,888	451,896,954
未払解約金			19,353,719
未払受託者報酬		1,252,274	3,875,629
未払委託者報酬		31,306,851	96,890,732
その他未払費用		408,523	1,693,820
流動負債合計		860,954,200	1,343,682,325
負債合計		860,954,200	1,343,682,325
純資産の部			
元本			
元本		32,916,435,155	100,421,545,432
剰余金			
期末欠損金		1,435,417,249	4,775,677,104
(うち分配準備積立金)		(96,544,355)	(1,312,274,288)
剰余金合計		1,435,417,249	4,775,677,104
純資産合計		31,481,017,906	95,645,868,328
負債・純資産合計		32,341,972,106	96,989,550,653

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記番号	前期	当期
		(自 平成15年8月8日 至 平成16年1月15日)	(自 平成16年1月16日 至 平成16年7月15日)
		金額	金額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		674,548,176	2,511,345,134
受取利息		437	1,651
有価証券売買等損益		427,428,333	411,839,523
営業収益合計		247,120,280	2,099,507,262
営業費用			
受託者報酬		4,085,804	16,938,858
委託者報酬		102,145,097	423,471,285
その他費用		408,523	1,693,820
営業費用合計		106,639,424	442,103,963
営業利益		140,480,856	1,657,403,299
経常利益		140,480,856	1,657,403,299
当期純利益		140,480,856	1,657,403,299
一部解約に伴う当期純利益分配額			5,894,560
一部解約に伴う当期純損失分配額		602,863	
期首剰余金又は期首次損金()			1,435,417,249
剰余金増加額		10,711,530	
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(10,711,530)	()
欠損金減少額			126,426,738
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		()	(126,426,738)
剰余金減少額		1,042,407,832	
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(1,042,407,832)	()
欠損金増加額			3,123,437,188
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		()	(3,123,437,188)
分配金		544,804,666	1,994,758,144
期末欠損金		1,435,417,249	4,775,677,104

重要な会計方針

区分	前期 (自 平成15年 8月 8日 至 平成16年 1月15日)	当期 (自 平成16年 1月16日 至 平成16年 7月15日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 証券投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における特定期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、および証券会社、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>(1) 証券投資信託受益証券 同 左</p> <p>(2) 証券投資信託受益証券以外の有価証券 同 左</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 同 左</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 同 左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同 左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前 期 [平成16年 1月15日現在]	当 期 [平成16年 7月15日現在]
1. 期首元本額 6,982,015,898円 期中追加設定元本額 26,176,213,342円 期中解約元本額 241,794,085円	1. 期首元本額 32,916,435,155円 期中追加設定元本額 70,446,600,133円 期中解約元本額 2,941,489,856円
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,435,417,249円であります。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,775,677,104円であります。

(損益及び剰余金計算書関係)

前 期 (自 平成15年 8月 8日 至 平成16年 1月15日)	当 期 (自 平成16年 1月16日 至 平成16年 7月15日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁する額 45,321,356円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁する額 167,026,092円
2. 分配金の計算過程 (平成15年8月8日から平成15年9月16日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(93,534,105円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(39,065,789円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は132,599,894円(1口当たり0.0110円(1万口当たり110円))であり、うち81,758,154円(1口当たり0.0068円(1万口当たり68円))を分配金額としてあります。 (平成15年9月17日から平成15年10月15日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(82,157,412円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(14,199,669円)および分配準備積立金(50,790,919円)より分配対象収益は147,148,000円(1口当たり0.0090円(1万口当たり90円))であり、うち77,724,651円(1口当たり0.0048円(1万口当たり48円))を分配金額としてあります。	2. 分配金の計算過程 (平成16年1月16日から平成16年2月16日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(207,363,068円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(164,955,846円)および分配準備積立金(96,476,907円)より分配対象収益は468,795,821円(1口当たり0.0106円(1万口当たり106円))であり、うち197,609,496円(1口当たり0.0045円(1万口当たり45円))を分配金額としてあります。 (平成16年2月17日から平成16年3月15日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(293,697,219円)、一部解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,008,057,957円)、信託約款に規定される収益調整金(246,257,273円)および分配準備積立金(105,046,130円)より分配対象収益は1,653,058,579円(1口当たり0.0287円(1万口当たり287円))であり、うち258,690,369円(1口当たり0.0045円(1万口当たり45円))を分配金額としてあります。

前 期 (自 平成15年 8月 8日 至 平成16年 1月15日)	当 期 (自 平成16年 1月16日 至 平成16年 7月15日)
(平成15年10月16日から平成15年11月17日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(117,192,968円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(38,416,674円)および分配準備積立金(55,202,984円)より分配対象収益は210,812,626円(1口当たり0.0098円(1万口当たり98円))であり、うち102,578,891円(1口当たり0.0048円(1万口当たり48円))を分配金額としてあります。	(平成16年3月16日から平成16年4月15日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(313,892,601円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(581,605,263円)および分配準備積立金(1,144,218,375円)より分配対象収益は2,039,716,239円(1口当たり0.0286円(1万口当たり286円))であり、うち320,824,167円(1口当たり0.0045円(1万口当たり45円))を分配金額としてあります。
(平成15年11月18日から平成15年12月15日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(135,845,686円)、一部解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(60,985,606円)および分配準備積立金(69,675,942円)より分配対象収益は266,507,234円(1口当たり0.0102円(1万口当たり102円))であり、うち124,744,082円(1口当たり0.0048円(1万口当たり48円))を分配金額としてあります。	(平成16年4月16日から平成16年5月17日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(449,130,061円)、一部解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(799,255,419円)および分配準備積立金(1,133,592,532円)より分配対象収益は2,381,978,012円(1口当たり0.0297円(1万口当たり297円))であり、うち360,103,256円(1口当たり0.0045円(1万口当たり45円))を分配金額としてあります。
(平成15年12月16日から平成16年1月15日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(173,978,184円)、一部解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(97,499,861円)および分配準備積立金(80,565,059円)より分配対象収益は352,043,104円(1口当たり0.0106円(1万口当たり106円))であり、うち157,998,888円(1口当たり0.0048円(1万口当たり48円))を分配金額としてあります。	(平成16年5月18日から平成16年6月15日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(431,563,128円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,059,205,972円)および分配準備積立金(1,215,186,283円)より分配対象収益は2,705,955,383円(1口当たり0.0300円(1万口当たり300円))であり、うち405,633,902円(1口当たり0.0045円(1万口当たり45円))を分配金額としてあります。
(平成16年6月16日から平成16年7月15日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(526,510,594円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,323,407,895円)および分配準備積立金(1,237,660,648円)より分配対象収益は3,087,579,137円(1口当たり0.0307円(1万口当たり307円))であり、うち451,896,954円(1口当たり0.0045円(1万口当たり45円))を分配金額としてあります。	(平成16年7月16日から平成16年8月15日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(526,510,594円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,323,407,895円)および分配準備積立金(1,237,660,648円)より分配対象収益は3,087,579,137円(1口当たり0.0307円(1万口当たり307円))であり、うち451,896,954円(1口当たり0.0045円(1万口当たり45円))を分配金額としてあります。

(有価証券関係)
売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	前 期 [平成16年 1月15日現在]		当 期 [平成16年 7月15日現在]	
	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
証券投資信託受益証券	31,821,610,686	427,428,333	95,678,670,154	411,839,523
合 計	31,821,610,686	427,428,333	95,678,670,154	411,839,523

(デリバティブ取引等関係)

1. 取引の状況に関する事項

前 期 (自 平成15年 8月 8日 至 平成16年 1月15日)	当 期 (自 平成16年 1月16日 至 平成16年 7月15日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2. 取引の時価等に関する事項

前 期 (平成16年 1月15日現在)	当 期 (平成16年 7月15日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前 期 (平成16年 1月15日現在)	当 期 (平成16年 7月15日現在)
1口当たり純資産額 0.9564円 (1万口当たり 9,564円)	0.9524円 (1万口当たり 9,524円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	口数 (口)	評価額	備考
証券投資信託受益証券	ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド	5,103,107	48,020,236,870	
	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド	4,965,972	47,658,433,284	
合計		10,069,079	95,678,670,154	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド」、「ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド」証券投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「証券投資信託受益証券」は、これら証券投資信託の受益証券です。これら証券投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

「ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド」および「ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド」の状況

これら証券投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された外国投資信託であります。これら証券投資信託は、平成 16 年 2 月 29 日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立監査人により財務書類の監査を受けております。これら証券投資信託の「資産・負債計算書」および「投資有価証券明細表」等は、ピムコ ジャパン リミテッドより入手した原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

資産・負債計算書

2004 年 2 月 29 日現在

	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド	ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド
	千米ドル	千米ドル
資産：		
投資有価証券（時価）	213,370	216,097
現金	0	1
外貨（時価）	1,248	1,810
投資有価証券売却に係る未収金	336	34
投資有価証券売却（遅延引渡基準）に係る未収金	198	4,844
先渡為替契約の未実現評価益	365	103
ファンドユニット売却に係る未収金	8,739	8,735
未収利息および未収配当金	3,909	856
未収変動証拠金	0	309
支払スワッププレミアム	0	733
スワップ契約未実現評価益	0	279
先渡オプション未実現評価益	0	0
	228,165	233,801
負債：		
投資有価証券購入に係る未払金	5,138	1,808
投資有価証券売却（遅延引渡基準）に係る未払金	-	0
先渡為替契約の未実現評価損	295	1,139
空売り未払金	0	4,922
売建オプション残高	90	688
未払投資顧問料	0	0
未払変動証拠金	2	-
未払事務手数料	-	0
受取スワッププレミアム	0	270
スワップ契約未実現評価損	0	770
その他負債	0	0
	5,525	9,597
純資産：	222,640	224,204
純資産の構成：		
元本	218,766	218,762
未分配（超過分配）投資純利益	707	244
累積未分配実現純（損）益	(1,199)	2,177
未実現評価純利益	4,366	3,021
	222,640	224,204
発行済受益証券：	2,468 千口	2,541 千口
受益証券 1 口当たりの純資産額および買戻価額 (発行済受益証券 1 口当たりの純資産) (米ドル表示)	90.21 米ドル	88.22 米ドル
(日本円表示)	9,856 円	9,639 円
保有投資有価証券（原価）	千米ドル	千米ドル
保有外貨（原価）	209,064	212,775
	1,257	1,840

投資有価証券明細表
ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド
2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
<ベルギー (d)(e) 1.0%>				
Barry Callebaut Services NV	9.250%	2010年3月15日	EC 100	\$ 142
	9.250%	2010年3月15日		700 996
Telenet Communications NV	9.000%	2013年12月15日		600 768
	9.000%	2013年12月15日		250 320
ベルギー合計				<u>2,226</u>
(取得原価 \$2,151)				
<カナダ 2.2%>				
Abitibi-Consolidated, Inc.	8.550%	2010年8月1日	\$ 400	446
	8.850%	2030年8月1日		425 451
Bombardier Recreational Products, Inc.	8.375%	2013年12月15日		1,000 1,045
GP Canada Finance Co.	7.200%	2006年12月15日		400 418
Norampac, Inc.	6.750%	2013年6月1日		525 556
Quebecor Media, Inc.	11.125%	2011年7月15日		1,060 1,219
Rogers Cantel, Inc.	9.375%	2008年6月1日		235 248
Stone Container Corp.	11.500%	2006年8月15日		400 417
カナダ合計				<u>4,800</u>
(取得原価 \$4,713)				
<ケイマン諸島 0.9%>				
Bluewater Finance Ltd.	10.250%	2012年2月15日	\$ 1,890	<u>2,032</u>
ケイマン諸島合計				<u>2,032</u>
(取得原価 \$2,022)				
<フランス (d)(e) 1.3%>				
BSN Glasspack Obligation	9.250%	2009年8月1日	EC 600	820
Crown European Holdings S.A.	9.500%	2011年3月1日	\$ 250	282
	10.250%	2011年3月1日	EC 300	421
Fimep S.A.	10.500%	2013年2月15日	\$ 200	239
	11.000%	2013年2月15日	EC 200	300
Rhodia S.A.	8.000%	2010年6月1日		400 471
Vivendi Universal S.A.	9.250%	2010年4月15日	\$ 335	396
フランス合計				<u>2,929</u>
(取得原価 \$2,719)				
<ドイツ (d)(e) 1.6%>				
Flender Holding GmbH	11.000%	2010年8月1日	EC 200	286
	11.000%	2010年8月1日		200 287
Kronos International, Inc.	8.875%	2009年6月30日		625 850
Messer Griesheim Holding AG	10.375%	2011年6月1日		500 745
Schenenacker AG	9.500%	2014年2月11日		1,000 1,282
ドイツ合計				<u>3,450</u>
(取得原価 \$3,196)				
<ガーンジー島 (d)(e) 0.5%>				
ABB International Finance Ltd.	11.000%	2008年1月15日	EC 400	580
	6.500%	2011年11月30日		400 518
ガーンジー島合計				<u>1,098</u>
(取得原価 \$989)				
<アイルランド (d)(e) 0.9%>				
Eircom Funding	8.250%	2013年8月15日	\$ 150	167
	8.250%	2013年8月15日	EC 135	188
JSG Funding PLC	9.625%	2012年10月1日	\$ 250	282
	10.125%	2012年10月1日	EC 850	1,193
Valentia Telecommunications Ltd.	7.250%	2013年8月15日		200 273
アイルランド合計				<u>2,103</u>
(取得原価 \$2,007)				
<ラトビア 0.2%>				
Royal Caribbean Cruises Ltd.	8.000%	2010年5月15日	\$ 475	<u>533</u>
ラトビア合計				<u>533</u>
(取得原価 \$496)				
<リベリア 0.2%>				
Royal Caribbean Cruises Ltd.	8.750%	2011年2月2日	\$ 400	<u>463</u>
リベリア合計				<u>463</u>

投資有価証券明細表(続き)
 ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド
 2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日		額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
(取得原価 \$458)					
<ルクセンブルグ (d)(e) 0.8%>					
Sanitec International S.A.	9.000%	2012年5月15日	EC	925 \$	1,149
Tyco International Group S.A.	6.750%	2011年2月15日	\$	640	708
ルクセンブルグ合計					1,857
(取得原価 \$1,749)					
<オランダ (d)(e) 3.3%>					
Ardagh Glass Finance BV	8.875%	2013年7月1日	EC	200	271
	8.875%	2013年7月1日		400	543
Aspropulsion Capital BV	9.625%	2013年10月1日		325	424
GE Capital Mortgage Services, Inc.	9.625%	2013年10月1日		400	522
Fresenius Finance BV	7.750%	2009年4月30日		200	276
Heidelbergcement Finance BV	7.375%	2010年7月15日		750	1,007
Impress Group NV	10.500%	2007年5月25日		300	381
Kappa Beheer BV	10.625%	2009年7月15日	\$	665	712
	10.625%	2009年7月15日	EC	295	393
	10.625%	2009年7月15日		155	207
Koninklijke Hoogovens NV	4.625%	2007年4月22日		250	135
	5.625%	2008年6月24日		1,350	754
Koninklijke Vendex KBB NV	7.375%	2010年11月25日		600	829
Yell Finance BV	10.750%	2011年8月1日	BP	425	903
オランダ合計					7,357
(取得原価 \$6,959)					
<スウェーデン (d)(e) 0.6%>					
Preem Holdings AB	10.625%	2011年3月31日	EC	300	388
Telefonaktiebolaget LM Ericsson	7.375%	2008年6月5日	BP	425	856
スウェーデン合計					1,244
(取得原価 \$1,129)					
<イギリス (d)(e) 2.3%>					
Britax Group PLC	11.250%	2011年5月15日	EC	300	382
Ineos Group Holdings PLC	10.500%	2010年8月1日		600	841
Ineos Vinyls Finance PLC	9.125%	2011年12月1日		350	455
Inmarsat Finance PLC	7.625%	2012年6月30日	\$	800	828
Invensys PLC	9.875%	2011年3月15日		500	491
Lucite International Finance	10.250%	2010年5月15日	EC	725	995
United Biscuit Finance Ltd.	10.750%	2011年4月15日	BP	200	416
United Biscuits Holding PLC	10.625%	2011年4月15日	EC	200	281
Xerox Capital Europe PLC	5.250%	2004年12月3日		325	412
イギリス合計					5,101
(取得原価 \$4,933)					
<アメリカ (d)(e) 75.3%>					
社債等 75.3%					
ABB Finance, Inc.	6.750%	2004年6月3日	\$	100	101
Abitibi-Consolidated, Inc.	8.300%	2005年8月1日		250	264
	6.950%	2006年12月15日		350	369
AEC Ironwood LLC	8.857%	2025年11月30日		592	648
AES Corp.	8.875%	2011年2月15日		575	615
	8.750%	2013年5月15日		1,830	2,018
	8.540%	2019年11月30日		192	209
Allbritton Communications Co.	7.750%	2012年12月15日		450	469
Allied Waste North America, Inc.	8.500%	2008年12月1日		3,540	3,965
	10.000%	2009年8月1日		125	135
	9.250%	2012年9月1日		700	793
American Cellular Corp.	10.000%	2011年8月1日		1,650	1,666
American Color Graphics, Inc.	10.000%	2010年6月15日		300	268
American Media Operations, Inc.	10.250%	2009年5月1日		1,365	1,433
	8.875%	2011年1月15日		200	208
American Tower Escrow	0.000%	2008年8月1日		1,650	1,163
AmeriGas Partners LP	10.000%	2006年4月15日		515	564
AmerisourceBergen Corp.	7.250%	2012年11月15日		500	540
Arch Western Finance LLC	6.750%	2013年7月1日		280	297
Argosy Gaming Co.	7.000%	2014年1月15日		800	823
Armor Holdings, Inc.	8.250%	2013年8月15日		560	615
ArvinMeritor, Inc.	8.750%	2012年3月1日		800	900
Aviall, Inc.	7.625%	2011年7月1日		690	738

投資有価証券明細表(続き)
 ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド
 2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
Beverly Enterprises, Inc.	9.625%	2009年4月15日	\$ 360	409
Boise Cascade Corp.	7.000%	2013年11月1日	825	872
Boyd Gaming Corp.	7.750%	2012年12月15日	480	518
BRL Universal Equipment	8.875%	2008年2月15日	240	258
Cadmus Communications Corp.	9.750%	2009年6月1日	1,250	1,333
Caesars Entertainment, Inc.	8.125%	2011年5月15日	125	142
Calpine Corp.	8.500%	2010年7月15日	975	902
	8.750%	2013年7月15日	150	139
Canwest Media, Inc.	10.625%	2011年5月15日	1,210	1,382
Chesapeake Energy Corp.	8.125%	2011年4月1日	36	40
Choctaw Resort Development Enterprise	9.250%	2009年4月1日	225	244
Circus & Eldorado Joint Venture Silver Legacy Capital Corp.	10.125%	2012年3月1日	375	371
CMS Energy Corp.	7.625%	2004年11月15日	200	206
	7.000%	2005年1月15日	250	256
	7.750%	2010年8月1日	1,300	1,357
Commonwealth Brands, Inc.	9.750%	2008年4月15日	500	550
	10.625%	2008年9月1日	400	440
Compass Minerals Group, Inc.	10.000%	2011年8月15日	405	460
Continental Airlines, Inc.	7.056%	2009年9月15日	300	312
	7.373%	2015年12月15日	313	290
	7.256%	2020年3月15日	401	415
Crown Castle International Corp.	9.375%	2011年8月1日	310	343
	10.750%	2011年8月1日	990	1,114
CSC Holdings, Inc.	7.250%	2008年7月15日	200	214
	8.125%	2009年7月15日	200	219
	7.625%	2011年4月1日	2,755	2,989
Dex Media West LLC	8.500%	2010年8月15日	590	662
	9.875%	2013年8月15日	440	496
Dimon, Inc.	9.625%	2011年10月15日	510	541
	7.750%	2013年6月1日	450	439
DirectTV Holdings LLC	8.375%	2013年3月15日	1,560	1,782
Dobson Communications Corp.	8.875%	2013年10月1日	300	259
Domino's, Inc.	8.250%	2011年7月1日	1,120	1,210
Dow Jones TRAC-X N.A. High Yield Index	7.375%	2009年3月25日	5,700	5,750
	8.000%	2009年3月25日	4,700	4,729
Dresser, Inc.	9.375%	2011年4月15日	925	1,004
Dura Operating Corp.	8.625%	2012年4月15日	775	837
Dynegy Danskammer & Roseton LLC	7.270%	2010年11月8日	720	708
Dynegy Holdings, Inc.	9.875%	2010年7月15日	700	773
	10.125%	2013年7月15日	600	672
EchoStar DBS Corp.	10.375%	2007年10月1日	1,390	1,527
Edison International, Inc.	6.875%	2004年9月15日	550	561
El Paso CGP Co.	6.500%	2008年6月1日	150	130
El Paso Corp.	7.625%	2008年9月1日	1,050	934
	7.125%	2009年5月6日	EC 400	430
	7.875%	2012年6月15日	1,360	1,238
	7.375%	2012年12月15日	\$ 250	219
El Paso Energy Partners	8.500%	2011年6月1日	545	610
El Paso Natural Gas Co.	7.625%	2010年8月1日	220	225
El Paso Production Holding Co.	7.750%	2013年6月1日	895	846
Equistar Chemicals LP	10.125%	2008年9月1日	180	195
	8.750%	2009年2月15日	75	77
EXCO Resources, Inc.	7.250%	2011年1月15日	900	929
Extended Stay America, Inc.	9.875%	2011年6月15日	815	905
Extendicare Health Services	9.500%	2010年7月1日	345	385
Ferrellgas Partners LP	8.750%	2012年6月15日	1,020	1,137
Fiat Finance Luxembourg S.A.	3.250%	2007年1月9日	350	350
Fisher Scientific International	8.000%	2013年9月1日	590	650
	8.000%	2013年9月1日	250	276
Ford Motor Credit Co.	7.000%	2013年10月1日	600	633
Forest City Enterprises, Inc.	7.625%	2015年6月1日	525	564
Fort James Corp.	4.750%	2004年6月29日	EC 200	251
	9.500%	2022年5月15日	\$ 30	967
Fresenius Medical Care	7.875%	2011年6月15日	1,300	1,419
Garden State Newspapers, Inc.	8.625%	2011年7月1日	1,020	1,081
Gaylord Entertainment Co.	8.000%	2013年11月15日	200	213
General Motors Corp.	8.250%	2023年7月15日	700	785
Georgia-Pacific Corp.	9.375%	2013年2月1日	100	116

投資有価証券明細表(続き)
 ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド
 2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
Grief Brothers Corp.	9.875%	2021年11月1日	\$ 550	572
Hanover Equipment Trust	9.625%	2022年3月15日	250	261
HCA, Inc.	8.125%	2023年6月15日	900	904
	8.000%	2024年1月15日	700	716
Hercules, Inc.	8.875%	2012年8月1日	370	405
Hilton Hotels Corp.	8.500%	2008年9月1日	1,515	1,613
HMH Properties, Inc.	6.910%	2005年6月15日	400	421
Hollinger International Publishing	7.875%	2011年2月1日	690	798
Homer City Funding LLC	9.000%	2010年12月15日	780	854
Host Marriott LP	8.734%	2026年10月1日	1,000	1,120
	9.500%	2007年1月15日	60	67
	9.250%	2007年10月1日	525	587
	7.125%	2013年11月1日	325	337
Ingles Markets, Inc.	8.875%	2011年12月1日	780	813
Insight Midwest LP	9.750%	2009年10月1日	300	317
	10.500%	2010年11月1日	750	814
	10.500%	2010年11月1日	890	966
IPALCO Enterprises, Inc.	7.375%	2008年11月14日	200	224
	8.625%	2011年11月14日	350	397
ISP Chemco, Inc.	10.250%	2011年7月1日	1,125	1,277
ISP Holdings, Inc.	10.625%	2009年12月15日	130	144
Jefferson Smurfit Corp.	7.500%	2013年6月1日	100	105
Johnsontown Corp.	9.625%	2012年5月15日	250	274
K&F Industries, Inc.	9.625%	2012年5月15日	EC 200	271
L-3 Communications Corp.	6.125%	2013年7月15日	\$ 545	612
La Quinta Properties, Inc.	8.875%	2011年3月15日	1,120	1,156
Mail Well Corp.	9.625%	2012年3月15日	470	528
Mandalay Resort Group	6.500%	2009年7月31日	470	522
	9.375%	2010年2月15日	1,100	1,166
	7.625%	2013年7月15日	75	88
Mediacom Broadband LLC	11.000%	2013年7月15日	700	754
Merisant Co.	9.500%	2013年7月15日	1,020	1,112
MGM Mirage, Inc.	8.375%	2011年2月1日	695	712
Midwest Generation LLC	8.300%	2009年7月2日	1,090	1,262
	8.560%	2016年1月2日	250	266
Moore North America Finance, Inc.	8.560%	2011年1月15日	1,760	1,874
MSW Energy Holdings LLC	7.875%	2011年1月15日	650	744
Nalco Co.	8.500%	2010年9月1日	470	515
	7.750%	2011年11月15日	200	209
	7.750%	2011年11月15日	EC 690	874
	7.750%	2011年11月15日	100	127
	9.000%	2011年11月15日	110	139
NeighborCare, Inc.	6.875%	2013年11月15日	\$ 400	418
Newpark Resources, Inc.	8.625%	2007年12月15日	740	766
Nextel Communications, Inc.	9.375%	2009年11月15日	750	818
	6.875%	2013年10月31日	75	80
	7.375%	2015年8月1日	525	568
North American Energy Partners, Inc.	8.750%	2011年12月1日	1,000	1,030
North Atlantic Trading Co.	9.250%	2012年3月1日	1,000	1,020
Northwestern Bell Telephone	7.750%	2030年5月1日	475	449
NRG Energy, Inc.	8.000%	2013年12月15日	1,650	1,708
Ondeon Nalco Co.	9.000%	2013年11月15日	EC 200	253
Owens-Brockway Glass Container, Inc.	8.875%	2009年2月15日	400	437
	8.750%	2012年11月15日	695	766
	8.250%	2013年5月15日	175	185
Owens-Illinois, Inc.	7.150%	2005年5月15日	500	518
PanAmSat Corp.	6.125%	2005年1月15日	500	514
	8.500%	2012年2月1日	1,080	1,129
Park Place Entertainment Corp.	8.875%	2008年9月15日	535	607
	7.875%	2010年3月15日	700	781
Parker Drilling Co.	9.625%	2013年10月1日	500	548
Peabody Energy Corp.	6.875%	2013年3月15日	515	552
Primedia, Inc.	7.625%	2008年4月1日	100	101
	8.000%	2013年5月15日	795	803
PSEG Energy Holdings, Inc.	7.750%	2007年4月16日	350	368
	8.625%	2008年2月15日	900	974

投資有価証券明細表(続き)
 ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド
 2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
Qwest Communications International	10.000%	2009年10月1日	\$ 985	1,146
Qwest Corp.	8.500%	2011年6月15日	250	276
	7.500%	2014年2月15日	3,500	3,325
	7.200%	2004年11月1日	95	98
	5.625%	2008年11月15日	350	350
	8.875%	2012年3月15日	840	962
	8.875%	2031年6月1日	1,000	1,050
Rayovac Corp.	8.500%	2013年10月1日	1,000	1,073
Reddy Ice Group, Inc.	8.875%	2011年8月1日	920	989
Reliant Resources, Inc.	9.250%	2010年7月15日	175	189
	9.500%	2013年7月15日	1,000	1,090
Riggs Capital Trust	8.625%	2026年12月31日	485	507
Riggs Capital Trust	8.875%	2027年3月15日	625	656
Rogers Wireless Communications, Inc.	6.375%	2014年3月1日	900	914
Rotech Healthcare, Inc.	9.500%	2012年4月1日	1,195	1,291
Roundy's, Inc.	8.875%	2012年6月15日	1,230	1,347
Salem Communications Holding Corp.	7.750%	2010年12月15日	1,430	1,523
SESI LLC	8.875%	2011年5月15日	465	509
Sinclair Broadcast Group, Inc.	8.750%	2011年12月15日	1,000	1,103
Six Flags, Inc.	9.750%	2013年4月15日	790	838
Sonat, Inc.	7.625%	2011年7月15日	350	310
South Point Energy Corp.	8.400%	2012年5月30日	457	448
Spectrasite, Inc.	8.250%	2010年5月15日	670	709
SPX Corp.	7.500%	2013年1月1日	850	912
Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc.	7.375%	2007年5月1日	440	479
	7.875%	2012年5月1日	300	336
Station Casinos, Inc.	8.375%	2008年2月15日	150	162
	6.500%	2014年2月1日	750	761
Stone Container Corp.	9.750%	2011年2月1日	370	414
Suburban Propane Partners LP	6.875%	2013年12月15日	600	618
Targeted Return Index Securities Trust	8.676%	(a) 2013年5月15日	4,039	4,472
TD Funding Corp.	8.375%	2011年7月15日	100	106
	8.375%	2011年7月15日	475	504
TECO Energy, Inc.	7.500%	2010年6月15日	950	1,027
Tenet Healthcare Corp.	6.375%	2011年12月1日	175	156
	6.500%	2012年6月1日	200	178
	7.375%	2013年2月1日	1,730	1,609
Tenneco Automotive, Inc.	10.250%	2013年7月15日	700	819
	10.250%	2013年7月15日	400	468
The Manitowoc Co., Inc.	10.375%	2011年5月15日	EC 300	419
Time Warner Telecom, Inc.	9.750%	2008年7月15日	\$ 100	95
	10.125%	2011年2月1日	375	354
Transmontaigne, Inc.	9.125%	2010年6月1日	620	667
Triad Hospitals, Inc.	7.000%	2013年11月15日	850	884
Triton PCS, Inc.	8.500%	2013年6月1日	975	1,077
TRW Automotive, Inc.	9.375%	2013年2月15日	400	458
	10.125%	2013年2月15日	313	451
	11.750%	2013年2月15日	195	292
United Airlines, Inc.	7.730%	2010年7月1日	\$ 100	92
	7.783%	2014年1月1日	381	348
Universal City Development Partners	11.750%	2010年4月1日	460	541
Valero Energy Corp.	7.800%	2010年6月14日	2,000	1,930
Ventas Capital Corp.	8.750%	2009年5月1日	860	965
Vintage Petroleum, Inc.	7.875%	2011年5月15日	250	268
	8.250%	2012年5月1日	550	611
Westlake Chemical Corp.	8.750%	2011年7月15日	510	558
Williams Cos., Inc.	8.625%	2010年6月1日	2,290	2,513
	8.125%	2012年3月15日	900	986
	7.625%	2019年7月15日	100	102
	8.750%	2032年3月15日	1,400	1,512
Williams Holdings Of Delaware	6.500%	2008年12月1日	250	258
Xerox Capital Europe PLC	5.875%	2004年5月15日	850	856
Young Broadcasting, Inc.	8.500%	2008年12月15日	620	671
	8.500%	2008年12月15日	400	432
				167,563
				167,563

アメリカ合計
 (取得原価 \$164,886)

<短期証券 4.7%>

投資有価証券明細表(続き)
 ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド
 2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
コマーシャル・ペーパー 4.6%				
Danske Corp.	1.030%	2004年5月17日	\$ 2,800	\$ 2,793
	1.025%	2004年5月19日	1,300	1,297
Federal Home Loan Bank	1.010%	2004年3月19日	2,600	2,599
General Electric Capital Corp.	1.040%	2004年5月27日	2,300	2,294
	1.040%	2004年6月8日	1,200	1,196
				10,179
レポ契約 0.7%				
State Street Bank	0.800%	2004年3月1日	115	115
(2004年2月27日現在。2005年10月27日満期の2.250%フレディ マック債(時価にして\$121)により担保されている。買戻し価額は\$115である。)				
米国財務省短期証券 0.1%	1.010%	2004年3月18日	320	320
短期証券合計 (取得原価 \$10,615)				10,614
投資有価証券合計 95.8%			\$	213,370
(取得原価 \$209,064)				
売建オプション発行残高 (b)(0.0%)				(90)
その他の資産および負債 (純額) 4.2%				9,360
純資産 100%			\$	222,640

投資有価証券明細表に対する注記 (単位:千米ドル):

(a) 变動利付債券

(b) 売建オプションに係る受取プレミアム

種類	契約数	プレミアム	時価
コール - CBOT U.S. Treasury Note 先物 6月 行使価格@115.000 2004年5月21日満期	77	\$ 65	\$ 78
プット - CBOT U.S. Treasury Note 先物 6月 行使価格@107.000 2004年5月21日満期	77	45	12
		\$ 110	\$ 90

(c) 計320ドルの時価を有する投資有価証券は、2004年2月29日現在、下記の先物取引契約に対する証拠金代用有価証券としてカストディアンに分別管理されている。

種類	契約数	未実現評価(損)益
Euribor 先物 3月(2004年3月)-買建	40	\$ 7
Euribor 先物 9月(2004年9月)-売建	40	(33)
		\$ (26)

(d) 2003年2月28日現在で残存する先渡外国為替契約

種類	通貨	契約元本	決済月	未実現評価益	未実現評価損	未実現評価純(損)益
買い	BP	876	03/2004	\$ 0	(12)	\$ (12)
買い	C\$	231	03/2004	0	0	0
買い	EC	8,351	03/2004	0	(256)	(256)
売り		9,465	03/2004	339	0	339
買い	JY	619,990	03/2004	14	(12)	2
売り		955,000	03/2004	12	(15)	(3)
				\$ 365	\$ (295)	\$ 70

(e) 元本金額は以下の通貨により表示されている。

BP - 英ポンド
 C\$ - カナダドル
 EC - ユーロ
 JY - 日本円

投資有価証券明細表

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド

2004年2月29現在

	クーポンレート	満期日		額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
< カナダ 0.8% >					
Commonwealth of Canada	6.000%	2008年6月1日	\$	2,200	\$ 1,809
カナダ合計					1,809
(取得原価 \$1,725)					
< フランス 0.1% >					
France Telecom S.A.	9.000%	2011年3月1日	\$	150	181
フランス合計					181
(取得原価 \$179)					
< ドイツ (g)(h) 10.0% >					
Republic of Germany	5.250%	2008年1月4日	EC	6,200	8,337
	4.500%	2009年7月4日		1,800	2,365
	5.250%	2011年1月4日		6,400	8,726
	6.500%	2027年7月4日		800	1,232
	5.625%	2028年1月4日		680	941
	6.250%	2030年1月4日		600	903
ドイツ合計					22,504
(取得原価 \$20,621)					
< イタリア 0.2% >					
Telecom Italia Capital S.A.	5.250%	2013年11月15日	\$	400	406
イタリア合計					406
(取得原価 \$405)					
< ルクセンブルグ 0.5% >					
Europaeische Hypothekenbank S.A.	3.500%	2007年12月28日	\$	1,000	\$ 1,019
ルクセンブルグ合計					1,019
(取得原価 \$1,018)					
< オランダ 0.7% >					
Delphinus BV	2.443%	2031年11月28日	(a)	\$ 500	623
Deutsche Telekom International Finance BV	8.000%	2010年6月15日		180	219
	5.250%	2013年7月22日		370	379
Holland Euro-Denominated Mortgage-Backed Series Trust	2.350%	2012年4月18日	(a)	308	384
Koninklijke (Royal) KPN NV	8.000%	2010年10月1日		40	48
オランダ合計					1,653
(取得原価 \$1,591)					
< イギリス (g)(h) 3.8% >					
HBOS Treasury Services PLC	1.410%	2014年2月6日	(a)	\$ 500	500
	5.375%	2049年11月29日		180	186
Holmes Financing PLC	2.332%	2009年10月15日	(a)	200	250
SRM Investment Ltd.	2.296%	2034年8月26日	(a)	97	120
United Kingdom Gilt	5.000%	2008年3月7日		300	565
	9.000%	2011年7月12日		600	1,410
	8.000%	2013年9月27日		2,400	5,570
イギリス合計					8,601
(取得原価 \$8,308)					
< アメリカ 26.5% >					
アセット・バック証券					
Ameriquest Mortgage Securities, Inc.	1.510%	2033年3月25日	(a)	\$ 581	\$ 584
	1.250%	2033年11月25日	(a)	159	159
Amortizing Residential Collateral Trust	1.390%	2032年7月25日	(a)	85	86
Argent Securities, Inc.	1.350%	2034年3月25日	(a)	247	247
CDC Mortgage Capital Trust	1.470%	2033年8月25日	(a)	253	254
	1.450%	2033年10月25日	(a)	297	298
Centex Home Equity Loan Trust	1.400%	2033年9月25日	(a)	454	455
	1.400%	2034年1月25日	(a)	691	692
Chase Funding Mortgage Loan Asset-Backed Certificates	1.210%	2021年2月25日	(a)	940	940
Citifinancial Mortgage Securities, Inc.	1.200%	2033年5月25日	(a)	34	34
Countrywide Asset-Backed Certificates	1.340%	2018年7月25日	(a)	220	220
	1.200%	2021年6月25日	(a)	96	96
First Franklin Mortgage Loan Trust Asset-Backed Certificates	3.790%	2032年4月25日		102	102
	2.820%	2034年3月25日	(a)	495	502

投資有価証券明細表(続き)

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド

2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
Home Equity Asset Trust	1.560%	2033年2月25日	(a) \$ 345	\$ 347
Home Equity Mortgage Trust	1.490%	2033年7月25日	(a) 759	761
	1.398%	2034年4月25日	(a) 466	466
Long Beach Mortgage Loan Trust	1.500%	2033年3月25日	(a) 128	129
Merrill Lynch & Co., Inc.	1.460%	2034年6月25日	(a) 251	252
Merrill Lynch Mortgage Investors, Inc.	1.440%	2034年2月25日	(a) 140	140
Navistar Financial Corp. Owner Trust	1.690%	2006年9月15日	(a) 300	301
Novastar Home Equity Loan	1.430%	2031年9月25日	(a) 205	205
Renaissance Home Equity Loan Trust	1.600%	2033年12月25日	(a) 97	98
Residential Asset Mortgage Products, Inc.	1.480%	2033年12月25日	(a) 583	583
Residential Asset Securities Corp.	1.200%	2019年8月25日	(a) 297	297
	1.330%	2031年9月25日	(a) 221	221
Saxon Asset Securities Trust	1.500%	2032年12月25日	(a) 26	26
SLM Student Loan Trust	1.110%	2033年3月15日	(a) 1,150	1,151
Truman Capital Mortgage Loan Trust	1.440%	2034年1月25日	(a) 786	784
				10,430

社債等 5.0%

AEP Texas Central Co.	5.500%	2013年2月15日	380	399
AOL Time Warner, Inc.	6.875%	2012年5月1日	400	454
	7.700%	2032年5月1日	50	59
AT&T Broadband Corp.	8.375%	2013年3月15日	80	99
AT&T Corp.	7.800%	2011年11月15日	100	117
Bank of America Corp.	7.400%	2011年1月15日	400	474
CIT Group, Inc.	7.750%	2012年4月2日	400	482
Citigroup, Inc.	6.000%	2012年2月21日	400	445
Clear Channel Communications, Inc.	7.650%	2010年9月15日	130	155
Comcast Cable Communications	7.125%	2013年6月15日	300	346
Cox Communications, Inc.	7.125%	2012年10月1日	400	465
DaimlerChrysler NA Holding Corp.	6.500%	2013年11月15日	400	428
Dominion Resources, Inc.	5.700%	2012年9月17日	130	140
Ford Motor Credit Co.	6.700%	2004年7月16日	200	204
	7.375%	2011年2月1日	100	109
	7.450%	2031年7月16日	120	121
General Electric Capital Corp.	5.450%	2013年1月15日	190	202
General Motors Acceptance Corp.	1.995%	2006年5月18日	(a) 400	400
	6.875%	2012年8月28日	100	108
General Motors Corp.	7.125%	2013年7月15日	300	328
Goldman Sachs Group, Inc.	5.150%	2014年1月15日	400	407
Household Finance Corp.	4.750%	2013年7月15日	450	450
International Paper Co.	6.750%	2011年9月1日	130	147
Kroger Co.	6.800%	2011年4月1日	300	342
	5.500%	2013年2月1日	90	95
Morgan Stanley Dean Witter & Co.	5.300%	2013年3月1日	400	418
National Rural Utilities Cooperative Finance Corp.	7.250%	2012年3月1日	400	476
Ohio Power Co.	5.500%	2013年2月15日	20	21
Oncor Electric Delivery Co.	6.375%	2012年5月1日	90	101
Pepco Holding, Inc.	3.750%	2006年2月15日	100	102
Progress Energy, Inc.	6.850%	2012年4月15日	280	319
PSEG Power LLC	6.950%	2012年6月1日	390	448
SLM Corp.	4.750%	2014年3月17日	700	876
Sprint Capital Corp.	8.375%	2012年3月15日	740	889
Verizon Global Funding Corp.	4.375%	2013年6月1日	100	96
Verizon New York, Inc.	6.875%	2012年4月1日	300	339
Weyerhaeuser Co.	6.750%	2012年3月15日	100	112
				11,173

モーゲージ担保証券 5.6%

Cendant Mortgage Corp.	6.000%	2033年10月21日	186	183
Commercial Mortgage Pass-Through Certificate	1.274%	2015年11月15日	(a) 798	795
Fannie Mae	5.500%	2032年3月1日	445	456
	5.500%	2032年10月1日	(b) 449	460
	5.500%	2033年2月1日	459	470
	5.500%	2033年5月1日	1,024	1,049
	5.500%	2033年6月1日	123	126
	5.500%	2033年7月1日	2,435	2,493
	5.500%	2033年8月1日	2,860	2,929
	5.500%	2033年9月1日	343	351

投資有価証券明細表(続き)

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド

2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	\$	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
GS Mortgage Securities Corp.	5.500%	2033年11月1日		453	\$ 464
	1.220%	2034年3月25日 (a)		800	800
Harborview Mortgage Loan Trust	1.320%	2015年11月15日 (a)		500	498
Structured Asset Mortgage Investments, Inc.	1.470%	2034年2月25日 (a)		382	381
Structured Asset Securities Corp.	1.450%	2033年3月19日 (a)		700	700
	1.600%	2032年7月25日 (a)		128	129
	1.641%	2033年11月25日 (a)		341	339
					<u>12,623</u>
地方債等 2.7%					
Akron, Ohio Community Learning Centers Income Tax Revenue Bonds, (FGIC Insured), Series 2004-A	5.000%	2033年12月1日		45	47
Arizona Educational Loan Marketing Corp. Revenue Bonds, (GTD Student Loans Insured), Series 1998	1.090%	2033年9月1日 (a)		600	600
Arizona Educational Loan Marketing Corp. Revenue Bonds, (GTD Student Loans Insured), Series 2002	1.080%	2037年12月1日 (a)		300	300
California Infrastructure & Economic Development Bank Revenue Bonds, (AMBAC Insured), Series 2003	5.000%	2036年7月1日		185	194
De Kalb County, Georgia Water & Sewage Revenue Bonds, Series 2003	5.000%	2035年10月1日		100	105
Detroit, Michigan Sewer Disposal Revenue Bonds, (FSA Insured), Series 2004	5.000%	2012年7月1日		1,425	1,634
Illinois Metropolitan Pier & Exposition Authority Dedicated State Tax Revenue Bonds, (MBIA Insured), Series 2002	5.000%	2028年12月15日		100	104
Indiana Transportation Finance Authority Revenue Bonds, (FSA Insured), Series 2003	5.000%	2028年6月1日		100	104
King County, Washington Sewer Revenue Bonds, (FGIC Insured), Series 2003	5.000%	2035年1月1日		110	115
Los Angeles, California Wastewater System Revenue Bonds, Series 2003	5.000%	2027年6月1日		200	210
Lower Colorado River Authority Revenue Bonds, (AMBAC Insured), Series 2003	5.000%	2028年5月15日		45	47
Metropolitan Water District of Southern California Revenue Bonds, (FGIC Insured), Series 2003	5.000%	2036年10月1日		60	63
Missouri Higher Education Student Loan Revenue Bonds, Series 2002	1.100%	2032年7月1日 (a)		300	300
New York City, New York Municipal Water Finance Authority Revenue Bonds, (FGIC Insured), Series 2003-E	5.000%	2034年6月15日		35	37
Pennsylvania Higher Education Assistance Agency Revenue Bonds, (GTD Student Loans Insured), Series 2002	1.110%	2042年9月1日 (a)		600	600
Sacramento County, California Public Financing Authority Revenue Bonds, (FGIC Insured), Series 2003	4.750%	2033年12月1日		70	71
South Carolina Transportation Infrastructure Bank Revenue Bonds, (AMBAC Insured), Series 2004	5.000%	2033年10月1日		725	764
Triborough Bridge & Tunnel Authority Revenue Bonds, (FGIC-TCRSInsured), Series 2002	5.000%	2032年1月1日		100	104
Wisconsin State General Revenue Bonds, (XLCA Insured), Series 2003	1.050%	2032年5月1日 (a)		600	600
					<u>5,999</u>
米国政府機関債 0.8%					
Fannie Mae	6.400%	2009年5月14日		1,100	1,111
Small Business Administration	5.980%	2022年11月1日		655	706
					<u>1,817</u>
米国財務省証券 7.7%					
Treasury Inflation Protected Securities (b)	3.500%	2011年1月15日		3,495	4,055
	3.000%	2012年7月15日		3,383	3,817
	2.000%	2014年1月15日		1,795	1,864

投資有価証券明細表(続き)

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド

2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	\$	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
U.S. Treasury Bonds	8.125%	2019年8月15日		200	\$ 278
	6.250%	2023年8月15日		2,900	3,413
	7.500%	2014年1月15日		1,100	1,481
U.S. Treasury Strip	0.000%	2016年11月15日		4,100	2,253
					17,161
アメリカ合計					59,203
(取得原価 \$58,215)					
< 買建コール・オプション 0.0% >					
1-Year Interest Rate Swap (OTC)**	権利行使利率 @2.000%	2004年6月10日	\$	8,000	33
買建コール・オプション合計					33
(取得原価 \$16)					
< 短期証券 53.8% >					
コマーシャル・ペーパー 47.1%					
ABN AMRO Mortgage Corp.	1.025%	2004年5月20日	\$	3,400	3,392
Altria Group, Inc.	1.800%	2004年10月29日		500	500
Anz (Delaware), Inc.	1.025%	2004年4月19日		100	100
	1.030%	2004年5月17日		5,500	5,487
	1.035%	2004年6月21日		700	698
	1.035%	2004年6月25日		400	399
Barclays U.S. Fund	1.020%	2004年4月6日		300	300
	1.060%	2004年4月6日		3,000	2,997
CBA Finance, Inc.	1.030%	2004年4月13日		1,200	1,199
	1.030%	2004年5月21日		4,600	4,589
Danske Corp.	1.070%	2004年3月18日		200	200
	1.025%	2004年5月12日		5,400	5,388
	1.025%	2004年5月17日		400	399
	1.030%	2004年5月17日		200	200
	1.025%	2004年5月19日		100	100
Fannie Mae	1.060%	2004年3月10日		1,200	1,200
	1.050%	2004年3月17日		3,700	3,698
	1.080%	2004年4月7日		2,500	2,497
	1.000%	2004年4月21日		600	599
	1.025%	2004年4月28日		3,600	3,594
	1.020%	2004年5月5日		3,300	3,294
	1.010%	2004年5月19日		2,000	1,995
	1.030%	2004年7月1日		2,000	1,993
Federal Home Loan Bank	1.040%	2004年3月12日		5,200	5,198
	1.010%	2004年3月19日		1,700	1,699
Freddie Mac	1.000%	2004年3月25日		1,800	1,799
	1.035%	2004年4月6日		1,700	1,698
	1.010%	2004年4月13日		4,300	4,295
	1.005%	2004年4月27日		2,600	2,596
	1.020%	2004年5月4日		5,100	5,090
	1.010%	2004年5月18日		3,200	3,193
General Electric Capital Corp.	1.120%	2004年3月4日		1,900	1,900
	1.040%	2004年4月19日		1,200	1,198
	1.040%	2004年5月27日		2,700	2,693
	1.040%	2004年6月8日		400	399
HBOS Treasury Services PLC	1.040%	2004年5月24日		4,000	3,990
	1.060%	2004年6月11日		1,100	1,097
Royal Bank of Scotland PLC	1.010%	2004年4月12日		1,900	1,898
	1.035%	2004年5月10日		2,000	1,996
	1.030%	2004年5月11日		1,800	1,796
	1.025%	2004年6月1日		900	897
Shell Finance	1.015%	2004年4月8日		4,300	4,295
UBS Finance, Inc.	1.030%	2004年3月1日		1,600	1,600
	1.050%	2004年4月8日		1,900	1,898
	1.020%	2004年6月3日		2,700	2,692
UniCredit Delaware	1.040%	2004年4月14日		1,900	1,898
Westpac Capital Corp.	1.060%	2004年6月7日		2,000	1,994
Westpac Trust Securities NZ Ltd.	1.030%	2004年5月5日		2,500	2,495
	1.040%	2004年6月24日		600	598
					105,720
レポ契約 1.9%					
State Street Bank	0.800%	2004年3月1日		4,182	4,182

投資有価証券明細表(続き)

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド
2004年2月29日現在

(2004年2月29日現在。2006年4月14日満期の
2.325%フレディ マック債(時価にして\$4,270)
により担保されている。買戻し価額は\$4,182
である。)

米国財務省短期証券 4.8%	1.022%	2004年3月4日から 2004年6月3日	(b)(c)	\$	10,805	\$ 10,786
短期証券合計 (取得原価 \$120,697)						\$ 120,688
投資有価証券合計 96.4% (取得原価 \$212,775)				\$		\$ 216,097
売建オプション発行残高 (d) (0.3%) (プレミアム \$627)						(688)
その他の資産および負債 (純額) 15.0%						8,795
純資産 100.0%				\$		\$ 224,204

投資有価証券明細表に対する注記 (単位: 千米ドル):

(a) 变動利付債券

(b) クーポンレートの同じ有価証券を一括して表示しているが、満期日は異なる。

(c) 計 1,804 ドルの時価を有する投資有価証券は、2004 年 2 月 29 日現在、下記の先物取引契約に対する証拠金代用有価証券としてカストディアンに分別管理されている。

種類	契約数	未実現評価益
5 年 Euro-Bobl 中期証券(2004 年 3 月) - 買建	17	\$ 4
5 年 Euro-Bobl 中期証券(2004 年 6 月) - 買建	344	164
10 年 Euro-Bund 中期証券(2004 年 3 月) - 買建	85	127
10 年 Euro-Bund 中期証券(2004 年 6 月) - 買建	78	65
5 年米国財務省中期証券(2004 年 3 月) - 買建	10	34
10 年米国財務省中期証券(2004 年 3 月) - 買建	262	845
10 年米国財務省中期証券(2004 年 6 月) - 買建	177	139
	\$	1,378

(d) 売建オプションに関して受領したプレミアム

種類	契約数	プレミアム	価格
コール - CBOT 米国財務省証券先物 6 月 行使価格@115.000 2004 年 5 月 21 日満期	92	\$ 113	\$ 93
プット - CBOT 米国財務省証券先物 6 月 行使価格@110.000 2004 年 6 月 14 日満期	33	15	15
	\$	128	\$ 108

種類	想定元本	プレミアム	価格
コール - OTC 7 年物金利スワップ Counterparty: Bank of America, N.A. 行使価格@6.650% 2005 年 1 月 7 日満期 **	\$ 3,000	\$ 248	\$ 405
プット - OTC 7 年物金利スワップ Counterparty: Bank of America, N.A. 行使価格@6.650% 2005 年 1 月 7 日満期 *	3,000	40	7
プット - OTC 10 年物金利スワップ Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co. 行使価格@6.000% 2004 年 10 月 7 日満期 *	700	4	4
コール - OTC 10 年物金利スワップ Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co. 行使価格@4.000% 2004 年 10 月 7 日満期 **	700	6	6
コール - OTC 10 年物金利スワップ Counterparty: Bank of America, N.A. 行使価格@4.250% 2004 年 6 月 10 日満期 **	1,000	12	9
コール - OTC 7 年物金利スワップ Counterparty: Goldman Sachs & Co. 行使価格@4.000% 2004 年 5 月 3 日満期 **	8,000	94	95
コール - OTC 10 年物金利スワップ Counterparty: Lehman Brothers, Inc. 行使価格@3.900% 2004 年 6 月 14 日満期 **	10,000	70	30
コール - OTC 7 年物金利スワップ Counterparty: Goldman Sachs & Co. 行使価格@3.750% 2004 年 8 月 2 日満期 **	400	3	3
プット - OTC 7 年物金利スワップ Counterparty: Goldman Sachs & Co. 行使価格@5.250% 2004 年 8 月 2 日満期 *	400	3	1
コール - OTC 7 年物金利スワップ Counterparty: UBS Warburg LLC 行使価格@3.750% 2004 年 6 月 10 日満期 **	2,600	19	19
	\$ 499	\$ 580	

* ファンドは 3 カ月物 LIBOR にもとづき変動金利を支払う。

** ファンドは 3 カ月物 LIBOR にもとづき変動金利を受け取る。

投資有価証券明細表（続き）
 ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド
 2004年2月29日現在

(e) 2004年2月29日現在で残存するスワップ契約
 種類

		想定元本	未実現評価(損)益
6カ月物 BP-LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Merrill Lynch & Co., Inc. 2017年3月15日満期	BP	2,400	\$ 10
6カ月物 BP-LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: UBS Warburg LLC 2018年3月20日満期		2,900	(4)
6カ月物 BP-LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Goldman Sachs & Co. 2018年3月20日満期		6,100	12
6カ月物 BP-LIBOR 変動金利を受領。5.250%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Barclays Bank PLC 2018年9月15日満期		1,100	(4)
6カ月物 BP-LIBOR 変動金利を受領。5.250%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Barclays Bank PLC 2018年9月17日満期		2,100	(8)
3.500%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co. 2007年3月15日満期	EC	25,500	193
4.000%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co. 2007年3月15日満期		1,000	2
4.000%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: Goldman Sachs & Co. 2007年3月15日満期		7,900	51
6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Morgan Stanley Dean Witter & Co. 2014年6月16日満期		2,600	(128)
6.000%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: Merrill Lynch & Co., Inc. 2017年3月15日満期		3,200	2
6.000%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: Goldman Sachs & Co. 2018年3月20日満期		7,900	1
6.000%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: Morgan Stanley Dean Witter & Co. 2018年3月20日満期		3,600	2
5.750%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: Barclays Bank PLC 2018年9月15日満期		1,500	2
5.750%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: UBS Warburg LLC 2018年9月17日満期		2,500	4
Lehman Brothers Commercial Mortgage Backed Securities Index の収益を受領。 1カ月物 LIBOR 変動金利 0.65%未満を支払。 Counterparty: Merrill Lynch & Co., Inc. 2004年3月31日満期	\$	200	0
3カ月物 LIBOR 変動金利を受領。4.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co. 2009年6月16日満期		200	(4)
3カ月物 LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Goldman Sachs & Co. 2014年6月16日満期		4,000	(177)
3カ月物 LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: UBS Warburg LLC 2014年6月16日満期		3,300	(105)
3カ月物 LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Bank of America 2014年6月16日満期		7,600	(115)
3カ月物 LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Bank of America 2024年6月16日満期		3,700	(178)
3カ月物 LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: UBS Warburg LLC 2024年6月16日満期		1,200	(47)
			\$ (491)

投資有価証券明細表(続き)

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド

2004年2月29日現在

(f) 2004年2月29日現在残存している空売りは以下の通り。

種類	クーポン%	満期	額面	時価	手取金
米国財務省中期証券	3.625	2013年5月15日	\$ 5,000	\$ 4,922	\$ 4,844

(g) 2004年2月29日現在で残存する先渡外国為替契約は以下の通り。

種類	通貨	契約元本	決済月	未実現評価益	未実現評価損	未実現評価純(損)益
買い	A\$	894	2004年3月	\$ 19	\$ 0	\$ 19
買い	BP	2,469	2004年3月	0	(33)	(33)
買い	C\$	4,326	2004年3月	0	(8)	(8)
買い	DK	6,194	2004年3月	9	(9)	0
買い	EC	49,316	2004年3月	0	(914)	(914)
売り		303	2004年3月	11	0	11
買い	JY	1,105,539	2004年3月	14	(152)	(138)
売り		955,015	2004年3月	30	(16)	14
買い	KW	2,120,598	2004年3月	20	(5)	15
買い	NK	1,062	2004年3月	0	(1)	(1)
買い	SK	1,570	2004年3月	0	(1)	(1)
				\$ 103	\$ (1,139)	\$ (1,036)

(h) 表示通貨での元本金額

AS	- 豪ドル
BP	- 英ポンド
C\$	- カナダドル
DK	- デンマーククローネ
EC	- ユーロ
JY	- 日本円
KW	- 韓国ウォン
NK	- ノルウェークローネ
SK	- スウェーデンクローネ

重要な会計方針

以下は、当トラストが、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類を作成するにあたり、継続して従っている重要な会計方針の要旨である。米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は財務書類における報告金額および開示事項に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は、かかる見積もりとは異なる可能性がある。

有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能な組入有価証券およびその他の金融商品は、市場価額で表示されている。市場価格が容易に入手できない組入有価証券およびその他の金融商品は、誠実に、かつ投資顧問が設定したガイドラインに従って決定された公正価格で評価する。一部の債券で、市場価格がより容易に入手可能な有価証券を参照して評価を行うことができるものもこれに含まれる。市場価額は、ニューヨーク証券取引所の各営業日における通常の取引終了時（通常は東部時間午後4時）の終値、または店頭で取引される大部分の有価証券のように売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケットメーカーから取得する代表的な買気配値と売気配値の仲値を用いる。一部の組入証券またはその他の金融商品の価格は、ニューヨーク証券取引所の通常の取引終了時の終値よりも前の価格を用いる場合がある。有価証券またはその他の金融商品の価格に大きな影響を及ぼすような重要な出来事が、通常の取引市場終了後またはニューヨーク証券取引所の通常の取引終了時より前に起こった場合、公正価格による評価を行うことがある。債券は、通常、ブローカーやディーラーまたは価格提供サービスより入手した価格に基づき評価される。遅延引渡し基準により購入された債券は、先渡済価額で決済されるまで毎日値洗いされる。満期までの残存期間が60日以下の短期投資有価証券は、概ね時価に近似する償却原価で評価される。取引所で取引されるオプション、先物および先物オプションは、関連する取引所が決定する決済価格で評価される。価格は、マーケットメーカーが提供する情報または同様の特性を有する投資有価証券の利回りデータをもとにした予想市場価格を使用する独立した価格提供サービスから取得することもある。ファンドが用いる価格は、有価証券が実際に売却された場合に実現される価値と異なる場合があり、さらにその差異は、財務書類上重大となりうる場合がある。

有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡し基準により売買された有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれ以降に決済される場合がある。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入については、配当落ち日において計上される。ただし、配当落ち日が既に経過している外国有価証券の配当の一部は、ファンドが配当落ち日の通知を受け次第直ちに計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの減額が反映され、発生基準で計上される。モーゲージ担保証券およびアセット・バック証券の元本返済による損益は、受取利息への修正として損益計算書に計上される。

市場および信用リスク

通常の業務において、ファンドは金融商品の取引を行っており、市場の変化（市場リスク）または相手方当事者の取引不履行（信用リスク）による潜在的損失のリスクがある金融取引を締結している。この潜在的損失は、財務書類に計上されている金額を上回ることがある。

ファンドが信用リスクに晒される可能性のある金融資産としては、主にブローカーからの未収金および投資有価証券がある。これらの金融資産に係る信用リスクに対するファンドのエクスポートヤーの範囲は、ファンドの資産・負債計算書上の当該資産の簿価に近似している。カストディアンプローカーは、ファンドの有価証券取引に関して決済および預託業務を提供している。現金の大半は、カストディアンプローカーおよび事務管理会社によって保管されている。このカストディアンプローカーは、大手証券取引所の会員である。

遅延引渡し取引

ファンドは、発行日取引または遅延引渡し基準で有価証券取引を行うことができる。かかる取引は、支払いおよび引渡しが通常の決済期間を超えて行われ、あらかじめ決定された価格または利回りでファンドが有価証券を売買するという契約を伴う。遅延引渡し購入が未決済の場合、ファンドは購入価格の支払いに十分な金額の流動資産を、別口座にて決済日まで分別、保管する。遅延引渡し基準にて有価証券を購入する場合、ファンドは、価格および利回りの変動リスクを含め、当該有価証券の所有権とリスクを引き受け、純資産価額を決定する際には、かかる変動を考慮する。ファンドは、遅延引渡し取引を、締結後に処分または再交渉することができ、発行日取引による有価証券を実際の引渡し前に売却することができる。ただし、その結果、キャピタルゲインまたはロスが生じることがある。ファンドが遅延取引基準で有価証券を売却した場合、当該ファンドは、有価証券に関する将来の損益は計上しない。

分配

受託者は、各ファンドについて四半期毎に分配を行うことができる。かかる分配は、各ファンドの投資純利益および正味実現キャピタルゲインから行われ、ファンドの適正な分配レベルを維持するために必要と考えられる場合は、更なる分配を宣言することができる。正味収益および正味実現キャピタルゲインがファンドの目論見書で規定された分配を行なうに十分でない場合、受託者は当該ファンドの元本の一部を分配に充てることができる。支払期日から6年以内に受領されない分配金は無効となり、当該ファンドの利益に帰属する。

外貨

ファンドの会計帳簿は米ドルで管理されている。外国有価証券、外貨およびその他資産、負債の時価は、各営業日の為替レートに基づき米ドルへ換算される。為替レートの変化から生じるこれらの資産および負債価額の変動は、未実現外国為替（損）益として計上される。投資有価証券に係る実現（損）益および未実現評価（損）益ならびに収益および費用は、各取引日に換算される。投資有価証券に係わる外国為替レートの変動の影響は、損益計算書において、当該有価証券の市場価格の変動の影響と分離されていないが、投資有価証券に係わる実現および未実現純損益には含まれている。

先渡通貨取引

一部のファンドは、予定される有価証券の購入または売却を確定するため、またはファンドが保有する有価証券の一部あるいは全部に係る通貨エクスポートヤーをヘッジするために、先渡通貨契約および先渡クロス通貨契約を締結することができる。先渡通貨契約とは、二当事者間で将来の特定日に設定された価格で通貨を売買する契約である。先渡通貨契約の市場価格は、先渡通貨レートの変化とともに変動する。先渡通貨契約は毎日値洗いされ、ファンドは価格の変動を未実現損益として計上する。先渡契約の締結時と満了時の価格の差に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上され、また先渡通貨契約が同一のブローカーを通じた他の先渡通貨契約の締結により相殺される場合は、正味損益の決済時に計上される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現損益を超える市場リスクを伴う場合がある。さらに、相手方当事者が契約の条件を満たすことができない場合、または通貨の価値が基準通貨にとって不利益に変動した場合、ファンドはリスクに晒される可能性がある。ファンドはまた、日本円で投資している投資家の為替リスクのヘッジ目的で、先渡外国為替契約を締結することが認められている。全ての契約は、適用可能な換算レートで毎日値洗いされ、その結果発生する未実現損益が計上される。実現損益は、先渡契約が満期となる時点または通貨の受渡しにより計上される。かかる契約を締結するにあたり、相手方当事者が契約の条件を満たすことがなくなる可能性および日本円の基準通貨に対する価格の予想外の変動によりリスクが発生することがある。

先物契約

ファンドには、先物契約の締結が認められているものがある。ファンドは先物契約を利用し、証券市場または金利および通貨価格の変動に対するエクスポートヤーを管理することができる。先物契約の利用に伴う主たるリスクには、ファンドが保有する有価証券の市場価格の変動と先物契約の価格との間の不完全な相関性、市場が流動性を欠く可能性、および相手方当事者が契約の条件を履行することができなくなる可能性がある。先物契約の評価は、相場における日毎の決済価格をもとに行われる。先物契約の締結時には、ファンドは先物ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要求に従い、現金または米国政府機関債を、ブローカー名義の分別口座に預託することが必要になることがある。先物

契約は毎日値洗いされ、ファンドは価格の変動に相当する支払いまたは受領額（「変動証拠金」）を計上する。損益は計上されるが、契約の終了または解約時までは実現したとは認識されない。先物契約は、その程度は異なるが、資産・負債計算書で開示された変動証拠金を超える損失の可能性を有する。

オプション契約

一部のファンドは、保有または投資している先物、スワップ、有価証券または通貨に対してコールもしくはプットオプションを売り建てることができる。プットオプションの売建ては、対象商品に対するファンドのエクスポージャーを増加させ、コールオプションの売建ては対象商品に対するファンドのエクスポージャーを低下させることが多い。ファンドがコールまたはプットオプションを売り建てる場合、受領するプレミアムに相当する金額は負債として計上され、以後売建オプションの時価を反映するために値洗いが行われる。将来確定するプレミアムのある売建オプションから受領または発生する金額がある場合、資産・負債計算書に反映される。期日の到来した売建オプションから受領したプレミアムは、実現益として認識される。権利行使あるいは手仕舞われた売建オプションのプレミアムは、実現損益の確定のために、手取金へ付加、または対象先物、スワップ、有価証券あるいは通貨取引において支払われた金額と相殺される。オプションを売り建てるファンドは、対象先物、有価証券または通貨が売却（コールオプション）または購入（プットオプション）されるのかどうかについていかなる権限も有しておらず、その結果、売建オプションの対象先物、スワップ、有価証券または通貨の価格が不利に変動した場合の市場リスクを負うことになる。市場が流動性に乏しいために、ファンドが、決済取引を実行できないリスクが存在する。

また、ファンドはプットオプションおよびコールオプションを購入することもできる。コールオプションの購入は対象商品に対するファンドのエクスポージャーを増加させ、プットオプションの購入は対象商品に対するファンドのエクspoージャーを低下させることが多い。ファンドはプレミアムを支払うが、これはファンドの資産・負債計算書において投資として計上され、以後オプションの時価を反映するために値洗いされる。期日の到来したオプションの購入時に支払われたプレミアムは損失として計上される。プットオプションおよびコールオプションの購入に伴うリスクは、支払われたプレミアムに限定される。権利行使または手仕舞われたオプションの購入に際して支払われたプレミアムは、実現損益を確定するために、支払われた金額に付加、または対象先物、スワップ、有価証券または通貨取引の収益と相殺される。

インフレ・インデックス債

インフレ・インデックス債は、元本価額がインフレ率により定期的に変動する債券である。かかる債券の金利は、通常、典型的な債券より低率で発行時に固定される。しかし、インフレ・インデックス債の残存期間中、金利はインフレを考慮して調整された元本価額に基づいて支払われる。インフレ・インデックス債の元本価額の増加は、投資家がその元本を満期時まで受領しなくとも、受取利息とみなされる。

レポ契約

各ファンドはレポ契約を締結することができる。典型的なレポ契約の条件のもとでは、債務証券を同意した時期に合意した価格で売主が買いたい戻す、すなわちファンドが再売却するという条件付でファンドは対象債務証券を保有する。担保の市場価格は、常に、金利を含む買戻債務の総額に等しくなければならない。一般的に、相手方当事者の債務不履行の場合、ファンドは発生した損失の相殺のために担保を使用する権利を有する。

リバースレポ契約

各ファンドは、リバースレポ契約を締結することができる。リバースレポ契約では、合意した時期に合意した価格で同一の有価証券を買い戻す契約で、ファンドは保有証券を金融機関に売却する。リバースレポ契約には、ファンドが売却した有価証券の時価が当該有価証券の買戻価格を下回るというリスクがある。ファンドは、PIMCOにより流動性があるとされた資産を分別するかまたはリバースレポ契約による債務を補填する。

空売り

一部のファンドは、会計年度中に空売り取引を行っている。空売りとは、ある有価証券の市場価格が下落するとの予想にもとづき、保有していない当該証券を売却する取引である。ファンドは、空売りのポジションを手仕舞う時点で証券を市場価格で引き渡さなくてはならない。購入に係るリスクは投資合計額を超えることはないが、空売りによる損失の可能性は無限である。

スワップ契約

一部のファンドはスワップ契約に投資することができる。スワップとは、ある商品が生み出す利益を別の商品が生み出す利益と交換する契約である。ファンドは、金利および信用リスクに対するエクスポージャーを管理するために、金利、トータルリターン、フォワードスワップスプレッドロック、クレジットデフォルトおよび通貨スワップ契約を締結することができる。

金利スワップ契約では、例えば想定元本について変動金利の支払いを固定金利の支払いと交換するといった、ファンドが別の当事者と、各々の金利の支払いまたは受領の契約を交換する。

トータルリターンスワップ契約では、想定元本に対して市場に連動するリターンと引換に、ある想定元本に対して金利を支払う契約が行われる。取引の原資産となる有価証券またはインデックスのトータルリターンが、相殺される金利債務を上または下回る部分について、ファンドは相手方当事者から受領または相手方当事者に対して支払いを行う。

フォワードスプレッドロック契約では、スワップスプレッドと固定スプレッドの差と想定元本の積をスワップのデュレーションで乗じて得られる決済金額を支払う、または受け取る契約が行われる。スワップスプレッドは、スワップレートのベンチマーク（市場レート）と個別財務省証券のレートの差である。

通貨スワップは、二当事者間で異なる通貨を交換し、後日、所定のレートでその反対の交換を行う契約である。契約開始時の通貨の交換は、その時点のスポット為替レートで行う。通貨交換は、同じ為替レート、指定された割合あるいはその時点のスポット為替レートで行われる。金利支払いは、適用可能な場合、契約時に、2つの通貨において利用可能な利率に基づいて当事者間で決められる。通貨スワップ契約の期限は多年に伸びる場合がある。通貨スワップは、通常、商業銀行および投資銀行で扱われる。契約は、相手方当事者のデフォルトリスク、期限に依存するリスク、為替レート変動リスクにさらされている。通貨スワップには、金利の交換のみで元本の交換については規定していないものがある。

クレジットデフォルツスワップでは、一方の当事者が、通常は新興国であることが多い第三者による債務の不履行があった場合に一定のリターンを受け取る代わりに、他方の当事者に対して一連の支払いを行う。ファンドは、国家の債務不履行に対する保全策として（つまり、ファンドが国債を保有またはかかる国債に対してエクスポージャーを有している場合のリスク低減のために）、または特定の発行体による債務不履行の可能性について積極的に買持ちまたは売持ちを行うために、クレジットデフォルツスワップを利用することがある。

スワップは、マーケットメーカーの値付けに基づき毎日値洗いされ、価額の変動がある場合は、損益計算書において未実現損益として計上される。基準期間の開始時に受領または支払う支払額は資産・負債計算書に反映される。スワップの終了時に受領または支払う清算支払いは、損益計算書で実現損益として計上される。正味期間支払いは、金利收入の一部として損益計算書に計上される。これらの契約の締結には、程度は異なるものの、資産・負債計算書において認識されている金額を超える信用、市場およびドキュメンテーションの各リスクの要素を伴う。またかかるリスクは、これらの契約に対する市場流動性が存在せず、契約の相手方当事者による債務不履行または相手方当事者が契約条件の意味について異論を唱え、また金利について不利益な変動の可能性があることを伴う。

ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド投資信託証券の組入外国(外貨建)公社債
2004年7月14日現在

銘柄名		利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)		%	千ドル	千ドル	千円	
国債	U S TREASURY BILLS	1.1875	375	374	40,813	2004/9/16
社債	AMERICAN TOWER	0	2,600	1,937	211,259	2008/8/1
	FIAT FINANCE LUX LTD CONV 144A	3.25	250	250	27,368	2007/1/9
	ELECTRONIC DATA SYSTEMS CONV	3.875	700	666	72,719	2023/7/15
	ALLIED WASTE CONV	4.25	1,200	1,158	126,378	2034/4/15
	QWEST SERVICES	4.75	1,300	1,248	136,113	2009/2/15
	GEN MTRS CONV	5.25	33	803	87,639	2032/3/6
	QWEST OP CO	5.625	350	344	37,600	2008/11/15
	EVERGREEN RESOURCES INC 144A/RRT	5.875	1,250	1,281	139,739	2012/3/15
	MCI INC SR NT	5.908	75	72	7,954	2007/5/1
	NEXTEL COMMUNICATIONS SR NT	5.95	575	553	60,360	2014/3/15
	ABITIBI CONSOLIDATED	6	200	185	20,177	2013/6/20
	MGM MIRAGE SR	6	250	249	27,198	2009/10/1
	STATION CASINOS SR	6	1,175	1,163	126,869	2012/4/1
	ALLIED WASTE NORTH AMER GLBL	6.125	550	514	56,086	2014/2/15
	PANAMSAT CORP	6.125	500	508	55,486	2005/1/15
	AIRGAS INC	6.25	1,350	1,306	142,452	2014/7/15
	ENCORE ACQUISITION CO 144A	6.25	900	870	94,968	2014/4/15
	HCA INC. NT	6.25	1,000	1,008	110,029	2013/2/15
	ROGERS CABLE INC GLBL	6.25	400	387	42,208	2013/6/15
	SPX CORP SR NT	6.25	1,500	1,477	161,143	2011/6/15
	SIERRA PACIFIC POWER CO 144AWRRT	6.25	1,350	1,309	142,820	2012/4/15
	ROGERS WIRELESS	6.375	1,000	941	102,657	2014/3/1
	TENET HEALTHCARE CORP SR NT	6.375	175	157	17,177	2011/12/1
	ALLIED WASTE SENIOR	6.5	1,000	997	108,792	2010/11/15
	EL PASO CORP / COASTAL	6.5	150	139	15,214	2008/6/1
	MANDALAY RESORT GROUP SR	6.5	1,100	1,133	123,570	2009/7/31
	STATION CASINOS SUB	6.5	500	491	53,578	2014/2/1
	TENET HEALTHCARE CORP	6.5	200	180	19,631	2012/6/1
	TRINITY INDUSTRIES LE 144A W/RRT	6.5	1,600	1,520	165,778	2014/3/15
	CONTINENTAL AIR EETC 99-1-A	6.545	168	158	17,234	2020/8/2
	PRIMEDIA INC SR NT 144A W/RRTS	6.615	150	153	16,727	2010/5/15
	MCI INC SR NT	6.688	3,250	3,046	332,307	2009/5/1
	FERRELLGAS SR	6.75	1,525	1,494	162,997	2014/5/1
	HCA INC. NT	6.75	1,625	1,689	184,302	2013/7/15
	NORAMPAC INC GLBL SR NT	6.75	825	835	91,103	2013/6/1
	PREMCOR REFINING GROUP SR NT GBL	6.75	200	210	22,903	2011/2/1
	PREMCOR REFINING GP SR NT	6.75	800	816	88,997	2014/5/1
	TYCO INTL GROUP SA YANKEE	6.75	640	700	76,386	2011/2/15
	DAYTON POWER & LIGHT INC SR NT	6.875	1,025	1,053	114,865	2011/9/1
	EDISON INTL INC NT	6.875	550	554	60,435	2004/9/15
	GEN MTRS ACCEPT CORP NT	6.875	800	814	88,870	2012/8/28
	NEIGHBORCARE INC SRSUB	6.875	1,125	1,203	131,287	2013/11/15
	NEXTEL COMMUNICATIONS SR NT	6.875	3,750	3,890	424,331	2013/10/31
	PEABODY ENERGY	6.875	2,070	2,147	234,230	2013/3/15
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES SR GLBL	6.875	750	753	82,207	2013/12/1
	SUBURBAN PROPANE PART SR NT GLBL	6.875	1,325	1,311	143,066	2013/12/15
	VWR INTERNATIONAL INC 144A W/RRT	6.875	1,325	1,338	145,956	2012/4/15
	HCA INC. THE HEALTHCARE CO NT	6.91	400	412	44,971	2005/6/15
	ABITIBI CONSOLIDATED CANADA	6.95	350	364	39,699	2006/12/15
	ABITIBI CONSOLIDATED	6.95	500	511	55,759	2008/4/1
	ARGOSY GAMING	7	1,200	1,203	131,205	2014/1/15
	BOISE CASCADE CO SR NT	7	2,125	2,220	242,192	2013/11/1
	CMS ENERGY CORP P/T CERTS	7	900	910	99,262	2005/1/15
	FORD MTR CR CO NT GLBL	7	450	458	50,030	2013/10/1
	PARK PLACE / CAESARS SR	7	325	336	36,686	2013/4/15
	TRIAD HOSPITALS INC SR SUB NT	7	1,400	1,379	150,400	2013/11/15
	TRIAD HOSPITALS INC SR NT	7	350	363	39,604	2012/5/15
	CONTINENTAL AIR EETC 99-2-A2	7.056	1,150	1,132	123,544	2011/3/15
	HOST MARRIOTT	7.125	825	827	90,203	2013/11/1
	PLAINS E&P CO 144A W/RRTS	7.125	875	912	99,487	2014/6/15
	QWEST OP CO	7.2	95	96	10,503	2004/11/1
	CABLEVISION SYSTEMS OP CO	7.25	400	410	44,716	2008/7/15
	CENTERPOINT ENERGY SR NT GBL B	7.25	1,425	1,542	168,272	2010/9/1
	CINCINNATI BELL SENIOR	7.25	1,765	1,654	180,468	2013/7/15
	EXCO RESOURCES INC CO GTD GLBL	7.25	1,250	1,293	141,102	2011/1/15

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)	%	千ドル	千ドル	千円	
FORD MTR CR CO GLOBAL NT	7.25	1,025	1,078	117,604	2011/10/25
QWEST SERVICES	7.25	3,710	3,561	388,446	2011/2/15
SENECA GAMING CORP SR NT 144A/RT	7.25	925	934	101,894	2012/5/1
DYNEGY ROSETON	7.27	2,870	2,769	302,061	2010/11/8
CONTINENTAL AIR EETC 01-1-B	7.373	277	221	24,118	2017/6/15
EL PASO CORP	7.375	250	224	24,471	2012/12/15
K2 CORP SR NT 144A W/RRTS	7.375	175	179	19,587	2014/7/1
MSW ENERGY SUB	7.375	275	281	30,742	2010/9/1
NEXTEL COMMUNICATIONS SR NT	7.375	475	501	54,655	2015/8/1
STARWOOD HOTELS & RESORTS	7.375	965	1,030	112,351	2007/5/1
TENET HEALTHCARE CORP NT	7.375	3,630	3,412	372,151	2013/2/1
CMS ENERGY CORP SR NT	7.5	50	51	5,589	2009/1/15
CHESAPEAKE ENERGY CORP	7.5	2,050	2,183	238,116	2014/6/15
QWEST SERVICES	7.5	4,500	4,207	458,891	2014/2/15
SPX CORP	7.5	2,300	2,386	260,256	2013/1/1
TECO ENERGY INC	7.5	2,150	2,268	247,386	2010/6/15
AVIALL INC SR NT	7.625	1,090	1,149	125,419	2011/7/1
CABLEVISION SYSTEMS OP CO	7.625	4,130	4,222	460,573	2011/4/1
MANDALAY RESORT GROUP SUB	7.625	1,200	1,215	132,514	2013/7/15
EL PASO CORP / COASTAL	7.625	1,050	1,004	109,508	2008/9/1
EL PASO PIPE / NATURAL GAS	7.625	220	228	24,954	2010/8/1
FOREST CITY ENTERPRISES SR NT	7.625	1,075	1,091	119,003	2015/6/1
HILTON HOTELS CORP NT	7.625	995	1,096	119,642	2012/12/1
PRIMEDIA INC CO GTD	7.625	100	99	10,865	2008/4/1
EL PASO CORP / SONAT	7.625	350	323	35,309	2011/7/15
TOYS R US	7.625	875	900	98,175	2011/8/1
WILLIAMS CO	7.625	850	858	93,632	2019/7/15
DYNEGY ROSETON	7.67	150	130	14,232	2016/11/8
GEORGIA PACIFIC CORP	7.7	1,400	1,519	165,669	2015/6/15
UNITED AIR EETC 00-1-A2	7.73	400	329	35,900	2012/1/1
MCI INC SR NT	7.735	75	69	7,586	2014/5/1
BOYD GAMING SUB	7.75	1,255	1,305	142,351	2012/12/15
CMS ENERGY CORP SR NT 144A W/RTS	7.75	2,500	2,562	279,479	2010/8/1
DIMON TOBACCO	7.75	600	564	61,512	2013/6/1
EL PASO PRODUCTION	7.75	4,875	4,661	508,430	2013/6/1
NALCO SENIOR	7.75	950	999	109,051	2011/11/15
QWEST OP CO / NORTHWESTERN BELL	7.75	775	689	75,227	2030/5/1
PSEG ENERGY HOLDINGS	7.75	350	371	40,558	2007/4/16
UNITED AIR EETC 00-1-A1	7.783	804	662	72,308	2015/7/1
EL PASO PIPE / VALERO ENERGY	7.8	2,000	1,935	211,040	2010/6/14
ABITIBI CONSOLIDATED	7.875	525	549	59,978	2009/8/1
ALLIED WASTE NORTH AMER SR NT	7.875	500	532	58,077	2013/4/15
EL PASO CORP	7.875	1,360	1,261	137,574	2012/6/15
FRESENIUS MED CAP TR II PFD SEC	7.875	500	535	58,349	2008/2/1
FRESENIUS MED CAP TR IV	7.875	3,150	3,402	371,039	2011/6/15
HCA INC. THE HEALTHCARE CO SR NT	7.875	690	763	83,315	2011/2/1
HOST MARRIOTT	7.875	256	264	28,793	2008/8/1
PARK PLACE / CAESARS SUB	7.875	1,550	1,677	182,997	2010/3/15
STARWOOD HOTELS & RESORTS	7.875	1,100	1,201	131,068	2012/5/1
TOYS R US	7.875	600	619	67,565	2013/4/15
VINTAGE PETROLEUM SUB	7.875	400	420	45,807	2011/5/15
CABLEVISION SYSTEMS HOLD CO	8	500	503	54,873	2012/4/15
CHARTER COMMUNICATIONS SECURED	8	1,375	1,349	147,152	2012/4/30
FISHER SCIENTIFIC INTL SR SUB GL	8	1,750	1,916	208,995	2013/9/1
GAYLORD ENT CO SR NT GLBL	8	925	952	103,911	2013/11/15
GEORGIA PACIFIC CORP	8	2,000	2,085	227,400	2024/1/15
GEORGIA-PACIFIC CORP SR NT GLBL	8	2,000	2,085	227,400	2024/1/15
NRG ENERGY INC 144A W/RRTS	8	3,145	3,243	353,728	2013/12/15
PRIMEDIA INC SR NT 144A W/RRTS	8	1,720	1,634	178,212	2013/5/15
ROYAL CARIBBEAN CRUISES SR NT	8	925	1,012	110,469	2010/5/15
SINCLAIR BROADCAST GR GLBL CO GTD	8	220	229	24,984	2012/3/15
CABLEVISION SYSTEMS OP CO	8.125	300	315	34,355	2009/8/15
CABLEVISION SYSTEMS OP CO	8.125	900	945	103,066	2009/7/15
CHESAPEAKE ENERGY CORP	8.125	35	38	4,199	2011/4/1
DELHAIZE AMERICA INC GLBL CO GTD	8.125	1,850	2,056	224,265	2011/4/15
GEORGIA PACIFIC CORP	8.125	900	927	101,103	2023/6/15
KRATON POLYMERS LLC/CAP 144A/RRT	8.125	1,625	1,665	181,661	2014/1/15
PARK PLACE / CAESARS SUB	8.125	1,475	1,620	176,756	2011/5/15
WILLIAMS CO	8.125	1,525	1,669	182,125	2012/3/15

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)	%	千ドル	千ドル	千円	
TRAINS HY (8.218%)	8.218	4,500	4,778	521,190	2015/8/1
AEARO CO SR SUB	8.25	150	153	16,768	2012/4/15
AHOLD FINANCE USA INC NT	8.25	1,495	1,605	175,077	2010/7/15
ARMOR HOLDINGS	8.25	1,210	1,309	142,856	2013/8/15
DOMINOS INC SR SUB NT GLBL	8.25	1,470	1,572	171,548	2011/7/1
EIRCOM (VALENTIA) SUB	8.25	715	763	83,245	2013/8/15
GEN MTRS GLOBAL BD	8.25	575	601	65,642	2023/7/15
OWENS-BROCKWAY SUB	8.25	325	342	37,395	2013/5/15
RURAL CELLULAR CORP 144A W/RRTS	8.25	1,125	1,164	126,992	2012/3/15
SPECTRASITE INC GLBL SR NT	8.25	945	982	107,189	2010/5/15
VINTAGE PETROLEUM SR	8.25	2,070	2,235	243,825	2012/5/1
ABITIBI CONSOLIDATED	8.3	250	261	28,561	2005/8/1
EDISON MIDWEST GEN LLC SER A	8.3	450	462	50,428	2009/7/2
BOMBARDIER RECREATIONAL	8.375	1,850	1,870	204,040	2013/12/15
CHARTER COMMUNICATIONS SECURED	8.375	600	588	64,130	2014/4/30
CINCINNATI BELL SUB	8.375	1,075	956	104,347	2014/1/15
DIRECTV HOLDINGS	8.375	2,010	2,261	246,623	2013/3/15
AES IPALCO	8.375	200	219	23,885	2008/11/14
MGM MIRAGE SUB	8.375	2,290	2,438	265,993	2011/2/1
JEFFERSON SMURFIT CORP	8.375	800	860	93,795	2012/7/1
TRANSIGM INC FD CORP CO GTD GBL	8.375	835	876	95,622	2011/7/15
CALPINE SOUTHPOINT	8.4	1,559	1,349	147,130	2012/5/30
ALLIED WASTE SENIOR	8.5	4,140	4,585	500,068	2008/12/1
CMS ENERGY CORP SR NT	8.5	1,400	1,477	161,089	2011/4/15
CALPINE CORP SECURED	8.5	1,150	951	103,789	2010/7/15
DEX MEDIA FINANCE/WEST GLBL SRNT	8.5	2,015	2,226	242,841	2010/8/15
GULFTERRA EL PASO ENERGY PARTNER	8.5	1,095	1,190	129,876	2011/6/1
HANOVER EQUIP TRUST 01 A GLBL	8.5	2,265	2,434	265,559	2008/9/1
LEGRAND S.A.	8.5	250	258	28,220	2025/2/15
MSW ENERGY SR	8.5	870	935	102,003	2010/9/1
PSEG ENERGY HOLDINGS	8.5	2,150	2,343	255,593	2011/6/15
PANAMSAT CORP	8.5	295	337	36,759	2012/2/1
RAYOVAC CORP SR SUB NT GLBL	8.5	1,885	2,009	219,207	2013/10/1
TRITON PCS INC GLBL CO GTD	8.5	875	794	86,604	2013/6/1
YOUNG BROADCASTING SR	8.5	890	943	102,891	2008/12/15
YOUNG BROADCASTING SR	8.5	400	424	46,243	2008/12/15
AES REDOAK	8.54	431	452	49,365	2019/11/30
ABITIBI CONSOLIDATED	8.55	1,600	1,716	187,155	2010/8/1
EDISON MIDWEST GEN LLC SER B	8.56	3,660	3,760	410,155	2016/1/2
DURA SR	8.625	2,075	2,137	233,099	2012/4/15
AES IPALCO	8.625	525	574	62,698	2011/11/14
NEWPARK RESOURCES INC SER B	8.625	990	1,009	110,133	2007/12/15
PSEG ENERGY HOLDINGS	8.625	1,400	1,526	166,433	2008/2/15
RIGGS CAPITAL TRUST	8.625	550	555	60,585	2026/12/31
RIGGS CAPITAL TRUST A	8.625	485	489	53,425	2026/12/31
WILLIAMS CO	8.625	2,290	2,587	282,227	2010/6/1
EDISON MIDWEST GEN / HOMER CITY	8.734	1,149	1,247	136,011	2026/10/1
AES SENIOR SECURED	8.75	3,155	3,462	377,650	2013/5/15
ARVINMERITOR NT	8.75	1,925	2,117	230,945	2012/3/1
CHARTER COMMUNICATIONS	8.75	2,250	2,182	238,034	2013/11/15
LYONDELL CHEMICALS / EQUISTAR	8.75	2,000	2,110	230,127	2009/2/15
FERRELLGAS SUB	8.75	925	1,003	109,460	2012/6/15
EDISON MIDWEST GEN LLC 144A/RRTS	8.75	960	1,008	109,937	2034/5/1
NORTH AMER ENERGY PARTN 144A RRT	8.75	1,650	1,633	178,157	2011/12/1
OWENS-BROCKWAY SR	8.75	1,095	1,218	132,861	2012/11/15
ROYAL CARIBBEAN CRUISES GLOBAL	8.75	400	452	49,297	2011/2/2
SINCLAIR BROADCAST GROUP GLOBAL	8.75	1,575	1,704	185,949	2011/12/15
VENTAS REALTY LP/CAP GLOBAL	8.75	1,535	1,680	183,319	2009/5/1
WESTLAKE CHEMICAL CRP GBL CO GTD	8.75	1,510	1,661	181,157	2011/7/15
WILLIAMS CO	8.75	1,950	2,049	223,576	2032/3/15
AMERIGAS PARTNER 1ST MTG	8.83	487	526	57,445	2010/4/19
AES IRONWOOD	8.857	2,327	2,484	271,015	2025/11/30
AES SENIOR UNSECURED	8.875	1,150	1,233	134,518	2011/2/15
AMERICAN MEDIA	8.875	600	591	64,457	2011/1/15
DOBSON COMM	8.875	300	226	24,703	2013/10/1
GREIF BROS CORP GLOBAL CO GTD	8.875	1,060	1,160	126,591	2012/8/1
INGLES MARKETS INC	8.875	1,105	1,154	125,940	2011/12/1
LA QUINTA CORP	8.875	670	737	80,380	2011/3/15
NALCO SUB	8.875	175	184	20,136	2013/11/15

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)	%	千ドル	千ドル	千円	
OWENS-BROCKWAY SR	8.875	1,125	1,231	134,354	2009/2/15
PARK PLACE / CAESARS SUB	8.875	735	817	89,181	2008/9/15
REDDY ICE GROUP INC GLBL SR SUB	8.875	1,120	1,185	129,329	2011/8/1
RIGGS CAPITAL TRUST II CO GTD	8.875	625	632	69,017	2027/3/15
ROUNDY'S INC GLOBAL CO GTD	8.875	2,130	2,247	245,085	2012/6/15
SESI, L.L.C. GLOBAL	8.875	840	911	99,401	2011/5/15
QWEST OP CO	8.875	1,000	985	107,429	2031/6/1
AES SENIOR SECURED	9	1,780	1,953	213,064	2015/5/15
HANOVER COMPRESSOR CO SR NT	9	500	530	57,804	2014/6/1
HOLLINGER INTL	9	1,080	1,252	136,636	2010/12/15
HORIZON LINES LLC NT 144A W/RRTS	9	325	335	36,553	2012/11/1
SUPERIOR TELECOM 144A W/RRTS	9	1,575	1,527	166,624	2012/4/15
QUEBECOR / CF CABLE	9.125	75	79	8,691	2007/7/15
QWEST OP CO NT 144A W/RRTS	9.125	1,315	1,446	157,762	2012/3/15
TRANSMONTAIGNE INC GLBL SR SUBNT	9.125	2,120	2,194	239,310	2010/6/1
RELIANT ENERGY MID ATLANTIC P/T	9.237	558	611	66,701	2017/7/2
ALLIED WASTE SENIOR	9.25	800	904	98,594	2012/9/1
CHOCTAW RESORT DEVEL ENT	9.25	1,725	1,871	204,128	2009/4/1
HOST MARRIOTT	9.25	1,225	1,362	148,635	2007/10/1
NORTH ATLANTIC TRADING	9.25	1,700	1,657	180,775	2012/3/1
RELIANT ENERGY INC	9.25	875	945	103,066	2010/7/15
TIME WARNER TELECOM SR	9.25	300	292	31,901	2014/2/15
CROWN CASTLE INTL	9.375	310	347	37,867	2011/8/1
DRESSER INC	9.375	2,425	2,643	288,286	2011/4/15
MANDALAY RESORT GROUP SUB	9.375	500	555	60,531	2010/2/15
NEXTEL COMMUNICATIONS SR NT	9.375	750	804	87,729	2009/11/15
TRW AUTOMOTIVE SR	9.375	1,350	1,552	169,323	2013/2/15
ARVIN CAPITAL GTD	9.5	100	104	11,383	2027/2/1
CROWN CORK SR	9.5	2,275	2,525	275,416	2011/3/1
EXTENDICARE HLTH SVCS GLOBAL	9.5	420	469	51,189	2010/7/1
HOST MARRIOTT	9.5	260	287	31,405	2007/1/15
MERISANT SR SUB NT 144A	9.5	945	1,011	110,281	2013/7/15
NEXTEL COMMUNICATIONS SR NT	9.5	69	77	8,503	2011/2/1
RELIANT RESOURCES INC GLBL	9.5	1,125	1,226	133,741	2013/7/15
ROTECH HEALTHCARE INC GLB CO GTD	9.5	2,425	2,619	285,641	2012/4/1
CELANESE AG 144A	9.625	2,050	2,152	234,762	2014/6/15
DIMON TOBACCO	9.625	1,135	1,171	127,811	2011/10/15
JOHNSON DIVERSEY INC	9.625	850	939	102,439	2012/5/15
K&F INDUSTRIES GLBL SR SB NT	9.625	1,370	1,510	164,734	2010/12/15
MAIL-WELL I CORP GLBL CO GUAR	9.625	795	862	94,076	2012/3/15
MDP ACQUISITIONS PLC SR NT GLBL	9.625	875	993	108,315	2012/10/1
RIGGS NATIONAL CORP SUB DEB	9.65	400	434	47,334	2009/6/15
COMMONWEALTH BRANDS 144A	9.75	500	537	58,622	2008/4/15
CONSOLIDATED COMM HLD 144A W/RRT	9.75	150	152	16,605	2012/4/1
INSIGHT MIDWEST	9.75	925	975	106,433	2009/10/1
SIX FLAGS INC SR NT GLBL SR NT	9.75	1,665	1,689	184,317	2013/4/15
JEFFERSON SMURFIT CORP	9.75	670	750	81,842	2011/2/1
TIME WARNER TELECOM SUB	9.75	885	823	89,765	2008/7/15
DEX MEDIA WEST/FINANCE SR GLBL	9.875	1,815	2,032	221,707	2013/8/15
DYNEGY 2ND LIEN	9.875	750	832	90,796	2010/7/15
INVENSYS PLC SR NT 144A	9.875	1,050	1,052	114,804	2011/3/15
TENET HEALTHCARE CORP 144A W/RRT	9.875	2,400	2,514	274,189	2014/7/1
DOBSON COMM / AMERICAN CELLULAR	10	2,425	2,115	230,761	2011/8/1
AMERIGAS PARTNER	10	765	839	91,569	2006/4/15
COMPASS MINERALS GROUP GLOBAL	10	505	563	61,411	2011/8/15
PSEG ENERGY HOLDINGS	10	985	1,127	123,006	2009/10/1
UGS CORP 144A W/RRTS	10	450	475	51,901	2012/6/1
MANDALAY CIRCUS & ELD/SILVER LEG	10.125	680	688	75,091	2012/3/1
DYNEGY 2ND LIEN	10.125	450	504	54,968	2013/7/15
LYONDELL CHEMICALS / EQUISTAR	10.125	555	614	67,038	2008/9/1
TIME WARNER TELECOM SUB	10.125	925	851	92,814	2011/2/1
AMERICAN MEDIA	10.25	2,065	2,168	236,480	2009/5/1
BLUEWATER FINANCE LTD GLOBAL	10.25	2,040	2,172	236,954	2012/2/15
ISP SENIOR	10.25	2,125	2,380	259,574	2011/7/1
TENNECO AUTOMOTIVE INC SER B GBL	10.25	1,075	1,233	134,538	2013/7/15
TENNECO AUTOMOTIVE INC 144A W/RR	10.25	1,075	1,233	134,538	2013/7/15
EHOSTAR DBS CORP	10.375	1,390	1,489	162,401	2007/10/1
LEGGRAND S.A.	10.5	1,200	1,374	149,855	2013/2/15
INSIGHT MIDWEST	10.5	550	599	65,384	2010/11/1

銘柄名		利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)		%	千ドル	千ドル	千円	
社債	INSIGHT MIDWEST	10.5	890	970	105,804	2010/11/1
	CANWEST MEDIA INC GLOBAL	10.625	1,830	2,077	226,533	2011/5/15
	COMMONWEALTH BRANDS INC 144A	10.625	1,050	1,128	123,107	2008/9/1
	LYONDELL CHEMICALS / EQUISTAR	10.625	640	721	78,701	2011/5/1
	ISP SUB	10.625	905	1,004	109,561	2009/12/15
	KAPPA BEHEER BV CO GTD YANKEE	10.625	965	1,018	111,036	2009/7/15
	CROWN CASTLE INTL	10.75	890	999	108,958	2011/8/1
	PACIFICARE HEALTH SYS GLB CO GTD	10.75	357	410	44,776	2009/6/1
	CROWN CORK SUB	10.875	175	203	22,235	2013/3/1
	MEDIACOM BROADBAND LLC	11	2,170	2,316	252,646	2013/7/15
	HERCULES INC	11.125	425	501	54,696	2007/11/15
	QUEBECOR MEDIA INC	11.125	1,385	1,596	174,090	2011/7/15
	JEFFERSON SMURFIT CORP	11.5	1,500	1,509	164,620	2006/8/15
	UNIVERSAL CITY DEVELOP GLBL SR	11.75	635	741	80,856	2010/4/1
	DUNLOP STAND AERO HLDGS	11.875	279	297	32,483	2009/5/15
	ALDERWOODS GROUP CO GTD	12.25	1,100	1,218	132,868	2009/1/2
	HOLLINGER INTL	12.875	650	763	83,298	2011/3/1
CP等	DANSKE CORP A DISC NT	1.234808	3,600	3,584	390,916	2004/9/17
	DANSKE CORP A DISC NT	1.255676	3,100	3,086	336,610	2004/9/20
	CDC COMM PAPER CORP 4/2 DISC NT	1.257732	1,100	1,095	119,434	2004/9/22
	UBS FINANCE (DE) LLC DISC NT	1.2692678	800	796	86,861	2004/9/23
	BANK OF IRELAND 4/2 DISC NT-USD	1.2810165	1,300	1,295	141,318	2004/9/3
	GEN ELEC CAPITAL CORP DISC NT	1.29064	2,400	2,390	260,773	2004/9/8
	BANK OF IRELAND 4/2 DISC NT-USD	1.29701	2,700	2,697	294,167	2004/7/30
	PFIZER INC 4/2 PRIV DISC NT	1.29857	1,500	1,496	163,260	2004/8/18
	UBS FINANCE (DE) LLC DISC NT	1.33196	1,800	1,793	195,652	2004/9/8
	SVENSKA HANDELSBANK DISC NT	1.383745	1,400	1,394	152,130	2004/9/13
	F H L M C DISC NT	1.544556	300	298	32,560	2004/10/20
	GEN ELEC CAPITAL CORP DISC NT	1.56815	3,100	3,083	336,291	2004/11/1
	HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.599273	700	696	75,931	2004/10/26
(ユーロ)			千ユーロ	千ユーロ		
社債	XEROX CAP EUROPE PLC EURO MTN	5.25	325	330	44,662	2004/12/3
	AHOLD FINANCE USA EMTN CO GTD	5.875	1,750	1,697	229,376	2012/3/14
	PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG 144A	6.25	925	962	129,991	2009/5/15
	ABB INTL FINANCE LTD	6.5	2,300	2,416	326,504	2011/11/30
	TUI AG SR UNSUB REGS	6.625	1,100	1,115	150,764	2011/5/16
	EL PASO CORP EURO	7.125	400	363	49,050	2009/5/6
	HEIDELBERGCEMENT FIN BV REGS	7.375	950	1,038	140,271	2010/7/15
	FRESENIUS FINANCE BV CO GTD 144A	7.75	200	220	29,727	2009/4/30
	NALCO SENIOR	7.75	100	105	14,188	2011/11/15
	NALCO SENIOR	7.75	690	724	97,898	2011/11/15
	CLONDALKIN INDUSTRIES SR NT 144A	8	350	345	46,702	2014/3/15
	SEAT PAGINE GIALLE INTL SA 144A	8	2,000	1,945	262,820	2014/4/30
	SEAT PAGINE GIALLE INTL SA REGS	8	525	510	68,990	2014/4/30
	EIRCOM (VALENTIA) SUB	8.25	1,185	1,267	171,333	2013/8/15
	MTU AERO ENGINES INVEST 144AW/RR	8.25	1,200	1,203	162,556	2014/4/1
	MTU AERO ENGINES INVEST SR NT	8.25	150	150	20,319	2014/4/1
	CIRSA FINANCE LUXEMBOURG	8.75	1,825	1,840	248,647	2014/5/15
	ARDAGH GLASS REGS	8.875	400	415	56,169	2013/7/1
	ARDAGH GLASS 144A	8.875	200	207	28,052	2013/7/1
	KRONOS INTL INC EURO	8.875	2,325	2,487	336,159	2009/6/30
	NALCO SUB	9	400	416	56,212	2013/11/15
	NALCO SUB	9	110	114	15,458	2013/11/15
	PREEM PETROLEUM	9	2,350	2,426	327,866	2014/5/15
	PREEM PETROLEUM	9	400	412	55,671	2014/5/15
	SANITEC INTERNATIONAL SA SR NT	9	1,325	1,384	187,098	2012/5/15
	TELENET COMMUNICATION NV 144A	9	600	604	81,683	2013/12/15
	TELENET COMMUNICATION NV REGS	9	1,800	1,813	245,051	2013/12/15
	INEOS VINYL FINANCE PLC REGS	9.125	350	347	46,944	2011/12/1
	INEOS VINYL FINANCE PLC 144A	9.125	1,050	1,042	140,834	2011/12/1
	BSN GLASSPACK OBLIGATION REGS	9.25	1,350	1,432	193,593	2009/8/1
	BARRY CALLEBAUT SVCS NV 144A	9.25	700	766	103,574	2010/3/15
	BARRY CALLEBAUT SVCS NV SUB	9.25	600	657	88,777	2010/3/15
	RIVERDEEP GROUP LTD SR NT 144A	9.25	930	878	118,755	2011/4/15
	SCHEFENACKER AG SR SUB REGS	9.5	1,000	852	115,194	2014/2/11
	ASPROPELLION 144A	9.625	400	413	55,807	2013/10/1
	ASPROPELLION REGS	9.625	875	903	122,077	2013/10/1
	JOHNSON DIVERSEY INC	9.625	200	218	29,457	2012/5/15
	GILDEMEISTER AG BD 144A	9.75	875	875	118,235	2011/7/19

銘柄名		利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)		%	千ドル	千ドル	千円	
社債	INVENSYS PLC SR NT EURO	9.875	900	911	123,133	2011/3/15
	MDP ACQUISITIONS PLC SR NT	10.125	850	926	125,194	2012/10/1
	TRW AUTOMOTIVE SR	10.125	313	356	48,194	2013/2/15
	CROWN CORK SR	10.25	300	334	45,199	2011/3/1
	LUCITE INTL / INEOS ACRYLICS	10.25	1,275	1,386	187,360	2010/5/15
	THE MANITOWOC CO INC. EURO SR SUB	10.375	950	1,059	143,132	2011/5/15
	IMPRESS GROUP BV SR NT REGS	10.5	800	816	110,396	2007/5/25
	INEOS GROUP HOLDINGS PLC	10.5	1,250	1,400	189,176	2010/8/1
	KAPPA BEHEER BV CO GTD	10.625	295	314	42,453	2009/7/15
	KAPPA BEHEER BV CO GTD	10.625	155	165	22,305	2009/7/15
	PREEM PETROLEUM	10.625	300	306	41,348	2011/3/31
	UNITED BISCUITS FINANCE EURO	10.625	1,000	1,110	149,989	2011/4/15
	ABB INTL FINANCE LTD	11	400	465	62,907	2008/1/15
	LEGRAND S.A.	11	145	169	22,875	2013/2/15
	FLENDER HOLDING GMBH REG S	11	200	230	31,078	2010/8/1
	FLENDER HOLDING GMBH SR NT 144A	11	200	230	31,078	2010/8/1
	BRITAX GROUP PLC SR NT	11.25	700	738	99,790	2011/5/15
	TRW AUTOMOTIVE SUB	11.75	195	231	31,224	2013/2/15
(イギリス)			千ポンド	千ポンド		
社債	ERICSSON LM TELEFON AB EURO EMTN	9.875	1,275	1,365	276,473	2008/6/5
	UNITED BISCUITS FINANCE EURO	10.75	200	215	43,520	2011/4/15
	YELL FINANCE BV EURO SR NT	10.75	425	476	96,351	2011/8/1
(オランダ)			千オランダ ギルダー	千オランダ ギルダー		
社債	CORUS GROUP PLC UNSUB	5.625	1,350	1,363	83,606	2008/6/24

(注1) データ提供元：ビムコ ジャパン リミテッド

(注2) 邦貨換算金額は、現地 2004 年 7 月 14 日現在のデータをもとに、2004 年 7 月 14 日の THE WM Company が提供する為替レート（1 ドル = 109.07 円、1 ユーロ = 135.13 円、1 ポンド = 202.42 円、1 オランダギルダー = 61.32 円）により邦貨換算したものです。

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)	%	千ドル	千ドル	千円	
国債					
U S T-ZERO (TINT)	0	3,200	1,339	146,060	2020/8/15
U S TREASURY BILLS	1.1071518	2,530	2,525	275,490	2004/9/2
U S TREASURY BILLS	1.1875	1,560	1,556	169,784	2004/9/16
U S TREASURY INFLAT PROTECTED	2	918	919	100,316	2014/1/15
U S TREASURY INFLAT PROTECTED	3	3,983	4,333	472,665	2012/7/15
U S TREASURY NOTE	3	-5,000	-4,879	-532,182	2009/2/15
U S TREASURY INFLAT PROTECTED	3.5	3,573	3,991	435,356	2011/1/15
U S TREASURY NOTE	3.5	13,000	13,214	1,441,218	2006/11/15
U S TREASURY NOTE	3.625	-2,000	-1,892	-206,439	2013/5/15
U S TREASURY NOTE	3.625	-2,800	-2,794	-304,761	2009/7/15
U S TREASURY NOTE	6.5	5,100	5,784	630,866	2010/2/15
エージェンシー債					
KOREA DEVELOPMENT BANK GLBL NT	4.75	2,900	2,891	315,373	2009/7/20
FED HOME LN MTGE GLBL NT (500MM)	5.375	300	300	32,815	2006/8/16
SBAP 2002-20E-1 PASS THRU	5.98	637	669	73,059	2022/5/1
地方債					
SACRAMENTO CA FING TAX -A FGIC	4.75	70	66	7,240	2033/12/1
AKRON OH CMNTY LEARNING FGIC	5	45	44	4,892	2033/12/1
CA INFRA & ECON-BAY TOLL-A AMBAC	5	185	184	20,144	2036/7/1
DE KALB CNTY WTR & SEWER REV	5	100	99	10,905	2035/10/1
DETROIT MI SEW-REF-C-SR FSA	5	1,425	1,563	170,566	2012/7/1
IN TRANSH FIN AUTH HWY REV-A FSA	5	100	100	10,913	2028/6/1
KING CNTY WASH SWR A-REV FGIC	5	110	108	11,867	2035/1/1
L A CA WSTWTR SYS REV-SER A MBIA	5	200	200	21,889	2027/6/1
LOWER RIV AUTH-REF AMBAC	5	45	44	4,887	2028/5/15
METROPOLITAN PIER & EXPO MBIA	5	100	99	10,875	2028/12/15
METRO WTR DIST AUTH-B1 FGIC	5	60	59	6,533	2036/10/1
MONTGOMERY CNTY MD	5	300	327	35,747	2009/4/1
MONTGOMERY CNTY MD	5	300	330	36,015	2010/4/1
NY CITY MUN WTR AUTH SER E REV	5	35	34	3,770	2034/6/15
SC TRANPTN-SER A AMBAC	5	725	722	78,825	2033/10/1
TRIBORO BRDG & TUNL (GO OF AUTH)	5	100	98	10,793	2032/1/1
WAKE CNTY NC PUB IMP	5	400	441	48,109	2011/3/1
CA ST ECON REC SER A	5.25	3,400	3,784	412,790	2012/7/1
BADGER TOB ASSET SEC CORP WIS	6	110	100	10,941	2017/6/1
TOB SETTLEMENT FING CORP NJ REV	6.25	1,155	937	102,202	2043/6/1
GOLDEN ST TOB SEC-SER 2002-A-1	6.75	340	307	33,486	2039/6/1
社債					
HBOS PLC SUB NT EMTN	1.455	500	499	54,516	2014/2/6
GEN MTRS ACC CORP MTN	2.135	1,600	1,603	174,833	2006/5/18
PACIFIC GAS & ELECTRIC 1ST MTG	2.3	670	671	73,262	2006/4/3
EUROHYPO SA LUXEMBOURG COLL EMTN	3.5	1,000	993	108,343	2007/12/28
PEPCO HOLDINGS INC NT	3.75	100	100	10,982	2006/2/15
VERIZON GLBL FDG CORP NT	4.375	100	93	10,154	2013/6/1
COX COMMUNICATIONS INC NT	4.625	550	512	55,918	2013/6/1
HOUSEHOLD FINANCE CORP NT	4.75	450	430	46,948	2013/7/15
GOLDMAN SACHS GROUP INC GLBL BD	5.15	400	390	42,569	2014/1/15
TELECOM ITALIA CAPITAL 144A W/RT	5.25	400	391	42,738	2013/11/15
MORGAN STANLEY GBL NT	5.3	400	398	43,487	2013/3/1
HBOS PLC SUB 144A PERP	5.375	180	175	19,175	2049/11/29
KERR-MCGEE CORP GBL	5.375	800	816	89,101	2005/4/15
GENERAL ELEC CAP CORP GLBL NT	5.45	190	195	21,294	2013/1/15
AEP TEXAS CENTRAL CO GLBL NT	5.5	380	384	41,891	2013/2/15
KROGER CO NT	5.5	90	90	9,878	2013/2/1
OHIO POWER COMPANY GLBL NT	5.5	20	20	2,218	2013/2/15
DOMINION RESOURCES INC NT	5.7	130	133	14,586	2012/9/17
CITIGROUP INC GLOBAL NT	6	400	427	46,635	2012/2/21
ONCOR ELECTRIC DELIVERY GLBL SEC	6.375	90	97	10,603	2012/5/1
DAIMLERCHRYSLER NA HLDG NT GLBL	6.5	400	414	45,240	2013/11/15
FORD MTR CR CO BD	6.7	200	200	21,813	2004/7/16
INTL PAPER CO NT	6.75	130	142	15,502	2011/9/1
WEYERHAEUSER CO GLBL NT	6.75	300	327	35,705	2012/3/15
KROGER CO CO GTD	6.8	300	329	35,952	2011/4/1
PROGRESS ENERGY INC SR NT	6.85	280	304	33,182	2012/4/15
TIME WARNER (AOL) INC NT	6.875	1,400	1,526	166,518	2012/5/1
GEN MTRS ACCEPT CORP NT	6.875	100	101	11,108	2012/8/28
VERIZON NEW YORK INC NT	6.875	300	324	35,400	2012/4/1
PSEG POWER LLC	6.95	390	428	46,680	2012/6/1
TXU ENERGY CO SR NT GLBL	7	900	986	107,607	2013/3/15

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)	%	千ドル	千ドル	千円	
社債	COMCAST CABLE COMM SR NT	7.125	300	331	36,152 2013/6/15
	COX COMMUNICATIONS INC NT	7.125	400	441	48,174 2012/10/1
	GEN MTRS GLOBAL NT	7.125	300	309	33,791 2013/7/15
	FORD MTR CR CO GLOBAL NT	7.25	1,000	1,051	114,735 2011/10/25
	NATIONAL RURAL UTIL GLBL NT	7.25	400	458	49,952 2012/3/1
	FORD MTR CR CO	7.375	100	106	11,578 2011/2/1
	BANK OF AMERICA CORP GBL SUB NT	7.4	400	456	49,830 2011/1/15
	FORD MTR CO GLOBAL BD	7.45	120	114	12,497 2031/7/16
	FORD MTR CR CO NT GLOBAL	7.5	1,600	1,652	180,241 2005/3/15
	CLEAR CHANNEL COMM C SR NT	7.65	130	147	16,097 2010/9/15
	TIME WARNER (AOL) INC BDS	7.7	50	55	6,035 2032/5/1
	CIT GROUP HOLDINGS NT	7.75	400	459	50,152 2012/4/2
	WESTERN RESOURCES GLOBAL NT	7.875	900	998	108,925 2007/5/1
	SPRINT CAPITAL CORP GLOBAL NT	7.9	1,100	1,141	124,515 2005/3/15
	KPN KONINKLIJKE NV GLBL SR UNSUB	8	40	46	5,087 2010/10/1
	AT&T CORP GBL SR NT	8.05	100	104	11,393 2011/11/15
	CENTERPOINT RELIANT ENERGY RESO	8.125	700	736	80,292 2005/7/15
	TYCO INTL / RAYCHEM	8.2	1,700	1,927	210,258 2008/10/15
	COMCAST CORP GLOBAL NT	8.375	330	391	42,680 2013/3/15
	LENFEST COMMUNICATIONS SR PSN PT	8.375	300	320	34,954 2005/11/1
	SPRINT CAPITAL CORP GLOBAL NT	8.375	740	859	93,719 2012/3/15
	DEUTSCHE TELEKOM INT FIN GLOBAL	8.5	2,170	2,552	278,352 2010/6/15
	FRANCE TELECOM GLOBAL 7.75% STEP	8.75	150	175	19,088 2011/3/1
モーゲージ証券	CSFB 2004-TFLA A1 1MLIB+12 144A	1.35875	1,299	1,299	141,764 2014/2/15
	CWHL 2004-12 14A2 SUB 1MLIB+28	1.38	1,700	1,701	185,615 2034/8/25
	GSMS 2003-FL6A A1 1MLIB+15	1.38875	488	488	53,290 2015/11/15
	COMM 2003-FL9 A1 1MLIB+18 144A	1.41875	794	794	86,691 2015/11/15
	FNR 2004-11 A 1MLIBOR+12	1.42	776	772	84,296 2034/3/25
	CWALT 2004-J4 1A1 1MLIB+15	1.45	257	257	28,038 2034/6/25
	SASC 2003-S1 A1 1MLIB+16	1.46	97	97	10,609 2033/8/25
	GSAMP 2004-SEA1 A1A 1MLIBOR+19	1.49	418	418	45,630 2033/10/25
	BSCMS 2004-ESA A1 1MLIB+22 144A	1.55	1,900	1,897	206,917 2016/5/14
	FNW 2004-W8 1AF SEQ 1MLIB+25	1.55	1,900	1,896	206,814 2044/6/25
	CSFB 2004-CF1 A1 1MLIBOR+33 144A	1.63	776	777	84,784 2043/5/25
	SEMT 5-A 1MOLIB+35	1.63	1,286	1,287	140,369 2026/10/19
	SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	1.63	677	677	73,856 2034/3/19
	FNW 2004-W2 5AF PT 1MLIBOR+35	1.65	1,110	1,096	119,544 2044/3/25
	HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	1.65	320	320	34,998 2034/2/19
	MRFC 2000-TBC3 A1 AS 1MLIB+44	1.67875	986	989	107,897 2030/12/15
	CWHL 2004-16 A5 1MLIB+35	1.71875	1,650	1,648	179,841 2034/7/28
	SASC 2002-HF2 A1 1MLIB+50BP	1.8	91	92	10,054 2032/7/25
	SASC 2003-NP3 A2 1MOLIB+50 144A	1.8	171	169	18,438 2033/11/25
	FNMA TBA 5.5% AUG	5.5	29,000	28,954	3,157,946 2034/8/12
	FNMA PASS THRU MTG #712044	5.5	2,336	2,343	255,574 2033/7/1
	FNMA PASS THRU MTG #763839	5.5	1,781	1,784	194,665 2034/3/1
	CDMC 2003-A A1 WM31 WC6.84 144A	6	164	166	18,171 2043/7/25
	CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.5	376	385	42,058 2033/4/25
	FNW 2004-W8 2A PT WM26 WC7.11	6.5	1,900	1,972	215,092 2044/6/25
	RAMP 2004-SL2 A4 SEQ WM24 WC9.08	8.5	3,500	3,715	405,227 2031/10/25
アセットバック証券	NHEL 2004-2 A3 AFC 1MLIB+14	1.3925	500	499	54,430 2034/9/25
	CWL 2003-BC3-A1 1MOLIB+10	1.4	18	18	2,011 2021/5/25
	CFMSI 2003-2 AV1 1MOLIB+10BP	1.4	1	1	198 2033/5/25
	RAMP 2004-RS5 A2B1 AS 1MLIB+10	1.4	1,668	1,668	182,004 2025/4/25
	RASC 2003-KS2 A11 AS 1MLIB+10BP	1.4	143	144	15,707 2019/8/25
	CFAB 2003-5 2A1 1MOLIB+12	1.42	580	580	63,340 2021/2/25
	SAIL 2003-BC5 1A1 1MLIB+12	1.42	314	314	34,278 2033/6/25
	SAIL 2003-BC8 3A1 1MLIBOR+14	1.44	661	662	72,238 2010/8/25
	AMSI 2003-IA1 A-1 1MLIB+15	1.45	109	109	11,914 2033/11/25
	CBASS 2003-CB2 AV1 1MLIB+15	1.45	1,045	1,045	114,059 2029/12/25
	HEAT 2004-3 A3 1MLIBOR+15	1.45	575	575	62,714 2034/8/25
	ARSI 2003-W3 AF1 1MLIB+16	1.46	1,063	1,064	116,065 2020/10/25
	RASC 2004-KS6 A2B1 AS 1MLIB+13	1.46	1,500	1,497	163,354 2024/11/25
	RASC 2001-KS3-AII 1MOLIB+23	1.53	170	170	18,594 2031/9/25
	ARSI 2003-W9 A4 1MLIB+25	1.55	206	206	22,558 2034/3/25
	CWL 2003-SC1 A1 SR 1MLIBOR+25	1.55	134	134	14,662 2018/7/25
	HEMT 2003-7 A2 1MLIBOR+25	1.55	334	335	36,570 2034/4/25
	CXHE 2003-A AV1 1ML+28	1.58	823	824	89,936 2033/3/25
	CXHE 2004-A AV-2 1MLIBOR+28	1.58	598	598	65,305 2034/1/25
	RAMP 2002-RS3 AII1 AS 1MLIB+28	1.58	302	302	33,034 2032/6/25

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)	%	千ドル	千ドル	千円	
ARC 2002-BC4-A 1MOLIB+29	1.59	51	51	5,609	2032/7/25
CXHE 2003-C AV 1MLIBOR+30	1.6	357	358	39,077	2033/9/25
LBMLT 2003-3 A STEIP 1MOLIB+32	1.62	1,017	1,019	111,183	2033/7/25
MSDWC 2002-HE1-A2 1MOLIB+33	1.63	289	289	31,605	2032/7/25
NHEL 2001-2 A2 STEP 1MLIB+33	1.63	151	151	16,550	2031/9/25
RAMP 2003-RS11 AIIB AS 1MOLIB+33	1.63	531	530	57,827	2033/12/25
MLMI 2003-WMC2-A2 1MLIBOR+34	1.64	97	97	10,607	2034/2/25
TRUMN 2004-1 A1 1MLIBOR+34 144A	1.64	684	676	73,798	2034/1/25
CDCMC 2003-HE2 A 1ML+35	1.65	221	222	24,237	2033/10/25
MLMI 2003-WMC3 A2 STEP 1MLIB+36	1.66	189	189	20,715	2034/6/25
CDCMC 2003-HE1 A2 STEP 1MOLIB+37	1.67	180	181	19,764	2033/8/25
NAVOT 2003-B A2 SEQ WM08 WC6.751	1.69	277	277	30,276	2006/9/15
HEMT 2003-4 A1 1MLIB+40	1.7	485	485	52,949	2033/7/25
LBMLT 2003-1 A2 1MOLIB+40	1.7	83	84	9,172	2033/3/25
SAST 2002-3 AV 1M LIBOR +40BP	1.7	114	115	12,569	2032/12/25
AMSI 2003-2 A 1MLIBOR + 41BP	1.71	376	378	41,265	2033/3/25
AMSI 2003-1 2A 1MLIB+41BP	1.71	698	701	76,524	2033/2/25
SASC 2004-GEL2 A1 1MLIB+40	1.74	2,000	1,998	217,989	2034/5/25
HEAT 2002-3 A4 1MLIB+46BP	1.76	260	261	28,530	2033/2/25
RAMC 2003-3 A 1MLIBOR+50	1.8	89	89	9,771	2033/12/25
FFML 2003-FF5 A2 1MLIBOR+65	2.82	464	468	51,115	2034/3/25
WESTPAC CAP CORP DISC NT	1.029279	100	99	10,869	2004/7/16
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.0481425	1,100	1,097	119,652	2004/7/16
ANZ (DELAWARE) INC DISC NT	1.055554	800	797	87,018	2004/7/19
F N M A DISC NT	1.0602279	3,100	3,091	337,200	2004/7/21
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.075896	100	99	10,876	2004/7/22
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.08179	200	199	21,753	2004/7/28
SVENSKA HANDELSBANK DISC NT	1.086479	7,800	7,778	848,337	2004/8/5
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.0913865	100	99	10,876	2004/8/2
F H L M C DISC NT SER RB	1.1109334	300	299	32,625	2004/8/10
WESTPAC TRUST DISC NT	1.11776	2,000	1,993	217,390	2004/8/17
ROYAL BK OF SCOTLAND PLC DISC NT	1.135046	200	199	21,730	2004/9/1
ROYAL BK OF SCOTLAND PLC DISC NT	1.1427418	400	398	43,462	2004/8/26
SWEDBANK CP-USD	1.144591	1,200	1,195	130,378	2004/9/1
CBA (DE) FINANCE DISC NT	1.146665	900	897	97,870	2004/8/10
FEDERAL HOME LOAN BANK DISC NT	1.147732	500	498	54,329	2004/8/27
UBS FINANCE (DE) LLC DISC NT	1.152921	800	796	86,921	2004/9/1
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.153898	100	99	10,864	2004/9/1
F N M A DISC NT	1.1626043	4,200	4,187	456,709	2004/8/25
F N M A DISC NT	1.1680806	10,600	10,567	1,152,589	2004/9/1
F H L M C DISC NT	1.19568	3,800	3,793	413,687	2004/8/9
F H L M C DISC NT	1.2007825	3,800	3,790	413,448	2004/8/20
F H L M C DISC NT SER RB	1.202706	5,200	5,184	565,401	2004/8/31
BARCLAYS US FDG DISC NT	1.205523	600	598	65,238	2004/8/23
FEDERAL HOME LOAN BANK DISC NT	1.226262	5,600	5,583	608,959	2004/9/1
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.234012	100	99	10,860	2004/9/10
UBS FINANCE (DE) LLC DISC NT	1.2391485	100	99	10,860	2004/9/10
SVENSKA HANDELSBANK DISC NT	1.24115	3,400	3,389	369,636	2004/9/1
DANSKE CORP A DISC NT	1.255676	1,100	1,095	119,442	2004/9/20
F H L M C DISC NT	1.259099	1,000	996	108,705	2004/9/7
UBS FINANCE (DE) LLC DISC NT	1.265466	200	199	21,718	2004/9/20
ING US FUNDING LLC DISC NT	1.27143	8,600	8,572	934,936	2004/9/1
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.287291	4,400	4,380	477,771	2004/9/24
F N M A DISC NT	1.287535	14,300	14,252	1,554,460	2004/9/8
GEN ELEC CAPITAL CORP DISC NT	1.29064	4,000	3,984	434,621	2004/9/8
BARCLAYS US FDG DISC NT	1.2965175	2,800	2,787	303,998	2004/9/27
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.3048065	500	498	54,349	2004/9/7
UBS FINANCE (DE) LLC DISC NT	1.33196	4,000	3,986	434,782	2004/9/8
HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.3324635	2,200	2,192	239,106	2004/9/9
UBS FINANCE (DE) LLC DISC NT	1.3400235	1,600	1,597	174,210	2004/8/26
F H L M C DISC NT SER RB	1.361557	14,200	14,148	1,543,063	2004/9/14
WESTPAC CAP CORP DISC NT	1.3809835	5,500	5,480	597,757	2004/9/10
F N M A DISC NT	1.4017983	4,000	3,985	434,712	2004/9/22
FEDERAL HOME LOAN BANK DISC NT	1.4050448	3,800	3,786	412,970	2004/9/15
F H L M C DISC NT	1.417915	9,100	9,066	988,846	2004/9/21
F H L M C DISC NT SER RB	1.430769	6,300	6,276	684,597	2004/10/5
F N M A DISC NT	1.432989	8,400	8,369	912,782	2004/10/6
F H L M C DISC NT SER RB	1.4418485	1,700	1,693	184,658	2004/9/30
F H L M C DISC NT	1.4522065	4,300	4,284	467,237	2004/10/12

銘柄名		利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)		%	千ドル	千ドル	千円	
C P 等	DANSKE CORP A DISC NT	1.470232	3,400	3,387	369,418	2004/10/6
	WESTPAC TRUST DISC NT	1.485	3,200	3,187	347,698	2004/10/8
	HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.495	1,500	1,494	162,992	2004/10/5
	DANSKE CORP A DISC NT	1.498816	8,500	8,467	923,553	2004/10/12
	F N M A DISC NT	1.521738	3,900	3,880	423,202	2004/10/18
	F H L M C DISC NT	1.524212	1,900	1,890	206,201	2004/10/18
	F N M A DISC NT	1.528658	5,100	5,072	553,229	2004/11/1
	F H L M C DISC NT	1.530411	2,700	2,686	292,994	2004/11/8
	F H L M C DISC NT	1.5360265	2,100	2,088	227,812	2004/11/12
	GEN ELEC CAPITAL CORP DISC NT	1.56815	3,400	3,381	368,835	2004/11/1
	GEN ELEC CAPITAL CORP DISC NT	1.583163	5,000	4,972	542,338	2004/11/10
	GEN ELEC CAPITAL CORP DISC NT	1.59232	300	298	32,545	2004/11/9
	ALTRIA-PHILIP MORRIS GP(3A3) FRN	1.8	500	500	54,532	2004/10/29
(カナダ)			千カナダドル	千カナダドル		
国債	CANADA GOVT BD	4.25	11,500	11,503	950,995	2009/9/1
	CANADA GOVT SER WH31 DEB	6	2,200	2,362	195,311	2008/6/1
(ユーロ)			千ユーロ	千ユーロ	千円	
国債	BUNDESREPUBLIC SER 99	4.5	1,800	1,878	253,795	2009/7/4
	BUNDESREPUBLIC SER 98	5.25	4,200	4,479	605,296	2008/1/4
	BUNDESREPUBLIC SER00	5.25	13,000	14,035	1,896,534	2011/1/4
	BUNDESREPUBLIC BD SER 98	5.625	680	749	101,299	2028/1/4
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND SER00	6.25	4,400	5,259	710,680	2030/1/4
	BUNDESREPUBLIC BD SER 97	6.5	5,000	6,131	828,554	2027/7/4
社債	TYCO INTL GROUP SA EMTN CO GTD	4.375	200	201	27,185	2004/11/19
	SLM CORP	4.75	700	695	93,969	2014/3/17
モーゲージ 証券	VEST I A4 3MEUR+18 REGS	2.241	1,500	1,501	202,911	2011/7/20
	PERMA 4 4A 3MEURIBOR+15	2.252	3,000	3,001	405,633	2034/3/10
	DELPH 2004-I A 3MEURIBOR+21	2.269	2,000	2,003	270,684	2091/1/25
	HFP 6-3A 3MOLIB+24	2.278	200	200	27,129	2009/10/15
	DUTCH XI A1 3MEUR+24 REGS	2.312	448	450	60,839	2035/11/2
	SRM 3 A 3MEUR+22	2.313	95	95	12,910	2034/8/26
	HERME 2 A EUR003M+27	2.321	294	295	39,992	2012/4/18
	DELPH 2003-I A1 3MEURO+28	2.339	500	500	67,596	2093/4/25
	DMPL III A 3MEUR+25	2.341	2,856	2,870	387,827	2035/11/20
	SIENA 2003-4 A2 3MEUR+23	2.345	2,600	2,607	352,346	2038/12/16
	DELPH 2001-II-A1 3MEUR+29 REGS	2.38	1,000	1,009	136,423	2031/11/28
(イギリス)			千ポンド	千ポンド		
国債	UK GILT 5 03/07/2008	5	300	299	60,636	2008/3/7
	UK GILT 5 3/07/12	5	6,800	6,759	1,368,346	2012/3/7
	UK GILT 8 9/27/13	8	2,400	2,910	589,188	2013/9/27
	UK GILT 9 7/12/11	9	600	736	149,120	2011/7/12

(注1) データ提供元：ビムコ ジャパン リミテッド

(注2) 邦貨換算金額は、現地2004年7月14日現在のデータをもとに、2004年7月14日のTHE WM Companyが提供する為替レート（1ドル=109.07円、1カナダドル=82.67円、1ユーロ=135.13円、1ポンド=202.42円）により邦貨換算したものであります。

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成16年8月31日現在

(単位 : 円)

資産総額	110,245,646,935
負債総額	970,086,224
純資産総額(-)	109,275,560,711
発行済口数	113,413,823,584口
1口当たり純資産価額(/)	0.9635 (1万口当たり 9,635)

(2) 投資有価証券の主要銘柄

評価額上位 30 銘柄

平成16年8月31日現在

発行地	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段 : 前期貸借対照表価額 又は取得価額		利率(%)	投資比率(%)
					下段 : 評価額	単価(円)	金額(円)	
日本	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド	証券投資 信託受益 証券		5,617,751	9,755.69 9,765.00	54,805,062,870 54,857,338,515		50.20
日本	ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド	証券投資 信託受益 証券		5,770,907	9,614.28 9,463.00	55,483,128,408 54,610,092,941		49.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

全銘柄の業種別投資比率

平成16年8月31日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
証券投資信託受益証券	100.18
合計	100.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 目論見書に用語集および信託約款を掲載します。
- (3) 要約仮目論見書（本件届出の効力発生後は要約目論見書）を使用することがあります。
添付書類（要約仮目論見書または要約目論見書）を「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口」に規定する書類（要約目論見書）として、以下の記載にしたがい使用することができます。使用にあたっては、本件届出の効力発生後、効力発生の日付を記載します。
当要約目論見書は、ポスター、チラシ、パンフレット、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）として使用されるほか、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体、書籍等に掲載されることがあります。
当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマークを付加して使用することができます。
ファンドの運用実績に関する情報として、ファンドおよびファンドが投資する投資信託の利回り、総収益、収益分配金、基準価額の推移および設定来または直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、5年などの騰落率またはこれらの一部（累積、個別期間で表示されることがあります。）を文章、数値、またはグラフで表示することができます。
ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、ファンドおよびファンドが投資する投資信託が組み入れる有価証券等の組入比率・組入額等に関する説明を文章、数値またはグラフで記載することができます。また、上記の内容について、ファンドが投資する投資信託に属する資産のうちファンドに属するとみなした額をファンドに合計した実質組入比率・実質組入額等により表示することができます。
投信評価機関等によるファンドおよびファンドが投資する投資信託に関する評価を取得し、使用することができます。
上記 に関連してファンドおよびファンドが投資する投資信託のベンチマークを併せて記載することができます。
- (4) 目論見書または要約目論見書に以下の内容を記載することができます。
・投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではないこと。
・投資信託は、元金および利息が保証されているものではないこと。
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入した受益者が負うこと。
・証券会社以外の金融機関で購入した投資信託は、投資者保護基金の対象ではないこと。
- (5) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益証券の名義書換等
受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式への、または記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行うことができます。
記名式受益証券に係る名義書換手続きは委託会社（本店）にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぐものとします。
上記の手続きに関し、手数料はかかりません。
ただし、累積投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなり、混載保管されます。
- (2) 受益者等名簿の閉鎖の時期
該当事項はありません。
- (3) 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、累積投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなります。

**ピムコ ハイ・インカム
毎月分配型ファンド
(為替ヘッジ付き)**

目 論 見 書
2004 年 10 月

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称
ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（為替ヘッジ付き）（「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等
無記名式の追加型証券投資信託です。
当初元本は1口当たり1円です。
記名式への変更も可能です。格付は取得していません。

(3) 発行数
当初募集期間：1,000億口を上限とします。
継続募集期間：1兆円に相当する口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額
当初募集期間：1,000億円を上限とします。
継続募集期間：1兆円を上限とします。

(5) 発行価格
当初募集期間
受益証券1口当たり1円
継続募集期間
取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
(略称：ハイ為替)
なお、下記においてもご照会いただけます。

UFJパートナーズ投信株式会社（ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社）
電話番号 03-3277-9639（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.ufj-partners.co.jp/>
(注)「委託会社の毎営業日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに
12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。

(6) 申込手数料
申込手数料（1万口当たり）は次の通りです。
申込価額（発行価格）×2.1%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。

UFJパートナーズ投信株式会社
電話番号 03-3277-9639（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）
申込手数料（税込）は申込金支払い時に合わせてお支払いいただきます。
累積投資コースの場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(7) 申込単位

申込単位は申込みコースにより次の通りです。

一般コース：1万口以上1万口単位、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

累積投資コース：1万円以上1円単位または50万円以上1円単位

取扱いの申込みコースおよび申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

U F J パートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639 (受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時)

申込みコースは途中で変更することはできません。

「ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド」を換金した受取金額をもって換金請求受付日当日にファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）は、販売会社が定める申込単位によるものとします。

ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

金額指定の場合、申込単位には申込手数料（税込）が含まれます。

累積投資コースの場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

累積投資コースを選択した受益証券取得申込者が販売会社との間で積立方式による販売に関する契約を締結した場合、当該契約において規定する申込単位によるものとします。

（注）積立方式による販売の取扱いの有無は販売会社によって異なります。積立方式による販売の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

(8) 申込期間

当初募集期間

平成15年12月17日から平成16年1月15日までです。

継続募集期間

平成16年1月16日から平成17年4月15日までです。

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(9) 申込取扱場所

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

U F J パートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639 (受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時)

(10) 払込期日

当初募集期間

当初募集期間中に申込代金を販売会社に支払うものとします。

継続募集期間

申込みを受け付けた販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合があるので、販売会社にご確認ください。

(11) 払込取扱場所

申込みを受け付けた販売会社とします。（「（9）申込取扱場所」の項をご参照ください。）

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法

受益証券取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

なお、累積投資コースを選択する場合には、受益証券取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約を締結するものとします。また、販売会社によっては収益分配金を定期的に受け取るための定期引出契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

(注) 販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。

また、累積投資コースを選択する場合、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。

申込みの受付時間（継続募集期間）

午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

申込みの受付中止について

継続募集期間において、以下の日は取得申込みを受け付けません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

また、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的および基本的性格

ファンドの目的	信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額	1兆円
ファンドの基本的性格	ファンド・オブ・ファンズ 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（マザーファンドを除く。））に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

(2) ファンドの沿革

平成16年1月16日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) ファンドの仕組み

委託会社およびファンドの関係法人の役割

受益者

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、換金の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

委託会社 U F J パートナーズ投信株式会社 (ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社)	信託財産の運用の指図、受益証券の発行等を行います。
---	---------------------------

投資顧問会社
ピムコ ジャパン リミテッド

受託会社 U F J 信託銀行株式会社 (ユーエフジェイ信託銀行株式会社、 再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	信託財産の保管・管理等を行います。
--	-------------------

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいて締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「U F Jパートナーズ投信株式会社の発行する受益証券の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と投資顧問会社との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（平成 16 年 8 月末現在）

・資本金

151 億 7,427 万 2,500 円

・沿革

昭和 34 年 12 月 1 日	山一證券投資信託委託株式会社として設立
平成 10 年 5 月 1 日	パートナーズ投信株式会社に商号を変更
平成 10 年 7 月 4 日	三和投信投資顧問株式会社が営業する証券投資信託委託業務を譲受
平成 12 年 1 月 17 日	ユニバーサル投信株式会社と合併
平成 13 年 4 月 1 日	東海投信投資顧問株式会社および東洋信アセットマネジメント株式会社が営業する投資信託委託業務を譲受
平成 13 年 4 月 2 日	U F Jパートナーズ投信株式会社（登記簿上はユーフェイパートナーズ投信株式会社）に商号を変更

・大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比率
株式会社 U F J ホールディングス	大阪府大阪市中央区伏見町 3-5-6	株 2,608,545	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム（エン・ヘッジド）ファンドおよびピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン（エン・ヘッジド）インカム ファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等に実質的な投資を行います。

メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス（BB-B、円ヘッジベース）×50% + リーマン・ブラザーズ・グローバル総合インデックス（日本円を除く、円ヘッジベース）×50% の合成指数をベンチマークとします。各投資信託証券の組入比率は、それぞれ純資産総額の50%程度となるように調整します。

実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてB-格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてBBB-格相当以上を維持します。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則としてベンチマーク±2年以内で調整します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として投資する外国投資信託において為替ヘッジを行います。

運用指図に関する権限は、ピムコ ジャパン リミテッドに委託します。（注）

ピムコ ジャパン リミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。PIMCOとは、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（PIMCO）の略称で、米国に本拠を置く債券運用の専門会社です。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用指図に関する権限の委託を受けるもの、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2) 投資対象

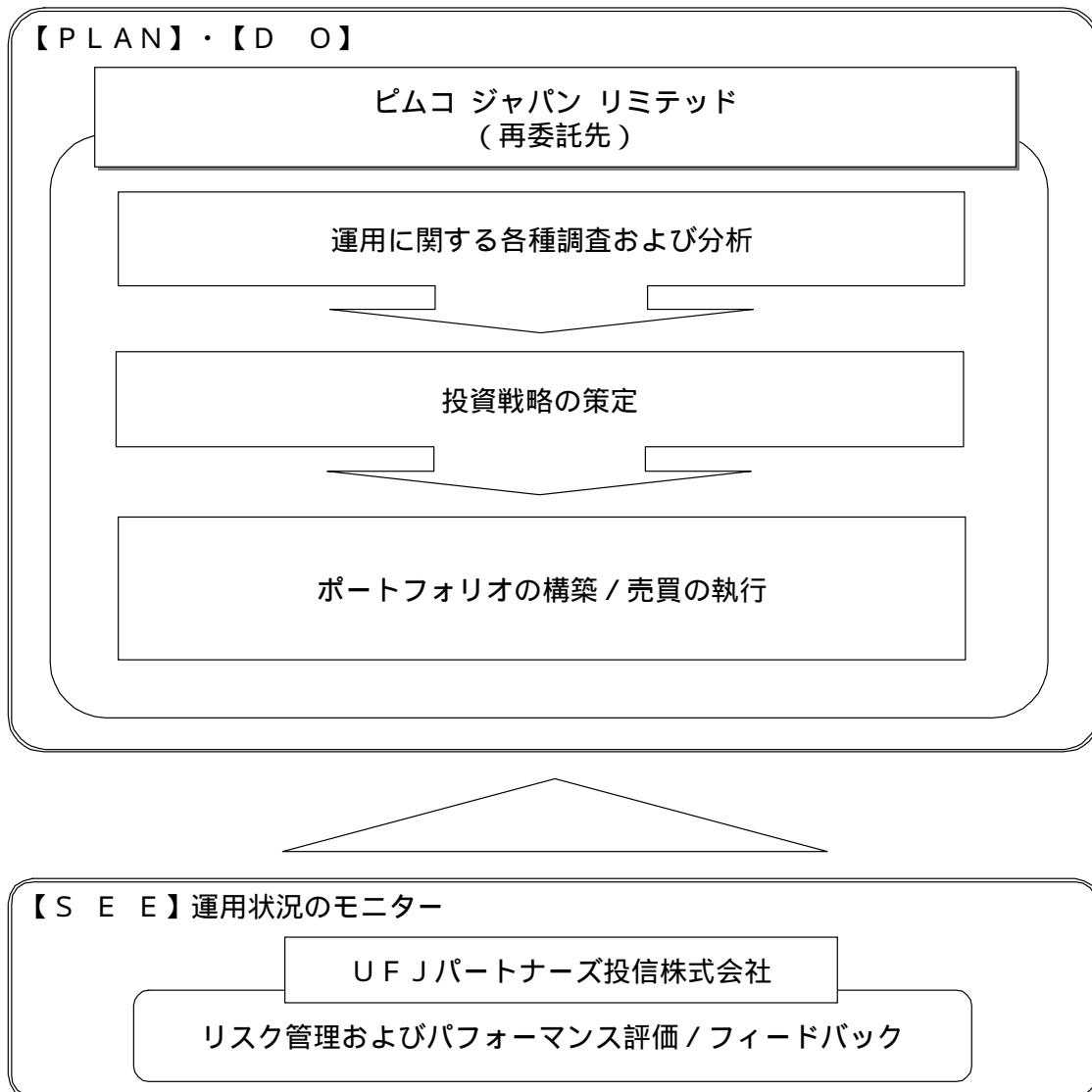
投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用を行います。

(3) 運用体制

「運用指図の再委託の取扱いに関する規則」（社内規則）に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

当ファンドは運用に関する指図権限を、ピムコ ジャパン リミテッドに委託しております。



(4) 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 投資制限

信託約款による規定

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

信用取引の指図は行いません。

有価証券の借入れは行いません。

資金の借入れを行うことができます。当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

<参考> 投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム (エン・ヘッジド) ファンド	ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン (エン・ヘッジド) イン カム ファンド
形態	ケイマン籍・円建外国投資信託	
投資態度	ベンチマークであるメリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス (B B - B、円ヘッジベース) を上回る投資成果をめざします。	ベンチマークであるリーマン・ブラザーズ・グローバル総合インデックス (日本円を除く、円ヘッジベース) を上回る投資成果をめざします。
主な投資対象	世界各国の社債等	世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券 (MBS)、資産担保証券 (ABS) 等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、ファンドの 80%以上を BBB - 格相当未満の格付を取得している公社債に投資します。 ・投資する公社債は原則として取得時において B - 格相当以上の格付を取得しているものに限ります。 ・ポートフォリオの平均格付は、原則として B - 格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則としてベンチマーク ± 2 年の範囲で調整します。 ・同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の 3% () 以内とします (国債や政府機関債等を除きます。)。 ・エマージング債への投資は行いません。 ・原則として、円に対して為替ヘッジを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資する公社債は原則として取得時において BBB - 格相当以上の格付を取得しているものに限ります。 ・ポートフォリオの平均格付は、原則として A A - 格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則としてベンチマーク ± 2 年の範囲で調整します。 ・同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の 3% () 以内とします (国債や政府機関債等を除きます。)。 ・エマージング債への投資は行いません。 ・原則として、円に対して為替ヘッジを行います。
信託報酬	信託報酬はかかりません。	
申込手数料	申込手数料はかかりません。	
投資顧問会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)	
設定日	2004 年 1 月 16 日	
決算日	原則として毎年 2 月 28 日	
分配方針	原則として毎月経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。	

() ファンドは上記の 2 つの外国投資信託に純資産総額の 50%程度ずつ投資しますので、同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、原則として、ファンド全体の純資産総額の 1.5%程度を上限とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドへの投資にあたりましては、以下のようなファンドの運用に関するリスクおよび留意点に十分ご留意ください。

ファンドの運用に関するリスク

当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、債券の価格変動、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではありません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

債券の価格変動リスク	<p>当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託が組み入れている債券の価格変動の影響を受けます。債券の価格変動は主に金利の変動、発行体の信用状況の変化の影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 金利変動リスク一般的に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。・ 発行体の信用状況の変化によるリスク（信用リスク）債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該債券の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります。）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。<p>また、一般的に債券の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。</p><p>高利回り債券への投資に伴う信用リスクについて・・・</p><p>当ファンドが投資する投資信託が組み入れる高利回り債券は、相対的に信用度が低い発行体が発行しています。そのため、比較的利回りが高い反面、発行体の信用状況の変化による債券価格の変動幅が、信用度が高い発行体が発行する債券と比べて大きくなる傾向があります。</p>
為替市場の相場変動リスク（為替変動リスク）	<p>当ファンドは海外の債券に投資する投資信託に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。</p> <p>外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、外国為替相場は、各國政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。また、外国為替相場は短期間に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</p> <p>なお、当ファンドは原則として投資する投資信託において為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。</p>

カントリーリスク	外国証券へ投資する投資信託に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
有価証券先物取引等に伴うリスク	投資する投資信託は有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は、有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却（先物取引等については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。
資産規模に関するリスク	当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。
資産担保証券(MBS、ABS)の期限前償還リスク	資産担保証券 (MBS、ABS) の担保となるローンは、一般的に金利が低下した場合、低金利のローンへの借換えが増加する傾向があります。ローンの期限前返済に伴い、資産担保証券の期限前償還が増加したことにより、ファンドは当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因によりファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

申込み・解約請求等に関する留意点	当ファンドは、以下の日は申込みおよび解約請求はできません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 なお、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で申込みおよび解約請求の受付を中止することができます。また、すでに受け付けた申込みおよび解約請求を取り消すことがあります。
信託期間に関する留意点	当ファンドは、受益権総口数が 50 億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
収益分配に関する留意点	当ファンドは、安定した収益分配をめざして運用を行いますが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

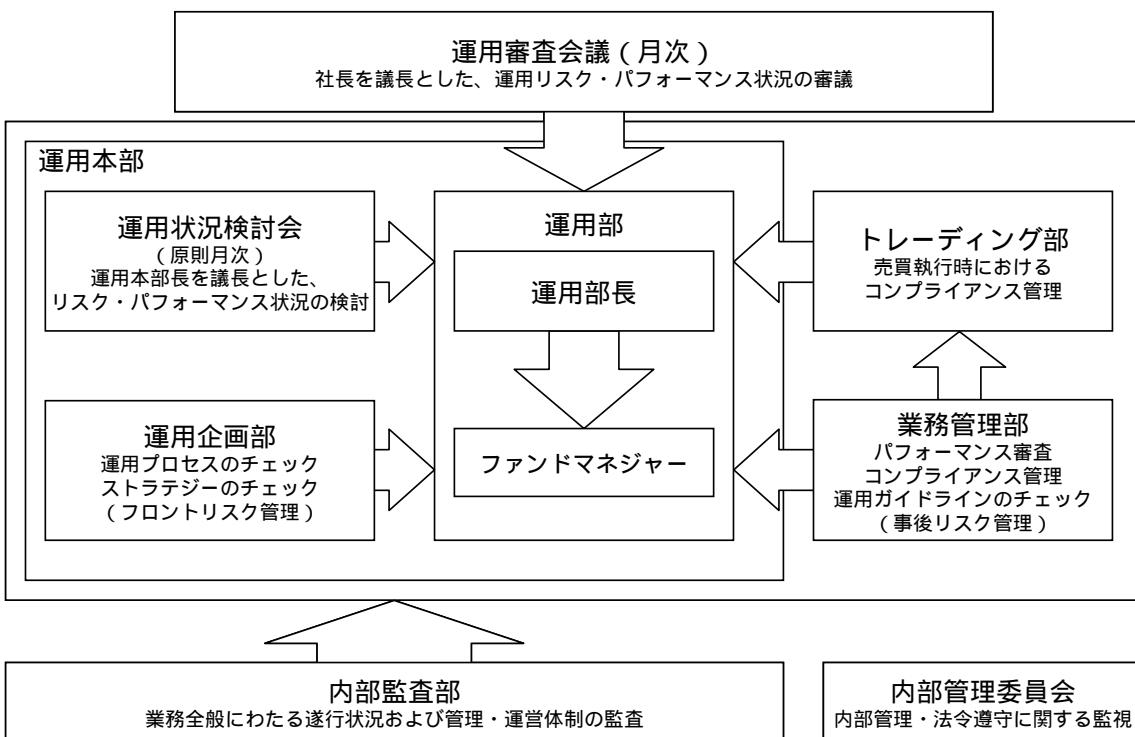
(2) 管理体制

ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析およびリスク管理については、運用フロントとして運用企画部が運用プロセス管理を行っております。また、業務管理部において、各種リスク水準等のモニタリング・警告を行います。そのほか、運用成績の向上を目的としたリスク・パフォーマンス状況の分析・検討を行うため運用本部長を議長とする「運用状況検討会」を開催するとともに、社長を議長とする「運用審査会議」にて運用実績の審査を行います。

コンプライアンス（法令遵守）に関するチェックは以下のような分業体制で行い、牽制機能を働かせています。

- ・各種組入比率制限超過等の管理および総合的なコンプライアンス管理プロセスの策定…業務管理部
- ・売買執行時における公正な価格形成等のための管理…トレーディング部
- ・業務全般にわたる遂行状況および管理・運営体制の監査…内部監査部

また、取締役会で選任された委員長を議長とする「内部管理委員会」が月次およびそれ以外でも必要に応じ隨時開催され、内部管理の適正な運営、法令違反等の重大な事故への公正な対処が行われます。



4 手数料等および税金

(1) 申込手数料

申込手数料（1万口当たり）は次の通りです。

申込価額（発行価格）×2.1%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

U F J パートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

申込手数料（税込）は申込金支払い時に合わせてお支払いいただきます。

累積投資コースの場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.365%（税抜年1.3%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7875%	年0.525%	年0.0525%
（税抜年0.75%）	（税抜年0.5%）	（税抜年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社が受ける報酬には、投資顧問会社が受ける報酬（年0.5%以内）が含まれています。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(4) その他の手数料等

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、先物・オプション取引に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用は、信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れを行った場合、借入れの利息は、信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産から支払われます。

(5) 課税上の取扱い

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、次の通り課税されます。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

個人の受益者に対する課税

20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます（平成16年1月1日から平成20年3月31日までは、10%（所得税7%および地方税3%）の優遇税率が適用となります。）。

なお、総合課税を選択することもできます。

解約・償還損については、株式等の譲渡による所得との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます（平成16年1月1日から平成20年3月31日までは、7%（所得税7%）の優遇税率が適用となります。）。地方税の源泉徴収はありません。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」とがあり両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

以上の内容は、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成16年8月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国名	時価合計	投資比率(%)
証券投資信託受益証券	日本	10,311,286,058	99.67
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		34,578,508	0.33
純資産総額		10,345,864,566	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

下記計算期間末日および平成16年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成16年2月16日)	7,691,592,500 (分配付) 7,665,258,001 (分配落)	9,930 (分配付) 9,896 (分配落)
第2計算期間末日 (平成16年3月15日)	8,519,137,463 (分配付) 8,490,081,127 (分配落)	9,969 (分配付) 9,935 (分配落)
第3計算期間末日 (平成16年4月15日)	9,044,367,667 (分配付) 9,013,095,916 (分配落)	9,833 (分配付) 9,799 (分配落)
第4計算期間末日 (平成16年5月17日)	9,298,781,820 (分配付) 9,265,755,807 (分配落)	9,573 (分配付) 9,539 (分配落)
第5計算期間末日 (平成16年6月15日)	9,607,196,896 (分配付) 9,573,136,955 (分配落)	9,590 (分配付) 9,556 (分配落)
第6計算期間末日 (平成16年7月15日)	9,895,697,862 (分配付) 9,863,098,612 (分配落)	9,714 (分配付) 9,682 (分配落)
第7計算期間末日 (平成16年8月16日)	10,190,012,558 (分配付) 10,156,642,212 (分配落)	9,772 (分配付) 9,740 (分配落)
平成16年 1月末日	7,094,128,829	9,896
2月末日	8,070,807,031	9,896
3月末日	8,876,753,688	9,910
4月末日	9,235,319,597	9,769
5月末日	9,519,954,742	9,621
6月末日	9,729,192,422	9,620
7月末日	9,991,722,142	9,672
8月末日	10,345,864,566	9,783

分配の推移

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	34円
第2計算期間	34円
第3計算期間	34円
第4計算期間	34円
第5計算期間	34円
第6計算期間	32円
第7計算期間	32円

収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	0.70
第2計算期間	0.73
第3計算期間	1.02
第4計算期間	2.30
第5計算期間	0.53
第6計算期間	1.65
第7計算期間	0.92

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(3) 設定および解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	7,745,440,903		7,745,440,903
第2計算期間	891,472,254	90,931,717	8,545,981,440
第3計算期間	711,809,832	60,217,240	9,197,574,032
第4計算期間	761,770,114	245,810,883	9,713,533,263
第5計算期間	467,368,937	163,272,427	10,017,629,773
第6計算期間	311,249,818	141,613,906	10,187,265,685
第7計算期間	347,409,146	106,441,549	10,428,233,282

(注)第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

6 管理および運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 ただし、便宜上 1 万口当たりで表示されます。</p> <p>(注) 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。取引所に上場されている受益証券等の場合、原則として、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。取引所に上場されていない受益証券等の場合、ならびに公社債等の場合、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）、証券会社・銀行等の提示する価額または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>UFJパートナーズ投信株式会社 電話番号 03-3277-9639 (受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時～午後 5 時) ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/</p>

申込（販売）手続き等

申込方法	<p>受益証券取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。</p> <p>なお、累積投資コースを選択する場合には、受益証券取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約を締結するものとします。また、販売会社によっては収益分配金を定期的に受け取るための定期引出契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。</p> <p>また、累積投資コースを選択する場合、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。</p>
申込受付時間	継続募集期間において、午後 3 時（半日営業日は午前 11 時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	<p>継続募集期間において、以下の日は取得申込みを受け付けません。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。</p>

換金（解約）手続き等

解約単位	一般コース：1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 累積投資コース：1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額 (当該基準価額の0.3%)
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 U F J パートナーズ投信株式会社 電話番号 03-3277-9639 (受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払い ます。
解約請求受付時間	午後3時(半日営業日は午前11時)までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	以下の日は解約請求を受け付けません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行つた当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

保管

受益証券の保管	<ul style="list-style-type: none"> 受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。 「累積投資コース」をお申込みの場合の受益証券は、すべて保護預りとなります。 保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。 保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。
---------	--

信託期間

信託期間	平成16年1月16日から無期限
------	-----------------

計算期間

計算期間	原則として、毎月 16 日から翌月 15 日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 1 月 16 日から平成 16 年 2 月 16 日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

その他

a ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続き（下記 c および d）にしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 ・受益権の総口数が 50 億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
b 信託約款の変更	委託会社は、法令および信託約款に定める手続き（下記 c および d）にしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
c ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します（ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
d 異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（1 カ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます（ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。）。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
e 関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「U F J パートナーズ投信株式会社の発行する受益証券の取扱に関する契約」の期間は、契約締結日から 1 カ年とし、期間満了 1 カ月以前に相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と投資顧問会社との間で締結された契約は、定められた期間有効に存続します。
f 運用報告書の作成	委託会社は、6 計算期間毎（毎年 1 月および 7 月）および償還時に運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。

g 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継せることができます。これに伴い、この信託契約に関する営業を承継せることができます。
h 受託会社の辞任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記 b の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
i 信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(2) 受益者の権利等

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「一般コース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、原則として決算日から起算して 5 営業日目から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 <p>「累積投資コース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目から受益証券と引換えに受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己の有する受益証券につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 <p>（「(1) 資産管理等の概要 挿金（解約）手続き等」参照）</p>

第2 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
3. 当ファンドの第1期計算期間は、約款第34条により、平成16年1月16日から平成16年2月16日までとしております。このため、当特定期間は、平成16年1月16日から平成16年7月15日までとしております。
4. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間（平成16年1月16日から平成16年7月15日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成16年8月31日

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

(定款上の商号 U F J パートナーズ投信株式会社)

取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

細野 康弘



代表社員
関与社員 公認会計士

木下



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（為替ヘッジ付き）の平成16年1月16日から平成16年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（為替ヘッジ付き）の平成16年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド(為替ヘッジ付き)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

区分	注記番号	当期
		[平成16年7月15日現在]
		金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		15,721,535
コール・ローン		90,979,512
証券投資信託受益証券		9,814,962,563
未収利息		3
流動資産合計		9,921,663,613
資産合計		9,921,663,613
負債の部		
流動負債		
未払金		9,988,713
未払収益分配金		32,599,250
未払解約金		4,823,097
未払受託者報酬		420,243
未払委託者報酬		10,506,026
その他未払費用		227,672
流動負債合計		58,565,001
負債合計		58,565,001
純資産の部		
元本		
元本		10,187,265,685
剩余金		
期末欠損金		324,167,073
(うち分配準備積立金)		(25,308,602)
剩余金合計		324,167,073
純資産合計		9,863,098,612
負債・純資産合計		9,921,663,613

(2) 損益及び剩余金計算書

(単位:円)

区分	注記番号	当期
		(自 平成16年1月16日 至 平成16年7月15日)
		金額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金		256,613,043
受取利息		333
有価証券売買等損益		284,149,048
営業収益合計		27,535,672
営業費用		
受託者報酬		2,277,334
委託者報酬		56,933,285
その他費用		227,672
営業費用合計		59,438,291
営業損失		86,973,963
経常損失		86,973,963
当期純損失		86,973,963
一部解約に伴う当期純損失分配額		1,212,003
期首剩余金		
剩余金増加額		21,042,930
(当期一部解約に伴う剩余金増加額)		(21,042,930)
剩余金減少額		73,100,253
(当期追加信託に伴う剩余金減少額)		(73,100,253)
分配金		186,347,790
期末欠損金		324,167,073

重要な会計方針

区 分	当 期 (自 平成16年 1月16日 至 平成16年 7月15日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 証券投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における特定期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

当 期 [平成16年 7月15日現在]	
1 . 期首元本額	6,139,709,394円
期中追加設定元本額	4,749,402,464円
期中解約元本額	701,846,173円
2 . 元本の欠損	
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は324,167,073円であります。	

(損益及び剰余金計算書関係)

当 期 (自 平成16年 1月16日 至 平成16年 7月15日)	
1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するための費用として委託者報酬の中から支弁する額	22,782,129円
2 . 分配金の計算過程	
(平成16年1月16日から平成16年2月16日まで)	
計算期間末における一部解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(29,015,395円)、一部解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は29,015,395円(1口当たり0.0037円(1万口当たり37円))であり、うち26,334,499円(1口当たり0.0034円(1万口当たり34円))を分配金額としてあります。	
(平成16年2月17日から平成16年3月15日まで)	
計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(32,966,424円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)および分配準備積立金(2,740,403円)より分配対象収益は35,706,827円(1口当たり0.0041円(1万口当たり41円))であり、うち29,056,336円(1口当たり0.0034円(1万口当たり34円))を分配金額としてあります。	
(平成16年3月16日から平成16年4月15日まで)	
計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(31,459,902円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)および分配準備積立金(6,779,000円)より分配対象収益は38,238,902円(1口当たり0.0041円(1万口当たり41円))であり、うち31,271,751円(1口当たり0.0034円(1万口当たり34円))を分配金額としてあります。	
(平成16年4月16日から平成16年5月17日まで)	
計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(35,187,889円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(628,791円)および分配準備積立金(7,269,151円)より分配対象収益は43,085,831円(1口当たり0.0044円(1万口当たり44円))であり、うち33,026,013円(1口当たり0.0034円(1万口当たり34円))を分配金額としてあります。	
(平成16年5月18日から平成16年6月15日まで)	
計算期間末における一部解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(37,987,882円)、一部解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(969,826円)および分配準備積立金(9,431,933円)より分配対象収益は48,389,641円(1口当たり0.0048円(1万口当たり48円))であり、うち34,059,941円(1口当たり0.0034円(1万口当たり34円))を分配金額としてあります。	
(平成16年6月16日から平成16年7月15日まで)	
計算期間末における一部解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(44,661,864円)、一部解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,333,749円)および分配準備積立金(13,245,988円)より分配対象収益は59,241,601円(1口当たり0.0058円(1万口当たり58円))であり、うち32,599,250円(1口当たり0.0032円(1万口当たり32円))を分配金額としてあります。	

(有価証券関係)
売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期 [平成16年 7月15日現在]	
	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に 含まれた評価差額
証券投資信託受益証券	9,814,962,563	284,278,276
合計	9,814,962,563	284,278,276

(デリバティブ取引等関係)

1. 取引の状況に関する事項

当期 (自 平成16年 1月16日 至 平成16年 7月15日)
該当事項はありません。

2. 取引の時価等に関する事項

当期 [平成16年 7月15日現在]
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当期 [平成16年 7月15日現在]
1口当たり純資産額	0.9682円 (1万口当たり 9,682円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数 (口)	評価額	備考
証券投資信託 受益証券	ビムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ ジャパン (エン・ヘッジド) インカム ファンド	505,583	4,960,274,813	
	ビムコ ケイマン グローバル ハイ インカム (エン・ ヘッジド) ファンド	509,625	4,854,687,750	
合計		1,015,208	9,814,962,563	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム（エン・ヘッジド）ファンド」、「ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン（エン・ヘッジド）インカム ファンド」証券投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「証券投資信託受益証券」は、これら証券投資信託の受益証券です。これら証券投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

「ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム（エン・ヘッジド）ファンド」、「ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン（エン・ヘッジド）インカム ファンド」の状況

これら証券投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された外国投資信託であります。これら証券投資信託は、平成 16 年 2 月 29 日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立監査人により財務書類の監査を受けております。これら証券投資信託の「資産・負債計算書」および「投資有価証券明細表」等は、ピムコ ジャパン リミテッドより入手した原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

資産・負債計算書

2004 年 2 月 29 日現在

	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム (エン・ヘッジド) ファンド	ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン (エン・ヘッジド) インカム ファンド
	千米ドル	千米ドル
資産：		
投資有価証券（時価）	37,134	33,013
現金	200	6
外貨（時価）	333	7,749
投資有価証券売却に係る未収金	1,046	2,454
投資有価証券売却（遅延引渡基準）に係る未収金	0	3,349
先渡為替契約の未実現評価益	152	96
ファンデュニット売却に係る未収金	458	458
未収利息および未収配当金	707	148
未収変動証拠金	0	46
支払スワッププレミアム	0	54
スワップ契約未実現評価益	0	54
先渡オプション未実現評価益	0	0
その他資産	0	-
	40,030	47,427
負債：		
投資有価証券購入に係る未払金	1,993	5,164
投資有価証券売却（遅延引渡基準）に係る未払金	0	0
先渡為替契約の未実現評価損	1,417	1,123
空売り未払金	0	3,408
売建オプション残高	19	51
未払投資顧問料	0	0
未払事務手数料	0	0
未払変動証拠金	0	-
受取スワッププレミアム	0	125
スワップ契約未実現評価損	0	15
その他負債	0	0
	3,429	9,886
純資産：	36,601	37,541
純資産の構成：		
元本	38,262	38,262
未分配（超過分配）投資純利益	124	44
累積未分配実現純利益	226	241
未実現評価純損失	(2,011)	(1,006)
	36,601	37,541
発行済受益証券：	409 千口	408 千口
受益証券 1 口当たりの純資産額および買戻価額 (発行済受益証券 1 口当たりの純資産) (米ドル表示)	89.46 米ドル	91.99 米ドル
(日本円表示)	9,775 円	10,051 円
保有投資有価証券（原価）	千米ドル	千米ドル
保有外貨（原価）	37,885	32,972
	332	7,927

投資有価証券明細表
ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム (エン・ヘッジド) ファンド
2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日		額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
< ベルギー (b)(c) 1.1% >					
Barry Callebaut Services NV	9.250%	2010年3月15日	EC	100	\$ 142
Telenet Communications NV	9.000%	2013年12月15日		200	256
ベルギー合計					398
(取得原価 \$405)					
< カナダ 2.3% >					
Bombardier Recreational Products, Inc.	8.375%	2013年12月15日	\$	235	246
Norampac, Inc.	6.750%	2013年6月1日		300	318
Quebecor Media, Inc.	11.125%	2011年7月15日		250	287
カナダ合計					851
(取得原価 \$852)					
< ケイマン諸島 0.6% >					
Bluewater Finance Ltd.	10.250%	2012年2月15日	\$	200	215
ケイマン諸島合計					215
(取得原価 \$220)					
< フランス (b)(c) 1.0% >					
BSN Glasspack Obligation	9.250%	2009年8月1日	EC	100	137
Crown European Holdings S.A.	9.500%	2011年3月1日	\$	100	113
	10.875%	2013年3月1日		100	117
フランス合計					367
(取得原価 \$374)					
< ドイツ (b)(c) 2.2% >					
Kronos International, Inc.	8.875%	2009年6月30日	EC	125	170
Messer Griesheim Holding AG	10.375%	2011年6月1日		200	298
Schenk AG	9.500%	2014年2月11日		250	321
ドイツ合計					789
(取得原価 \$788)					
< ガーンジー島 (b)(c) 0.7% >					
ABB International Finance Ltd.	11.000%	2008年1月15日	EC	175	254
ガーンジー島合計					254
(取得原価 \$257)					
< アイルランド (b)(c) 1.6% >					
Eircom Funding	8.250%	2013年8月15日	\$	150	167
JSG Funding PLC	9.625%	2012年10月1日		250	282
	10.125%	2012年10月1日	EC	100	140
アイルランド合計					589
(取得原価 \$600)					
< ラトビア 0.5% >					
Royal Caribbean Cruises Ltd.	8.000%	2010年5月15日	\$	150	168
ラトビア合計					168
(取得原価 \$166)					
< ルクセンブルグ (b)(c) 0.7% >					
Sanitec International S.A.	9.000%	2012年5月15日	EC	200	248
ルクセンブルグ合計					248
(取得原価 \$254)					
< オランダ (b)(c) 2.9% >					
Ardagh Glass Finance BV	8.875%	2013年7月1日	EC	100	136
Aspropulsion Capital BV	9.625%	2013年10月1日		125	163
Heidelbergcement Finance BV	7.375%	2010年7月15日		150	201
Kappa Beheer BV	10.625%	2009年7月15日		100	133
Koninklijke Hoogovens NV	4.625%	2007年4月22日	DG	50	27
	5.625%	2008年6月24日		250	140
Koninklijke Vendex KBB NV	7.375%	2010年11月25日	EC	100	138
Yell Finance BV	10.750%	2011年8月1日	BP	75	159
オランダ合計					1,097
(取得原価 \$1,113)					
< スウェーデン (b)(c) 0.5% >					

投資有価証券明細表(続き)
 ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム (エン・ヘッジド) ファンド
 2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
			BP	
Telefonaktiebolaget LM Ericsson	9.875%	2008年6月5日	100	\$ 201
スウェーデン合計 (取得原価 \$193)				201
<イギリス (b)(c) 1.8%>				
Ineos Group Holdings PLC	10.500%	2010年8月1日	EC 100	140
Inmarsat Finance PLC	7.625%	2012年6月30日	\$ 200	207
Invensys PLC	9.875%	2011年3月15日	100	98
Lucite International Finance	10.250%	2010年5月15日	EC 150	206
イギリス合計 (取得原価 \$651)				651
<アメリカ (b)(c) 81.7%>				
社債等 79.1%				
Abitibi-Consolidated Finance LP	7.875%	2009年8月1日	\$ 200	216
AES Corp.	8.875%	2011年2月15日	100	107
	8.750%	2013年5月15日	600	661
Allbritton Communications Co.	7.750%	2012年12月15日	75	78
Allied Waste North America, Inc.	9.250%	2012年9月1日	775	878
American Cellular Corp.	10.000%	2011年8月1日	200	202
American Tower Escrow	0.000%	2008年8月1日	200	141
AmerisourceBergen Corp.	7.250%	2012年11月15日	300	324
ArvinMeritor, Inc.	8.750%	2012年3月1日	150	169
Boise Cascade Corp.	7.000%	2013年11月1日	150	159
Boyd Gaming Corp.	7.750%	2012年12月15日	300	324
BRL Universal Equipment	8.875%	2008年2月15日	37	40
Cadmus Communications Corp.	9.750%	2009年6月1日	250	267
Calpine Corp.	8.750%	2013年7月15日	300	277
Canwest Media, Inc.	10.625%	2011年5月15日	400	457
CMS Energy Corp.	8.500%	2011年4月15日	200	215
Commonwealth Brands, Inc.	10.625%	2008年9月1日	300	330
Continental Airlines, Inc.	7.373%	2015年12月15日	289	267
Crown Castle International Corp.	10.750%	2011年8月1日	300	337
CSC Holdings, Inc.	7.625%	2011年4月1日	500	542
Dex Media West LLC	8.500%	2010年8月15日	100	112
	9.875%	2013年8月15日	300	338
Dimon, Inc.	7.750%	2013年6月1日	200	195
Dobson Communications Corp.	8.875%	2013年10月1日	150	130
Domino's, Inc.	8.250%	2011年7月1日	300	324
Dresser, Inc.	9.375%	2011年4月15日	200	217
Dura Operating Corp.	8.625%	2012年4月15日	200	216
Dynegy Danskammer & Roseton LLC	7.270%	2010年11月8日	700	688
EchoStar DBS Corp.	10.375%	2007年10月1日	300	330
EI Paso Corp.	7.875%	2012年6月15日	600	546
EI Paso Production Holding Co.	7.750%	2013年6月1日	200	189
Equistar Chemicals LP	8.750%	2009年2月15日	200	205
EXCO Resources, Inc.	7.250%	2011年1月15日	300	310
Extended Stay America, Inc.	9.150%	2008年3月15日	250	259
Ferrellgas Partners LP	8.750%	2012年6月15日	350	390
Fisher Scientific International	8.000%	2013年9月1日	300	331
Ford Motor Credit Co.	7.000%	2013年10月1日	500	528
Gaylord Entertainment Co.	8.000%	2013年11月15日	300	319
General Motors Corp.	8.250%	2023年7月15日	500	561
Georgia-Pacific Corp.	8.000%	2024年1月15日	850	869
Hanover Equipment Trust	8.500%	2008年9月1日	250	266
HCA, Inc.	7.875%	2011年2月1日	600	694
Hilton Hotels Corp.	7.625%	2012年12月1日	400	455
HMH Properties, Inc.	7.875%	2008年8月1日	400	416
Hollinger International Publishing	9.000%	2010年12月15日	150	164
Homer City Funding LLC	8.734%	2026年10月1日	200	224
Ingles Markets, Inc.	8.875%	2011年12月1日	200	208
Insight Midwest LP	9.750%	2009年10月1日	200	211
ISP Chemco, Inc.	10.250%	2011年7月1日	300	341
ISP Holdings, Inc.	10.625%	2009年12月15日	300	333
Jefferson Smurfit Corp.	7.500%	2013年6月1日	150	158
Johnsontdiversey, Inc.	9.625%	2012年5月15日	300	329
Mediacom Broadband LLC	11.000%	2013年7月15日	300	327
Merisant Co.	9.500%	2013年7月15日	300	308

投資有価証券明細表(続き)
 ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム (エン・ヘッジド) ファンド
 2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
MGM Mirage	6.000%	2009年10月1日	\$ 275	\$ 289
Midwest Generation LLC	8.560%	2016年1月2日	500	533
MSW Energy Holdings LLC	8.500%	2010年9月1日	300	329
Nalco Co.	7.750%	2011年11月15日	200	209
Nextel Communications, Inc.	7.375%	2015年8月1日	300	325
North Atlantic Trading Co.	9.250%	2012年3月1日	300	306
NRG Energy, Inc.	8.000%	2013年12月15日	275	285
Ondeo Nalco Co.	9.000%	2013年11月15日	EC 100	127
Owens-Brockway Glass Container, Inc.	8.750%	2012年11月15日	\$ 350	386
	8.250%	2013年5月15日	200	212
Park Place Entertainment Corp.	8.875%	2008年9月15日	400	454
Peabody Energy Corp.	6.875%	2013年3月15日	300	322
Primedia, Inc.	8.000%	2013年5月15日	130	131
PSEG Energy Holdings, Inc.	7.750%	2007年4月16日	150	158
	8.625%	2008年2月15日	250	271
Qwest Communications International	7.500%	2014年2月15日	1,000	950
Rayovac Corp.	8.500%	2013年10月1日	200	215
Reliant Resources, Inc.	9.500%	2013年7月15日	250	273
Rogers Wireless Communications, Inc.	6.375%	2014年3月1日	150	152
Rotech Healthcare, Inc.	9.500%	2012年4月1日	275	297
Six Flags, Inc.	9.750%	2013年4月15日	200	212
South Point Energy Corp.	8.400%	2012年5月30日	216	212
Spectrasite, Inc.	8.250%	2010年5月15日	300	317
SPX Corp.	7.500%	2013年1月1日	350	375
Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc.	7.375%	2007年5月1日	300	326
TECO Energy, Inc.	7.500%	2010年6月15日	150	162
Tenet Healthcare Corp.	7.375%	2013年2月1日	600	558
Tenneco Automotive, Inc.	10.250%	2013年7月15日	200	234
Transmontaigne, Inc.	9.125%	2010年6月1日	300	323
Triad Hospitals, Inc.	7.000%	2013年11月15日	300	312
Triton PCS, Inc.	8.500%	2013年6月1日	300	332
TRW Automotive, Inc.	9.375%	2013年2月15日	100	115
	10.125%	2013年2月15日	EC 75	108
Vintage Petroleum, Inc.	8.250%	2012年5月1日	\$ 400	444
Williams Cos., Inc.	8.625%	2010年6月1日	100	110
Williams Holdings Of Delaware	6.500%	2008年12月1日	750	773
Young Broadcasting, Inc.	8.500%	2008年12月15日	300	325
				28,944
			株数	
優先証券 1.3%				
Riggs Capital Trust	8.875%	2027年3月15日	450,000	473
優先株 1.3%				
Cablevision Systems New York Group	11.125%	2008年4月1日	2,500	266
Fresenius Medical Care	7.875%	2008年2月1日	180	195
				461
アメリカ合計				29,878
(取得原価 \$30,584)				
<短期証券 3.9%>			額面金額 (単位:千)	
コマーシャル・ペーパー 3.3%				
Federal Home Loan Bank	1.010%	2004年3月19日	\$ 700	700
General Electric Capital Corp.	1.040%	2004年6月8日	500	498
				1,198
レポ契約 0.1%				
State Street Bank	0.800%	2004年3月1日	30	30
(2004年2月27日現在。2005年3月15日満期の3.875% ファニー メイ債(時価にして\$31)により担保されてい る。買戻し価額は\$30である。)				
米国財務省短期証券 0.5%	1.010%	2004年3月18日	200	200
短期証券合計				1,428
(取得原価 \$1,428)				

投資有価証券明細表(続き)
 ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム (エン・ヘッジド) ファンド
 2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
投資有価証券合計 101.5%			\$	37,134
(取得原価 \$37,885)				
売建オプション発行残高 (a)(0.1%) (プレミアム \$23)				(19)
その他の資産および負債 (純額) 1.4%				(514)
純資産 100%			\$	36,601

投資有価証券明細表に対する注記 (単位:千米ドル) :

(a) 売建オプションに係る受取プレミアム

種類	契約数	プレミアム	時価
コール - CBOT U.S. Treasury Note 先物 6月 行使価格@115.000	2004年5月21日満期	16	\$ 14 \$ 16
プット - CBOT U.S. Treasury Note 先物 6月 行使価格@107.000	2004年5月21日満期	16	9 3
		\$ 23	\$ 19

(d) 2004年2月29日現在で残存する先渡外国為替契約

種類	通貨	契約元本	決済月	未実現評価益	未実現評価損	未実現評価純(損)益
売り	BP	199	03/2004	\$ 3	0	\$ 3
買い	EC	1,739	03/2004	0	(63)	(63)
売り		4,580	03/2004	137	0	137
買い	JY	4,050,993	03/2004	1	(1,353)	(1,352)
売り		74,293	03/2004	11	(1)	10
				\$ 152	\$ (1,417)	\$ (1,265)

(e) 元本金額は以下の通貨により表示されている。

- BP - 英ポンド
- DG - 独ギルダー
- EC - ユーロ
- JY - 日本円

投資有価証券明細表

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン（エン・ヘッジド）インカム ファンド

2004年2月29現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
< カナダ (f)(g) 2.8% >				
Commonwealth of Canada	6.000%	2008年6月1日	C\$ 1,300	\$ 1,068
カナダ合計				1,068
(取得原価 \$1,103)				
< ドイツ (f)(g) 13.9% >				
Republic of Germany	4.500%	2009年7月4日	EC 600	788
	4.500%	2011年1月4日	3,000	3,882
	5.625%	2028年1月4日	400	554
ドイツ合計				5,224
(取得原価 \$5,204)				
< イタリア 0.3% >				
Telecom Italia Capital S.A.	5.250%	2013年11月15日	\$ 100	102
イタリア合計				102
(取得原価 \$101)				
< イギリス (f)(g) 3.1% >				
United Kingdom Gilt	8.000%	2013年9月27日	BP 500	\$ 1,160
イギリス合計				1,160
(取得原価 \$1,129)				
< アメリカ (f)(g) 27.9% >				
アセット・パック証券				
Residential Asset Securities Corp.	1.330%	2031年9月25日 (a)	\$ 28	28
Structured Asset Investment Loan Trust	1.220%	2033年7月25日	155	155
				183
社債等 6.1%				
AEP Texas Central Co.	5.500%	2013年2月15日	100	105
AOL Time Warner, Inc.	6.875%	2012年5月1日	100	113
Bank of America Corp.	7.400%	2011年1月15日	100	119
CIT Group, Inc.	7.750%	2012年4月2日	100	120
Citigroup, Inc.	6.000%	2012年2月21日	100	111
Comcast Cable Communications	7.125%	2013年6月15日	100	115
Cox Communications, Inc.	7.125%	2012年10月1日	100	116
DaimlerChrysler NA Holding Corp.	6.500%	2013年11月15日	100	107
Ford Motor Credit Co.	7.375%	2011年2月1日	100	109
General Electric Capital Corp.	5.450%	2013年1月15日	100	107
General Motors Acceptance Corp.	6.875%	2012年8月28日	100	108
Goldman Sachs Group, Inc.	5.150%	2014年1月15日	50	51
Household Finance Corp.	4.750%	2013年7月15日	100	100
Kroger Co.	6.800%	2011年4月1日	100	114
Morgan Stanley Dean Witter & Co.	5.300%	2013年3月1日	100	104
National Rural Utilities Cooperative Finance Corp.	7.250%	2012年3月1日	100	119
PSEG Power LLC	6.950%	2012年6月1日	100	115
SLM Corp.	4.750%	2014年3月17日	EC 100	125
Sprint Capital Corp.	8.375%	2012年3月15日	100	120
Verizon New York, Inc.	6.875%	2012年4月1日	100	113
Verizon Wireless Capital LLC	1.240%	2005年5月23日 (a)	100	100
				2,291
モーゲージ担保証券 6.5%				
Freddie Mac	5.500%	2034年4月15日	2,400	2,448
米国財務省証券 14.8%				
U.S. Treasury Note	5.000%	2011年8月15日	5,100	\$ 5,568
アメリカ合計				10,490
(取得原価 \$10,466)				
< 短期証券 53.8% >				
コマーシャル・ペーパー 47.1%				
ABN AMRO Mortgage Corp.	1.030%	2004年4月28日	1,000	998

投資有価証券明細表(続き)

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン(エン・ヘッジド) インカム ファンド

2004年2月29日現在

	クーポンレート	満期日	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
Anz (Delaware), Inc.	1.035%	2004年6月21日	\$ 1,000	\$ 997
CBA Finance, Inc.	1.030%	2004年4月27日	500	499
Danske Corp.	1.030%	2004年5月18日	1,000	998
Fannie Mae	1.010%	2004年4月21日	1,500	1,498
	1.050%	2004年6月15日	500	498
	1.030%	2004年7月1日	400	399
Federal Home Loan Bank	1.020%	2004年4月14日	1,000	999
Freddie Mac	1.010%	2004年4月27日	1,000	998
	1.020%	2004年4月27日	500	499
	1.020%	2004年5月4日	1,800	1,797
	1.025%	2004年5月4日	500	499
	1.000%	2004年5月18日	100	100
	1.015%	2004年5月20日	600	599
General Electric Capital Corp.	1.050%	2004年5月18日	500	499
HBOS Treasury Services PLC	1.040%	2004年5月24日	500	499
Lloyds Bank PLC	1.045%	2004年6月3日	1,000	997
Royal Bank of Scotland PLC	1.030%	2004年4月30日	500	499
Westpac Trust Securities NZ Ltd.	1.040%	2004年5月20日	500	499
				14,371

レポ契約 0.6%

State Street Bank 0.800% 2004年3月1日 238 238

(2004年2月27日現在。2005年10月28日満期の2.290%フレディ マック債(時価にして\$247)により担保されている。買戻し価額は\$238である。)

米国財務省短期証券 1.0% 0.959% 2004年3月18日 (b) 360 360
短期証券合計 (取得原価 \$14,969) 14,969投資有価証券合計 87.9% (\$ 33,013)
(取得原価 \$32,972)売建オプション発行残高 (c) (0.1%) (51)
(プレミアム \$59)

その他の資産および負債 (純額) 12.2% 4,579

純資産 100.0% \$ 37,541

投資有価証券明細表に対する注記 (単位:千米ドル):

(a)変動利付債券

(b)計 360 ドルの時価を有する投資有価証券は、2004年2月29日現在、下記の先物取引契約に対する証拠金代用有価証券としてカストディアンに分別管理されている。

種類	契約数	未実現評価益
5年 Euro-Bobl 中期証券(2004年3月) - 買建	16	\$ 17
5年 Euro-Bobl 中期証券(2004年6月) - 買建	35	3
10年 Euro-Bund 中期証券(2004年3月) - 買建	15	16
ユーロドル先物 12月(2004年12月) - 買建	16	5
10年米国財務省中期証券(2004年3月) - 買建	32	85
10年米国財務省中期証券(2004年6月) - 買建	38	42
		\$ 168

(c)売建オプションに関して受領したプレミアム

種類	契約数	プレミアム	価格
プット - CBOT 米国財務省証券先物 6月 行使価格@110.000 2004年5月21日満期	5	\$ 2	\$ 2

種類	想定元本	プレミアム	価格
コール - OTC 7年物金利スワップ Counterparty: UBS Warburg LLC	\$ 400	\$ 3	\$ 3
行使価格@3.750% 2004年6月10日満期 **			
コール - OTC 10年物金利スワップ Counterparty: Bank of America, N.A.	4,700	52	44
行使価格@4.250% 2004年6月10日満期 **			
コール - OTC 10年物金利スワップ Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co.	100	1	1
行使価格@4.000% 2004年10月7日満期 **			

投資有価証券明細表（続き）

ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン（エン・ヘッジド）インカム ファンド

2004年2月29日現在

プット - OTC 10年物金利スワップ Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co.	\$	100	\$	1	\$	1
行使価格@6.000% 2004年10月7日満期 *						
			\$	57	\$	49

* ファンドは3カ月物LIBORにもとづき変動金利を支払う。

** ファンドは3カ月物LIBORにもとづき変動金利を受け取る。

(d) 2004年2月29日現在で残存するスワップ契約

種類	想定元本	未実現評価(損)益
6カ月物 BP-LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co. 2018年3月20日満期	BP 1,600	\$ 2
6カ月物 BP-LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Merrill Lynch & Co., Inc. 2018年9月17日満期	2,000	1
3.500%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co. 2007年3月15日満期	EC 5,000	38
4.000%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: Goldman Sachs & Co. 2007年3月15日満期	1,300	8
6.000%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: J.P. Morgan Chase & Co. 2018年3月20日満期	2,000	2
5.750%相当の固定金利を受領。6カ月物 EC-LIBOR 変動金利を支払。 Counterparty: Merrill Lynch & Co., Inc. 2018年9月17日満期	2,600	3
3カ月物 LIBOR 変動金利を受領。5.000%相当の固定金利を支払。 Counterparty: Goldman Sachs & Co. 2014年6月16日満期	3,200	(15)
	\$ 39	

(e) 2004年2月29日現在残存している空売りは以下の通り。

種類	クーポン%	満期	額面	時価	手取金
米国財務省中期証券	3.875	2013年2月15日	\$ 3,400	\$ 3,408	\$ 3,349

(f) 2004年2月29日現在で残存する先渡外国為替契約は以下の通り。

種類	通貨	契約元本	決済月	未実現評価益	未実現評価損	未実現評価純(損)益
売り	BP	643	2004年3月	\$ 8	\$ 0	\$ 8
売り	C\$	1,436	2004年3月	4	0	4
買い	EC	100	2004年3月	0	0	0
売り		4,363	2004年3月	83	0	83
買い	JY	3,318,416	2004年3月	1	(1,123)	(1,122)
				\$ 96	\$ (1,123)	\$ (1,027)

(g) 表示通貨での元本金額

BP - 英ポンド

C\$ - カナダドル

EC - ユーロ

JY - 日本円

重要な会計方針

以下は、当トラストが、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類を作成するにあたり、継続して従っている重要な会計方針の要旨である。米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は財務書類における報告金額および開示事項に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は、かかる見積もりとは異なる可能性がある。

有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能な組入有価証券およびその他の金融商品は、市場価額で表示されている。市場価格が容易に入手できない組入有価証券およびその他の金融商品は、誠実に、かつ投資顧問が設定したガイドラインに従って決定された公正価格で評価する。一部の債券で、市場価格がより容易に入手可能な有価証券を参照して評価を行うことができるものもこれに含まれる。市場価額は、ニューヨーク証券取引所の各営業日における通常の取引終了時（通常は東部時間午後4時）の終値、または店頭で取引される大部分の有価証券のように売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケットメーカーから取得する代表的な買気配値と売気配値の仲値を用いる。一部の組入証券またはその他の金融商品の価格は、ニューヨーク証券取引所の通常の取引終了時の終値よりも前の価格を用いる場合がある。有価証券またはその他の金融商品の価格に大きな影響を及ぼすような重要な出来事が、通常の取引市場終了後またはニューヨーク証券取引所の通常の取引終了時より前に起こった場合、公正価格による評価を行うことがある。債券は、通常、ブローカーやディーラーまたは価格提供サービスより入手した価格に基づき評価される。遅延引渡し基準により購入された債券は、先渡済価額で決済されるまで毎日値洗いされる。満期までの残存期間が60日以下の短期投資有価証券は、概ね時価に近似する償却原価で評価される。取引所で取引されるオプション、先物および先物オプションは、関連する取引所が決定する決済価格で評価される。価格は、マーケットメーカーが提供する情報または同様の特性を有する投資有価証券の利回りデータをもとにした予想市場価格を使用する独立した価格提供サービスから取得することもある。ファンドが用いる価格は、有価証券が実際に売却された場合に実現される価値と異なる場合があり、さらにその差異は、財務書類上重大となりうる場合がある。

有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡し基準により売買された有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれ以降に決済される場合がある。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入については、配当落ち日において計上される。ただし、配当落ち日が既に経過している外国有価証券の配当の一部は、ファンドが配当落ち日の通知を受け次第直ちに計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの減額が反映され、発生基準で計上される。モーゲージ担保証券およびアセット・バック証券の元本返済による損益は、受取利息への修正として損益計算書に計上される。

市場および信用リスク

通常の業務において、ファンドは金融商品の取引を行っており、市場の変化（市場リスク）または相手方当事者の取引不履行（信用リスク）による潜在的損失のリスクがある金融取引を締結している。この潜在的損失は、財務書類に計上されている金額を上回ることがある。

ファンドが信用リスクに晒される可能性のある金融資産としては、主にブローカーからの未収金および投資有価証券がある。これらの金融資産に係る信用リスクに対するファンドのエクスポートヤーの範囲は、ファンドの資産・負債計算書上の当該資産の簿価に近似している。カストディアンプローカーは、ファンドの有価証券取引に関して決済および預託業務を提供している。現金の大半は、カストディアンプローカーおよび事務管理会社によって保管されている。このカストディアンプローカーは、大手証券取引所の会員である。

遅延引渡し取引

ファンドは、発行日取引または遅延引渡し基準で有価証券取引を行うことができる。かかる取引は、支払いおよび引渡しが通常の決済期間を超えて行われ、あらかじめ決定された価格または利回りでファンドが有価証券を売買するという契約を伴う。遅延引渡し購入が未決済の場合、ファンドは購入価格の支払いに十分な金額の流動資産を、別口座にて決済日まで分別、保管する。遅延引渡し基準にて有価証券を購入する場合、ファンドは、価格および利回りの変動リスクを含め、当該有価証券の所有権とリスクを引き受け、純資産価額を決定する際には、かかる変動を考慮する。ファンドは、遅延引渡し取引を、締結後に処分または再交渉することができ、発行日取引による有価証券を実際の引渡し前に売却することができる。ただし、その結果、キャピタルゲインまたはロスが生じることがある。ファンドが遅延取引基準で有価証券を売却した場合、当該ファンドは、有価証券に関する将来の損益は計上しない。

分配

受託者は、各ファンドについて月次で分配を行うことができる。かかる分配は、各ファンドの投資純利益および正味実現キャピタルゲインから行われ、ファンドの適正な分配レベルを維持するために必要と考えられる場合は、更なる分配を宣言することができる。正味収益および正味実現キャピタルゲインがファンドの目論見書で規定された分配を行うのに十分でない場合、受託者は当該ファンドの元本の一部を分配に充てることができる。支払期日から6年以内に受領されない分配金は無効となり、当該ファンドの利益に帰属する。

外貨

ファンドの会計帳簿は米ドルで管理されている。外国有価証券、外貨およびその他資産、負債の時価は、各営業日の為替レートに基づき米ドルへ換算される。為替レートの変化から生じるこれらの資産および負債価額の変動は、未実現外国為替（損）益として計上される。投資有価証券に係る実現（損）益および未実現評価（損）益ならびに収益および費用は、各取引日に換算される。投資有価証券に係わる外国為替レートの変動の影響は、損益計算書において、当該有価証券の市場価格の変動の影響と分離されていないが、投資有価証券に係わる実現および未実現純損益には含まれている。

先渡通貨取引

一部のファンドは、予定される有価証券の購入または売却を確定するため、またはファンドが保有する有価証券の一部あるいは全部に係る通貨エクスポートヤーをヘッジするために、先渡通貨契約および先渡クロス通貨契約を締結することができる。先渡通貨契約とは、二当事者間で将来の特定日に設定された価格で通貨を売買する契約である。先渡通貨契約の市場価格は、先渡通貨レートの変動とともに変動する。先渡通貨契約は毎日値洗いされ、ファンドは価格の変動を未実現損益として計上する。先渡契約の締結時と満了時の価格の差に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上され、また先渡通貨契約が同一のブローカーを通じた他の先渡通貨契約の締結により相殺される場合は、正味損益の決済時に計上される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現損益を超える市場リスクを伴う場合がある。さらに、相手方当事者が契約の条件を満たすことができない場合、または通貨の価値が基準通貨にとって不利益に変動した場合、ファンドはリスクに晒される可能性がある。ファンドはまた、日本円で投資している投資家の為替リスクのヘッジ目的で、先渡外国為替契約を締結することが認められている。全ての契約は、適用可能な換算レートで毎日値洗いされ、その結果発生する未実現損益が計上される。実現損益は、先渡契約が満期となる時点または通貨の受渡しにより計上される。かかる契約を締結するにあたり、相手方当事者が契約の条件を満たすことがなくなる可能性および日本円の基準通貨に対する価格の予想外の変動によりリスクが発生することがある。

先物契約

ファンドには、先物契約の締結が認められているものがある。ファンドは先物契約を利用し、証券市場または金利および通貨価格の変動に対するエクスポートヤーを管理することができる。先物契約の利用に伴う主たるリスクには、ファンドが保有する有価証券の市場価格の変動と先物契約の価格との間の不完全な相関性、市場が流動性を欠く可能性、および相手方当事者が契約の条件を履行することができなくなる可能性がある。先物契約の評価は、相場における日毎の決済価格をもとに行われる。先物契約の締結時には、ファンドは先物ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要求に従い、現金または米国政府機関債を、ブローカー名義の分別口座に預託することが必要になることがある。先物

契約は毎日値洗いされ、ファンドは価格の変動に相当する支払いまたは受領額（「変動証拠金」）を計上する。損益は計上されるが、契約の終了または解約時までは実現したとは認識されない。先物契約は、その程度は異なるが、資産・負債計算書で開示された変動証拠金を超える損失の可能性を有する。

オプション契約

一部のファンドは、保有または投資している先物、スワップ、有価証券または通貨に対してコールもしくはプットオプションを売り建てることができる。プットオプションの売建ては、対象商品に対するファンドのエクスポージャーを増加させ、コールオプションの売建ては対象商品に対するファンドのエクスポージャーを低下させることが多い。ファンドがコールまたはプットオプションを売り建てる場合、受領するプレミアムに相当する金額は負債として計上され、以後売建オプションの時価を反映するために値洗いが行われる。将来確定するプレミアムのある売建オプションから受領または発生する金額がある場合、資産・負債計算書に反映される。期日の到来した売建オプションから受領したプレミアムは、実現益として認識される。権利行使あるいは手仕舞われた売建オプションのプレミアムは、実現損益の確定のために、手取金へ付加、または対象先物、スワップ、有価証券あるいは通貨取引において支払われた金額と相殺される。オプションを売り建てるファンドは、対象先物、有価証券または通貨が売却（コールオプション）または購入（プットオプション）されるのかどうかについていかなる権限も有しておらず、その結果、売建オプションの対象先物、スワップ、有価証券または通貨の価格が不利に変動した場合の市場リスクを負うことになる。市場が流動性に乏しいために、ファンドが、決済取引を実行できないリスクが存在する。

また、ファンドはプットオプションおよびコールオプションを購入することもできる。コールオプションの購入は対象商品に対するファンドのエクスポージャーを増加させ、プットオプションの購入は対象商品に対するファンドのエクspoージャーを低下させることが多い。ファンドはプレミアムを支払うが、これはファンドの資産・負債計算書において投資として計上され、以後オプションの時価を反映するために値洗いされる。期日の到来したオプションの購入時に支払われたプレミアムは損失として計上される。プットオプションおよびコールオプションの購入に伴うリスクは、支払われたプレミアムに限定される。権利行使または手仕舞われたオプションの購入に際して支払われたプレミアムは、実現損益を確定するために、支払われた金額に付加、または対象先物、スワップ、有価証券または通貨取引の収益と相殺される。

インフレ・インデックス債

インフレ・インデックス債は、元本価額がインフレ率により定期的に変動する債券である。かかる債券の金利は、通常、典型的な債券より低率で発行時に固定される。しかし、インフレ・インデックス債の残存期間中、金利はインフレを考慮して調整された元本価額に基づいて支払われる。インフレ・インデックス債の元本価額の増加は、投資家がその元本を満期時まで受領しなくとも、受取利息とみなされる。

レポ契約

各ファンドはレポ契約を締結することができる。典型的なレポ契約の条件のもとでは、債務証券を同意した時期に合意した価格で売主が買戻す、すなわちファンドが再売却するという条件付でファンドは対象債務証券を保有する。担保の市場価格は、常に、金利を含む買戻債務の総額に等しくなければならない。一般的に、相手方当事者の債務不履行の場合、ファンドは発生した損失の相殺のために担保を使用する権利を有する。

リバースレポ契約

各ファンドは、リバースレポ契約を締結することができる。リバースレポ契約では、合意した時期に合意した価格で同一の有価証券を買戻す契約で、ファンドは保有証券を金融機関に売却する。リバースレポ契約には、ファンドが売却した有価証券の時価が当該有価証券の買戻価格を下回るというリスクがある。ファンドは、PIMCOにより流動性があるとされた資産を分別するかまたはリバースレポ契約による債務を補填する。

空売り

一部のファンドは、会計年度中に空売り取引を行っている。空売りとは、ある有価証券の市場価格が下落するとの予想にもとづき、保有していない当該証券を売却する取引である。ファンドは、空売りのポジションを手仕舞う時点で証券を市場価格で引き渡さなくてはならない。購入に係るリスクは投資合計額を超えることはないが、空売りによる損失の可能性は無限である。

スワップ契約

一部のファンドはスワップ契約に投資することができる。スワップとは、ある商品が生み出す利益を別の商品が生み出す利益と交換する契約である。ファンドは、金利および信用リスクに対するエクスポージャーを管理するために、金利、トータルリターン、フォワードスワップスプレッドロック、クレジットデフォルトおよび通貨スワップ契約を締結することができる。

金利スワップ契約では、例えば想定元本について変動金利の支払いを固定金利の支払いと交換するといった、ファンドが別の当事者と、各々の金利の支払いまたは受領の契約を交換する。

トータルリターンスワップ契約では、想定元本に対して市場に連動するリターンと引換に、ある想定元本に対して金利を支払う契約が行われる。取引の原資産となる有価証券またはインデックスのトータルリターンが、相殺される金利債務を上または下回る部分について、ファンドは相手方当事者から受領または相手方当事者に対して支払いを行う。

フォワードスプレッドロック契約では、スワップスプレッドと固定スプレッドの差と想定元本の積をスワップのデュレーションで乗じて得られる決済金額を支払う、または受け取る契約が行われる。スワップスプレッドは、スワップレートのベンチマーク（市場レート）と個別財務省証券のレートの差である。

通貨スワップは、二当事者間で異なる通貨を交換し、後日、所定のレートでその反対の交換を行う契約である。契約開始時の通貨の交換は、その時点のスポット為替レートで行う。通貨交換は、同じ為替レート、指定された割合あるいはその時点のスポット為替レートで行われる。金利支払いは、適用可能な場合、契約時に、2つの通貨において利用可能な利率に基づいて当事者間で決められる。通貨スワップ契約の期限は多年に伸びる場合がある。通貨スワップは、通常、商業銀行および投資銀行で扱われる。契約は、相手方当事者のデフォルトリスク、期限に依存するリスク、為替レート変動リスクにさらされている。通貨スワップには、金利の交換のみで元本の交換については規定していないものがある。

クレジットデフォルツスワップでは、一方の当事者が、通常は新興国であることが多い第三者による債務の不履行があった場合に一定のリターンを受け取る代わりに、他方の当事者に対して一連の支払いを行う。ファンドは、国家の債務不履行に対する保全策として（つまり、ファンドが国債を保有またはかかる国債に対してエクスポージャーを有している場合のリスク低減のために）、または特定の発行体による債務不履行の可能性について積極的に買持ちまたは売持ちを行うために、クレジットデフォルツスワップを利用することがある。

スワップは、マーケットメーカーの値付けに基づき毎日値洗いされ、価額の変動がある場合は、損益計算書において未実現損益として計上される。基準期間の開始時に受領または支払う支払額は資産・負債計算書に反映される。スワップの終了時に受領または支払う清算支払いは、損益計算書で実現損益として計上される。正味期間支払いは、金利收入の一部として損益計算書に計上される。これらの契約の締結には、程度は異なるものの、資産・負債計算書において認識されている金額を超える信用、市場およびドキュメンテーションの各リスクの要素を伴う。またかかるリスクは、これらの契約に対する市場流動性が存在せず、契約の相手方当事者による債務不履行または相手方当事者が契約条件の意味について異論を唱え、また金利について不利益な変動の可能性があることを伴う。

銘柄名		利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)		%	千ドル	千ドル	千円	
国債	U S TREASURY BILLS	1.1875	70	69	7,618	2004/9/16
社債	AMERICAN TOWER	0	280	208	22,750	2008/8/1
	ELECTRONIC DATA SYSTEMS CONV	3.875	100	95	10,388	2023/7/15
	ALLIED WASTE CONV	4.25	325	313	34,227	2034/4/15
	QWEST SERVICES	4.75	25	24	2,617	2009/2/15
	GEN MTRS CONV	5.25	4	97	10,622	2032/3/6
	EVERGREEN RESOURCES INC 144A/RRT	5.875	100	102	11,179	2012/3/15
	STATION CASINOS SR	6	110	108	11,877	2012/4/1
	AIRGAS INC	6.25	225	217	23,742	2014/7/15
	ENCORE ACQUISITION CO 144A	6.25	150	145	15,828	2014/4/15
	ROGERS CABLE INC GLBL	6.25	150	145	15,828	2013/6/15
	SPX CORP SR NT	6.25	30	29	3,222	2011/6/15
	SIERRA PACIFIC POWER CO 144AWRRT	6.25	150	145	15,868	2012/4/15
	ALLIED WASTE SENIOR	6.375	250	246	26,925	2011/4/15
	ROGERS WIRELESS	6.375	200	188	20,531	2014/3/1
	STATION CASINOS SUB	6.5	55	54	5,893	2014/2/1
	TRINITY INDUSTRIES LE 144A W/RRT	6.5	220	209	22,794	2014/3/15
	PRIMEDIA INC SR NT 144A W/RRTS	6.615	25	25	2,787	2010/5/15
	MCI INC SR NT	6.688	360	337	36,809	2009/5/1
	CABLEVISION SYSTEMS OP CO	6.75	300	292	31,901	2012/4/15
	FERRELLGAS SR	6.75	225	220	24,048	2014/5/1
	HCA INC. NT	6.75	150	155	17,012	2013/7/15
	NORAMPAC INC GLBL SR NT	6.75	175	177	19,324	2013/6/1
	PREMCOR REFINING GROUP SR NT GBL	6.75	50	52	5,725	2011/2/1
	PREMCOR REFINING GP SR NT	6.75	100	102	11,124	2014/5/1
	DAYTON POWER & LIGHT INC SR NT	6.875	100	102	11,206	2011/9/1
	GEN MTRS ACCEPT CORP NT	6.875	150	152	16,663	2012/8/28
	NEXTEL COMMUNICATIONS SR NT	6.875	330	342	37,341	2013/10/31
	PEABODY ENERGY	6.875	225	233	25,459	2013/3/15
	SUBURBAN PROPANE PART SR NT GLBL	6.875	225	222	24,294	2013/12/15
	VWR INTERNATIONAL INC 144A W/RRT	6.875	200	202	22,031	2012/4/15
	BOISE CASCADE CO SR NT	7	150	156	17,095	2013/11/1
	CMS ENERGY CORP P/T CERTS	7	50	50	5,514	2005/1/15
	FORD MTR CR CO NT GLBL	7	200	203	22,235	2013/10/1
	PARK PLACE / CAESARS SR	7	200	207	22,576	2013/4/15
	TRIAD HOSPITALS INC SR SUB NT	7	175	172	18,800	2013/11/15
	TRIAD HOSPITALS INC SR NT	7	50	51	5,657	2012/5/15
	PLAINS E&P CO 144A W/RRTS	7.125	85	88	9,664	2014/6/15
	CENTERPOINT ENERGY SR NT GBL B	7.25	175	189	20,665	2010/9/1
	CINCINNATI BELL SENIOR	7.25	210	196	21,472	2013/7/15
	EXCO RESOURCES INC CO GTD GLBL	7.25	150	155	16,932	2011/1/15
	QWEST SERVICES	7.25	615	590	64,392	2011/2/15
	SENECA GAMING CORP SR NT 144A/RT	7.25	100	101	11,015	2012/5/1
	DYNEGY ROSETON	7.27	280	270	29,469	2010/11/8
	CONTINENTAL AIR EETC 01-1-B	7.373	256	204	22,263	2017/6/15
	K2 CORP SR NT 144A W/RRTS	7.375	25	25	2,798	2014/7/1
	NEXTEL COMMUNICATIONS SR NT	7.375	200	211	23,012	2015/8/1
	STARWOOD HOTELS & RESORTS	7.375	300	320	34,928	2007/5/1
	TENET HEALTHCARE CORP NT	7.375	650	611	66,638	2013/2/1
	CMS ENERGY CORP SR NT	7.5	300	307	33,537	2009/1/15
	QWEST SERVICES	7.5	325	303	33,142	2014/2/15
	SPX CORP	7.5	325	337	36,775	2013/1/1
	TECO ENERGY INC	7.5	225	237	25,889	2010/6/15
	CABLEVISION SYSTEMS OP CO	7.625	225	230	25,091	2011/4/1
	HILTON HOTELS CORP NT	7.625	100	110	12,024	2012/12/1
	TOYS R US	7.625	125	128	14,025	2011/8/1
	WILLIAMS CO	7.625	400	404	44,062	2019/7/15
	GEORGIA PACIFIC CORP	7.7	375	406	44,375	2015/6/15
	BOYD GAMING SUB	7.75	155	161	17,581	2012/12/15
	DIMON TOBACCO	7.75	200	188	20,504	2013/6/1
	EL PASO PRODUCTION	7.75	720	688	75,091	2013/6/1
	NALCO SENIOR	7.75	200	210	22,958	2011/11/15
	PSEG ENERGY HOLDINGS	7.75	150	159	17,382	2007/4/16
	ABITIBI CONSOLIDATED	7.875	300	314	34,273	2009/8/1
	ALLIED WASTE NORTH AMER SR NT	7.875	200	213	23,230	2013/4/15
	EL PASO CORP	7.875	600	556	60,694	2012/6/15

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)	%	千ドル	千ドル	千円	
FRESENIUS MED CAP TR II PFD SEC	7.875	0	192	21,005	2008/2/1
FRESENIUS MED CAP TR IV	7.875	100	108	11,779	2011/6/15
HCA INC.THE HEALTHCARE CO SR NT	7.875	125	138	15,093	2011/2/1
TOYS R US	7.875	50	51	5,630	2013/4/15
CHARTER COMMUNICATIONS SECURED	8	100	98	10,702	2012/4/30
COMMUN & PWR IND SR SUB NT GLBL	8	200	202	22,031	2012/2/1
FISHER SCIENTIFIC INTL SR SUB GL	8	150	164	17,913	2013/9/1
GAYLORD ENT CO SR NT GLBL	8	150	154	16,850	2013/11/15
GEORGIA PACIFIC CORP	8	400	417	45,480	2024/1/15
NRG ENERGY INC 144A W/RRTS	8	365	376	41,052	2013/12/15
PRIMEDIA INC SR NT 144A W/RRTS	8	130	123	13,469	2013/5/15
ROYAL CARIBBEAN CRUISES SR NT	8	150	164	17,913	2010/5/15
CABLEVISION SYSTEMS OP CO	8.125	200	210	22,903	2009/8/15
DELHAIZE AMERICA INC GLBL CO GTD	8.125	200	222	24,244	2011/4/15
KRATON POLYMERS LLC/CAP 144A/RRT	8.125	100	102	11,179	2014/1/15
WILLIAMS CO	8.125	20	21	2,388	2012/3/15
AHOLD FINANCE USA INC NT	8.25	110	118	12,881	2010/7/15
DOMINOS INC SR SUB NT GLBL	8.25	175	187	20,422	2011/7/1
EIRCOM (VALENTIA) SUB	8.25	150	160	17,464	2013/8/15
OWENS-BROCKWAY SUB	8.25	150	158	17,259	2013/5/15
SPECTRASITE INC GLBL SR NT	8.25	300	312	34,028	2010/5/15
VINTAGE PETROLEUM SR	8.25	220	237	25,913	2012/5/1
BOMBARDIER RECREATIONAL	8.375	235	237	25,918	2013/12/15
CHARTER COMMUNICATIONS SECURED	8.375	75	73	8,016	2014/4/30
CINCINNATI BELL SUB	8.375	200	178	19,413	2014/1/15
DIRECTV HOLDINGS	8.375	150	168	18,404	2013/3/15
JEFFERSON SMURFIT CORP	8.375	150	161	17,586	2012/7/1
CALPINE SOUTHPOINT	8.4	435	376	41,038	2012/5/30
CMS ENERGY CORP SR NT	8.5	200	211	23,012	2011/4/15
DEX MEDIA FINANCE/WEST GLBL SRNT	8.5	350	386	42,180	2010/8/15
HANOVER EQUIP TRUST 01 A GLBL	8.5	250	268	29,311	2008/9/1
MSW ENERGY SR	8.5	300	322	35,173	2010/9/1
PSEG ENERGY HOLDINGS	8.5	150	163	17,832	2011/6/15
RAYOVAC CORP SR SUB NT GLBL	8.5	200	213	23,258	2013/10/1
TRITON PCS INC GLBL CO GTD	8.5	100	90	9,897	2013/6/1
YOUNG BROADCASTING SR	8.5	180	190	20,809	2008/12/15
ABITIBI CONSOLIDATED	8.55	110	117	12,866	2010/8/1
EDISON MIDWEST GEN LLC SER B	8.56	500	513	56,032	2016/1/2
DURA SR	8.625	225	231	25,275	2012/4/15
AES IPALCO	8.625	200	219	23,885	2011/11/14
PSEG ENERGY HOLDINGS	8.625	250	272	29,720	2008/2/15
WILLIAMS CO	8.625	200	226	24,648	2010/6/1
EDISON MIDWEST GEN / HOMER CITY	8.734	199	216	23,654	2026/10/1
AES SENIOR SECURED	8.75	575	631	68,826	2013/5/15
ARVINMERITOR NT	8.75	200	220	23,994	2012/3/1
CHARTER COMMUNICATIONS	8.75	250	242	26,448	2013/11/15
LYONDELL CHEMICALS / EQUISTAR	8.75	225	237	25,889	2009/2/15
FERRELLGAS SUB	8.75	125	135	14,791	2012/6/15
NORTH AMER ENERGY PARTN 144A RRT	8.75	100	99	10,797	2011/12/1
OWENS-BROCKWAY SR	8.75	250	278	30,333	2012/11/15
SINCLAIR BROADCAST GROUP GLOBAL	8.75	200	216	23,612	2011/12/15
VENTAS REALTY LP/CAP GLOBAL	8.75	175	191	20,899	2009/5/1
WESTLAKE CHEMICAL CRP GBL CO GTD	8.75	200	220	23,994	2011/7/15
AES IRONWOOD	8.857	362	387	42,258	2025/11/30
AMERIGAS PARTNER	8.875	275	300	32,767	2011/5/20
DOBSON COMM	8.875	150	113	12,351	2013/10/1
INGLES MARKETS INC	8.875	200	209	22,794	2011/12/1
PARK PLACE / CAESARS SUB	8.875	250	278	30,333	2008/9/15
REDDY ICE GROUP INC GLBL SR SUB	8.875	125	132	14,434	2011/8/1
RIGGS CAPITAL TRUST II CO GTD	8.875	450	455	49,692	2027/3/15
ROUNDY'S INC GLOBAL CO GTD	8.875	300	316	34,519	2012/6/15
AES SENIOR SECURED	9	70	76	8,378	2015/5/15
HANOVER COMPRESSOR CO SR NT	9	100	106	11,560	2014/6/1
HOLLINGER INTL	9	150	174	18,977	2010/12/15
HORIZON LINES LLC NT 144A W/RRTS	9	35	36	3,936	2012/11/1
QWEST OP CO NT 144A W/RRTS	9.125	375	412	44,989	2012/3/15
TRANSMONTAIGNE INC GLBL SR SUBNT	9.125	300	310	33,864	2010/6/1
CHOCTAW RESORT DEVEL ENT	9.25	200	217	23,667	2009/4/1
NORTH ATLANTIC TRADING	9.25	300	292	31,901	2012/3/1

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)	%	千ドル	千ドル	千円	
社債	RELIANT ENERGY INC	9.25	150	162	17,668 2010/7/15
	DRESSER INC	9.375	250	272	29,720 2011/4/15
	TRW AUTOMOTIVE SR	9.375	175	201	21,949 2013/2/15
	CROWN CORK SR	9.5	250	277	30,265 2011/3/1
	EXTENDICARE HLTH SVCS GLOBAL	9.5	200	223	24,376 2010/7/1
	MERISANT SR SUB NT 144A	9.5	100	107	11,669 2013/7/15
	RELIANT RESOURCES INC GLBL	9.5	175	190	20,804 2013/7/15
	ROTECH HEALTHCARE INC GLB CO GTD	9.5	275	297	32,392 2012/4/1
	CELANESE AG 144A	9.625	250	262	28,629 2014/6/15
	JOHNSON DIVERSEY INC	9.625	100	110	12,051 2012/5/15
	K&F INDUSTRIES GLBL SR SB NT	9.625	200	220	24,048 2010/12/15
	MAIL-WELL I CORP GLBL CO GUAR	9.625	150	162	17,750 2012/3/15
	INSIGHT MIDWEST	9.75	300	316	34,519 2009/10/1
	SIX FLAGS INC SR NT GLBL SR NT	9.75	175	177	19,372 2013/4/15
	JEFFERSON SMURFIT CORP	9.75	50	56	6,107 2011/2/1
	DEX MEDIA WEST/FINANCE SR GLBL	9.875	200	224	24,430 2013/8/15
	DYNEGY 2ND LIEN	9.875	50	55	6,053 2010/7/15
	INVENSYS PLC SR NT 144A	9.875	100	100	10,933 2011/3/15
	TENET HEALTHCARE CORP 144A W/RRT	9.875	50	52	5,712 2014/7/1
	DOBSON COMM / AMERICAN CELLULAR	10	275	239	26,168 2011/8/1
	UGS CORP 144A W/RRTS	10	50	52	5,766 2012/6/1
	DYNEGY 2ND LIEN	10.125	125	140	15,269 2013/7/15
	LYONDELL CHEMICALS / EQUISTAR	10.125	25	27	3,019 2008/9/1
	AMERICAN MEDIA	10.25	300	315	34,355 2009/5/1
	BLUEWATER FINANCE LTD GLOBAL	10.25	225	239	26,134 2012/2/15
	ISP SENIOR	10.25	300	336	36,645 2011/7/1
	TENNECO AUTOMOTIVE INC 144A W/RR	10.25	200	229	25,030 2013/7/15
	ECHOSTAR DBS CORP	10.375	250	267	29,208 2007/10/1
	CANWEST MEDIA INC GLOBAL	10.625	200	227	24,757 2011/5/15
	COMMONWEALTH BRANDS INC 144A	10.625	175	188	20,517 2008/9/1
	LYONDELL CHEMICALS / EQUISTAR	10.625	75	84	9,222 2011/5/1
	KAPPA BEHEER BV CO GTD YANKEE	10.625	100	105	11,506 2009/7/15
	CROWN CASTLE INTL	10.75	75	84	9,181 2011/8/1
	CROWN CORK SUB	10.875	50	58	6,353 2013/3/1
	MEDIACOM BROADBAND LLC	11	300	320	34,928 2013/7/15
	QUEBECOR MEDIA INC	11.125	250	288	31,424 2011/7/15
	JEFFERSON SMURFIT CORP	11.5	150	150	16,462 2006/8/15
	DUNLOP STAND AERO HLDGS	11.875	93	99	10,827 2009/5/15
	ALDERWOODS GROUP CO GTD	12.25	200	221	24,157 2009/1/2
CP等	GEN ELEC CAPITAL CORP DISC NT	1.576803	100	99	10,848 2004/11/5
(ユーロ)			千ユーロ	千ユーロ	
社債	AHOLD FINANCE USA EMTN CO GTD	5.875	250	242	32,768 2012/3/14
	PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG 144A	6.25	75	78	10,539 2009/5/15
	ABB INTL FINANCE LTD	6.5	50	52	7,097 2011/11/30
	TUI AG SR UNSUB REGS	6.625	150	152	20,558 2011/5/16
	HEIDELBERGCEMENT FIN BV REGS	7.375	150	163	22,148 2010/7/15
	CLONDALKIN INDUSTRIES SR NT 144A	8	150	148	20,015 2014/3/15
	SEAT PAGINE GIALLE INTL SA 144A	8	230	223	30,224 2014/4/30
	SEAT PAGINE GIALLE INTL SA REGS	8	50	48	6,570 2014/4/30
	EIRCOM (VALENTIA) SUB	8.25	100	107	14,458 2013/8/15
	MTU AERO ENGINES INVEST 144AW/RR	8.25	100	100	13,546 2014/4/1
	MTU AERO ENGINES INVEST SR NT	8.25	50	50	6,773 2014/4/1
	CIRSA FINANCE LUXEMBOURG	8.75	200	201	27,248 2014/5/15
	ARDAGH GLASS REGS	8.875	100	103	14,042 2013/7/1
	KRONOS INTL INC EURO	8.875	225	240	32,531 2009/6/30
	NALCO SUB	9	100	104	14,053 2013/11/15
	PREEM PETROLEUM	9	300	309	41,855 2014/5/15
	SANITEC INTERNATIONAL SA SR NT	9	200	209	28,241 2012/5/15
	TELENET COMMUNICATION NV REGS	9	275	277	37,438 2013/12/15
	INEOS VINYL FINANCE PLC 144A	9.125	150	148	20,119 2011/12/1
	BSN GLASSPACK OBLIGATION REGS	9.25	100	106	14,340 2009/8/1
	BARRY CALLEBAUT SVCS NV 144A	9.25	100	109	14,796 2010/3/15
	RIVERDEEP GROUP LTD SR NT 144A	9.25	100	94	12,769 2011/4/15
	SCHEFENACKER AG SR SUB REGS	9.5	160	136	18,431 2014/2/11
	ASPROPELLION REGS	9.625	175	180	24,415 2013/10/1
	GILDEMEISTER AG BD 144A	9.75	100	100	13,512 2011/7/19
	INVENSYS PLC SR NT EURO	9.875	100	101	13,681 2011/3/15
	MDP ACQUISITIONS PLC SR NT	10.125	100	109	14,728 2012/10/1
	TRW AUTOMOTIVE SR	10.125	67	76	10,316 2013/2/15

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日
			外貨建金額	邦貨換算金額	
(ユーロ)	%	千ユーロ	千ユーロ	千円	
社債	LUCITE INTL / INEOS ACRYLICS	10.25	150	163	22,042
	IMPRESS GROUP BV SR NT REGS	10.5	100	102	13,799
	INEOS GROUP HOLDINGS PLC	10.5	150	168	22,701
	KAPPA BEHEER BV CO GTD	10.625	100	106	14,390
	UNITED BISCUITS FINANCE EURO	10.625	160	177	23,998
	ABB INTL FINANCE LTD	11	175	203	27,521
	BRITAX GROUP PLC SR NT	11.25	100	105	14,255
(イギリス)			千ポンド	千ポンド	
	ERICSSON LM TELEFON AB EURO EMTN	9.875	100	107	21,684
	YELL FINANCE BV EURO SR NT	10.75	75	84	17,003
(オランダ)			千オランダ ギルダー	千オランダ ギルダー	
	CORUS GROUP PLC UNSUB	5.625	250	252	15,482

(注1) データ提供元：ビムコ ジャパン リミテッド

(注2) 邦貨換算金額は、現地 2004 年 7 月 14 日現在のデータをもとに、2004 年 7 月 14 日の THE WM Company が提供する為替レート（1 ドル = 109.07 円、1 ユーロ = 135.13 円、1 ポンド = 202.42 円、1 オランダギルダー = 61.32 円）により邦貨換算したものです。

銘柄名		利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)		%	千ドル	千ドル	千円	
国債	U S TREASURY BILLS	1.10715	365	364	39,744	2004/9/2
	U S TREASURY BILLS	1.1875	125	124	13,604	2004/9/16
	U S TREASURY NOTE	3.625	-200	-199	-21,768	2009/7/15
	U S TREASURY NOTE	3.875	-3,400	-3,283	-358,117	2013/2/15
	U S TREASURY NOTE	5	1,900	2,000	218,200	2011/8/15
	U S TREASURY NOTE	6.5	1,200	1,361	148,439	2010/2/15
エージェンシー債	KOREA DEVELOPMENT BANK GLBL NT	4.75	200	199	21,749	2009/7/20
	FED HOME LN MTGE GLBL NT (3MM)	5.125	400	400	43,630	2012/8/20
社債	VERIZON WIRELESS CAP FRN 144A	1.35	100	99	10,900	2005/5/23
	GEN MTRS ACC CORP MTN	2.135	100	100	10,927	2006/5/18
	PACIFIC GAS & ELECTRIC 1ST MTG	2.3	110	110	12,028	2006/4/3
	HOUSEHOLD FINANCE CORP NT	4.75	100	95	10,432	2013/7/15
	GOLDMAN SACHS GROUP INC GLBL BD	5.15	50	48	5,321	2014/1/15
	TELECOM ITALIA CAPITAL 144A W/RT	5.25	100	97	10,684	2013/11/15
	MORGAN STANLEY GBL NT	5.3	100	99	10,871	2013/3/1
	KERR-MCGEE CORP GBL	5.375	400	408	44,550	2005/4/15
	GENERAL ELEC CAP CORP GLBL NT	5.45	100	102	11,207	2013/1/15
	AEP TEXAS CENTRAL CO GLBL NT	5.5	100	101	11,024	2013/2/15
	CITIGROUP INC GLOBAL NT	6	100	106	11,658	2012/2/21
	DAIMLERCHRYSLER NA HLDG NT GLBL	6.5	100	103	11,310	2013/11/15
	KROGER CO CO GTD	6.8	100	109	11,984	2011/4/1
	TIME WARNER (AOL) INC NT	6.875	210	229	24,977	2012/5/1
	GEN MTRS ACCEPT CORP NT	6.875	100	101	11,108	2012/8/28
	VERIZON NEW YORK INC NT	6.875	100	108	11,800	2012/4/1
	PSEG POWER LLC	6.95	100	109	11,969	2012/6/1
	TXU ENERGY CO SR NT GLBL	7	110	120	13,152	2013/3/15
	COMCAST CABLE COMM SR NT	7.125	100	110	12,050	2013/6/15
	COX COMMUNICATIONS INC NT	7.125	100	110	12,043	2012/10/1
	NATIONAL RURAL UTIL GLBL NT	7.25	100	114	12,488	2012/3/1
	FORD MTR CR CO	7.375	100	106	11,578	2011/2/1
	BANK OF AMERICA CORP GBL SUB NT	7.4	100	114	12,457	2011/1/15
	FORD MTR CR CO NT GLOBAL	7.5	100	103	11,265	2005/3/15
	CIT GROUP HOLDINGS NT	7.75	100	114	12,538	2012/4/2
	SPRINT CAPITAL CORP GLOBAL NT	7.9	100	103	11,319	2005/3/15
	TYCO INTL / RAYCHEM	8.2	200	226	24,736	2008/10/15
	SPRINT CAPITAL CORP GLOBAL NT	8.375	100	116	12,664	2012/3/15
	DEUTSCHE TELEKOM INT FIN GLOBAL	8.5	220	258	28,220	2010/6/15
モーゲージ証券	CWHL 2004-12 14A2 SUB 1MLIB+28	1.38	200	200	21,837	2034/8/25
	GSAMP 2004-SEA1 A1A 1MLIBOR+19	1.49	83	83	9,126	2033/10/25
	BSCMS 2004-ESA A1 1MLIB+22 144A	1.55	200	199	21,780	2016/5/14
	FNW 2004-W8 1AF SEQ 1MLIB+25	1.55	200	199	21,769	2044/6/25
	FRBPT 2001 FRBI-A 1MOLIB+35	1.58875	150	151	16,470	2031/11/15
	FNW 2004-W2 5AF PT 1MLIBOR+35	1.65	185	182	19,924	2044/3/25
	MRFC 2000-TBC3 A1 AS 1MLIB+44	1.67875	109	109	11,988	2030/12/15
	CWHL 2004-16 A5 1MLIB+35	1.71875	200	199	21,798	2034/7/28
	FNMA TBA 5.5% AUG	5.5	2,500	2,496	272,236	2034/8/12
	FHLMC TBA GOLD 5.50% AUG	5.5	2,400	2,397	261,510	2034/8/12
	CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.5	47	48	5,257	2033/4/25
	FNW 2004-W8 2A PT WM26 WC7.11	6.5	200	207	22,641	2044/6/25
アセットパック証券	RAMP 2004-SL2 A4 SEQ WM24 WC9.08	8.5	500	530	57,889	2031/10/25
	RAMP 2004-RS5 A2B1 AS 1MLIB+10	1.4	196	196	21,412	2025/4/25
	SAIL 2003-BC3 2A1 1MLIBOR+10	1.4	25	25	2,829	2033/4/25
	SAIL 2003-BC5 1A1 1MLIB+12	1.42	44	44	4,896	2033/6/25
	SAIL 2003-BC7 1A1 1MLIB+13	1.43	179	179	19,573	2033/7/25
	HEAT 2004-3 A3 1MLIBOR+15	1.45	95	95	10,452	2034/8/25
	AMSI 2004-R7 A2 1MLIB+13	1.48125	200	199	21,807	2034/8/25
	RASC 2001-KS3-AII 1MOLIB+23	1.53	21	21	2,324	2031/9/25
	GSAMP 2004-SEA2 A2A 1MLIB+29	1.62	200	199	21,799	2034/3/25
	LBMLT 2003-3 A STEIP 1MOLIB+32	1.62	119	119	13,080	2033/7/25
C P等	AMSI 2003-1 2A 1MLIB+41BP	1.71	82	82	9,002	2033/2/25
	HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.05278	400	398	43,510	2004/7/19
	CBA (DE) FINANCE DISC NT	1.06786	100	99	10,877	2004/7/15
	HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.08179	300	299	32,630	2004/7/28
	ABN AMRO NA FIN INC	1.08477	500	498	54,383	2004/7/29
	BARCLAYS US FDG DISC NT	1.10523	900	896	97,795	2004/8/26
	LLOYDS TSB BANK PLC DISC NT	1.17955	900	899	98,061	2004/7/21

銘柄名		利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)		%	千ドル	千ドル	千円	
C P 等	UBS FINANCE (DE) LLC DISC NT	1.19404	1,200	1,198	130,747	2004/7/21
	HBOS TREASURY SERV DISC NT	1.47108	600	597	65,195	2004/9/13
(カナダ)			千カナダ ドル	千カナダ ドル		
国債	CANADA GOVT SER WH31 DEB	6	1,300	1,396	115,411	2008/6/1
(ユーロ)			千ユーロ	千ユーロ		
	FRANCE (GOVT OF) OAT EURO BOND	4	600	586	79,312	2014/4/25
国債	BUNDESREPUBLIC SER 99	4.5	400	417	56,399	2009/7/4
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND BD	4.5	2,400	2,462	332,724	2013/1/4
	BUNDESREPUBLIC SER00	5.25	800	863	116,709	2011/1/4
	BUNDESREPUBLIC BD SER 98	5.625	400	440	59,587	2028/1/4
社債	SLM CORP	4.75	100	99	13,424	2014/3/17
モーゲージ 証券	PERMA 4 4A 3MEURIBOR+15	2.252	500	500	67,605	2034/3/10
	CRSM 8-A 1MEURBOR+23 REGS	2.305	441	442	59,759	2035/6/13
	SIENA 2003-4 A2 3MEUR+23	2.345	400	401	54,207	2038/12/16
(イギリス)			千ポンド	千ポンド		
国債	UK GILT 5 3/07/12	5	1,000	994	201,227	2012/3/7
	UK GILT 8 9/27/13	8	500	606	122,747	2013/9/27

(注1) データ提供元：ビムコ ジャパン リミテッド

(注2) 邦貨換算金額は、現地 2004 年 7 月 14 日現在のデータをもとに、2004 年 7 月 14 日の THE WM Company が提供する為替レート（1 ドル = 109.07 円、1 カナダドル = 82.67 円、1 ユーロ = 135.13 円、1 ポンド = 202.42 円）により邦貨換算したものです。

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成16年8月31日現在
(単位:円)

資産総額	10,367,442,874
負債総額	21,578,308
純資産総額(-)	10,345,864,566
発行済口数	10,575,026,488口
1口当たり純資産価額(/)	0.9783 (1万口当たり 9,783)

(2) 投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄

平成16年8月31日現在

発行地	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段: 前期貸借対照表価額 又は取得価額		利率(%)	投資比率(%)
					下段: 評価額	単価(円)	金額(円)	
日本	ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン (エン・ヘッジド)インカム フ ァンド	証券投資 信託受益 証券		525,357	9,906.79 9,908.00	5,204,601,587 5,205,237,156		50.31
日本	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム(エン・ヘッジド) ファンド	証券投資 信託受益 証券		530,003	9,537.60 9,634.00	5,054,960,260 5,106,048,902		49.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

全銘柄の業種別投資比率

平成16年8月31日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
証券投資信託受益証券	99.67
合計	99.67

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することができます。
- (2) 目論見書に用語集および信託約款を掲載します。
- (3) 要約仮目論見書（本件届出の効力発生後は要約目論見書）を使用することができます。
添付書類（要約仮目論見書または要約目論見書）を「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口」に規定する書類（要約目論見書）として、以下の記載にしたがい使用することができます。使用にあたっては、本件届出の効力発生後、効力発生の日付を記載します。
当要約目論見書は、ポスター、チラシ、パンフレット、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）として使用されるほか、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体、書籍等に掲載することができます。
当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマークを付加して使用することができます。
ファンドの運用実績に関する情報として、ファンドおよびファンドが投資する投資信託の利回り、総収益、収益分配金、基準価額の推移および設定来または直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、5年などの騰落率またはこれらの一部（累積、個別期間で表示されることがあります。）を文章、数値、またはグラフで表示することができます。
ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、ファンドおよびファンドが投資する投資信託が組み入れる有価証券等の組入比率・組入額等に関する説明を文章、数値またはグラフで記載することができます。また、上記の内容について、ファンドが投資する投資信託に属する資産のうちファンドに属するとみなした額をファンドに合計した実質組入比率・実質組入額等により表示することができます。
投信評価機関等によるファンドおよびファンドが投資する投資信託に関する評価を取得し、使用することができます。
上記 に関連してファンドおよびファンドが投資する投資信託のベンチマークを併せて記載することができます。
- (4) 目論見書または要約目論見書に以下の内容を記載することができます。
・投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではないこと。
・投資信託は、元金および利息が保証されているものではないこと。
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入した受益者が負うこと。
・証券会社以外の金融機関で購入した投資信託は、投資者保護基金の対象ではないこと。
- (5) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載することができます。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益証券の名義書換等
受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式への、または記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行うことができます。
記名式受益証券に係る名義書換手続きは委託会社（本店）にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぐものとします。
上記の手続きに関し、手数料はかかりません。
ただし、累積投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなり、混載保管されます。
- (2) 受益者等名簿の閉鎖の時期
該当事項はありません。
- (3) 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、累積投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなります。

信託約款 ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド

運用の基本方針

約款第 22 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンドおよびピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等に実質的な投資を行います。

メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス（BB-B、円ベース）×50% + リーマン・ブラザーズ・グローバル総合インデックス（日本円を除く、円ベース）×50% の合成指数をベンチマークとします。

各投資信託証券の組入比率は、それぞれ純資産総額の 50% 程度となるように調整します。

実質的に投資する公社債は、原則として取得時において B - 格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則として BBB - 格相当以上を維持します。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則としてベンチマーク ±2 年以内で調整します。

実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

運用指図に関する権限は、ピムコ ジャパン リミテッドに委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

每計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ユーフェイエイパートナーズ投信株式会社を委託者とし、ユーフェイエイ信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金 6,982,015,898 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 41 条第 8 項、第 42 条第 1 項および同条第 2 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 46 条第 2 項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 6,982,015,898 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

（受益証券の発行）

第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位および価額）

第 12 条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 10

条の規定によって発行される受益証券について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益証券の取得の申込みに応じないものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める累積投資契約約款にしたがって結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

第1項の場合の受益証券の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益証券の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の8種類とします。

前項に規定するもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第33条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 1. 有価証券
 2. 金銭債権
 3. 約束手形
2. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

(投資の対象とする有価証券等)

第21条 この信託において投資の対象とする有価証券(本邦通貨表示のものに限ります。)は、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンドおよびピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンドの受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

(運用の基本方針)

第22条 委託者(第23条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、第28条および第29条において同じ。)は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第23条 委託者は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

ピムコ ジャパン リミテッド

東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町M Tビル10階

前項の規定にかかわらず、前項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混載寄託)

第26条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できます。

(信託財産の表示および記載の省略)

第27条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受

益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

本条において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
4. 為替手形

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 15 年 8 月 8 日から平成 15 年 9 月 16 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 130 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

受託者は、第 23 条第 1 項に規定する運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以下の率を乗じて得た額とします。

（収益の分配）

第 37 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、

諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の責務）

第 38 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第 39 条第 3 項に規定する支払開始日の前営業日までに、一部解約金（第 41 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 39 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金受領証に、第 3 項の場合には償還金受領証に、第 4 項の場合には委託者の定める手続きにより、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盜用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 40 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第 41 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位または 1 口単位のいずれか委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間ににおいて存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継せることができます、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継せることができます。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託契約款の変更)

第47条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託契約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の変更をしません。

委託者は、当該信託契約の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託契約の変更を行う場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託契約に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託契約の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付 則

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 この約款において「短期社債等」とは、社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法

第 61 条の 2 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第 33 条の 2 に規定する短期商工債券、信用金庫法第 54 条の 3 の 2 第 1 項に規定する短期債券および農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債券をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 15 年 8 月 8 日

委 託 者 ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

受 託 者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

付表

- 約款第 12 条第 2 項および第 41 条第 5 項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
　　ニューヨーク証券取引所の休業日
　　ニューヨークの銀行の休業日
　　その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

信託約款

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド（為替ヘッジ付き）

運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム（エン・ヘッジ）ファンドおよびピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン（エン・ヘッジ）インカム ファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等に実質的な投資を行います。

メリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス（B B - B、円ヘッジベース）×50% + リーマン・ブラザーズ・グローバル総合インデックス（日本円を除く、円ヘッジベース）×50%の合成指数をベンチマークとします。

各投資信託証券の組入比率は、それぞれ純資産総額の50%程度となるように調整します。

実質的に投資する公社債は、原則として取得時ににおいてB - 格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてB B B - 格相当以上を維持します。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則としてベンチマーク±2年以内で調整します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として投資する外国投資信託において為替ヘッジを行います。

運用指図に関する権限は、ピムコ ジャパン リミテッドに委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ユーフェジエイパートナーズ投信株式会社を委託者とし、ユーフェジエイ信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金6,139,709,394円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第8項、第43条第1項および同条第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については6,139,709,394口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

（受益証券の発行）

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規

定する登録金融機関をいいいます。以下同じ。)は、第 11 条の規定によって発行される受益証券について、その取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益証券の取得の申込みに応じないものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

委託者は、前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める累積投資契約約款にしたがって結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

第 1 項の場合の受益証券の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益証券の価額は、1 口につき 1 円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

第 5 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第 34 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第 14 条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 5,000 万口券の 8 種類とします。

前項に規定するもののほか、委託者は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第 15 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第 34 条に規定する毎計算期間終了日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 16 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対する対抗できません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 17 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 18 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 19 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 20 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 21 条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- 1. 有価証券
- 2. 金銭債権
- 3. 約束手形

2. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

(投資の対象とする有価証券等)

第 22 条 この信託において投資の対象とする有価証券(本邦通貨表示のものに限ります。)は、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム(エン・ヘッジド)ファンドおよびピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン(エン・ヘッジド)インカム ファンドの受益証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

(運用の基本方針)

第 23 条 委託者(第 24 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限を受けたものを含みます。以下、第 29 条および第 30 条において同じ。)は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第 24 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

ピムコ ジャパン リミテッド

東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 20 号 神谷町 M T ビル 10 階

前項の規定にかかわらず、前項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(保管業務の委任)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 28 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

本条において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
4. 為替手形

（損益の帰属）

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 34 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 1 月 16 日から平成 16 年 2 月 16 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 130 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

受託者は、第 24 条第 1 項に規定する運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た額とします。

（収益の分配）

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除

した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 39 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第 40 条第 3 項に規定する支払開始日の前営業日までに、一部解約金（第 42 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 40 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 40 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金受領証に、第 3 項の場合には償還金受領証に、第 4 項の場合には委託者の定める手続きにより、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の濫用その他の事情があつても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 41 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第 42 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位または 1 口単位のいずれか委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもつて一部解

約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中ににおいて、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信

託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間ににおいて存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継せることができます、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継せることができます。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付 則

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 この約款において「短期社債等」とは、社債等の振替に

に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 2 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第 33 条の 2 に規定する短期商工債券、信用金庫法第 54 条の 3 の 2 第 1 項に規定する短期債券および農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債券をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 16 年 1 月 16 日

委 託 者 ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

受 託 者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

付表

- 約款第 13 条第 2 項および第 42 条第 5 項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
　　ニューヨーク証券取引所の休業日
　　ニューヨークの銀行の休業日
　　その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

用語集

あ行

委託会社	ファンドの発行者であり、受託会社と締結した信託契約に基づいて、運用指図およびファンドの運営・管理を行います。
運用報告書	委託会社が作成し、受益者に運用実績、運用状況、運用方針等を受益者にお知らせする書面です。原則として、ファンドの計算期間毎に作成し、販売会社を通じて各受益者へお渡しします。

か行

買取り	ファンドの換金方法の一つで、受益証券を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。
解約（一部解約）	ファンドの換金方法の一つで、信託契約の一部を解約することにより換金する方法をいいます。
解約価額	解約による換金に際して用いられるファンドの価額をいいます。解約請求受付日(一部のファンドでは、解約請求受付日の翌営業日)の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額となります。なお、信託財産留保額のないファンドもあります。
換金（解約）手数料	ファンドによっては、換金（解約）の際に手数料をいただくしくみとしている場合があります。この手数料を換金（解約）手数料といい、この手数料は販売会社に支払われます。
換金乗換優遇措置	追加型投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が定める日以降に換金されたその追加型投資信託の換金代金をもって、販売会社が定める期間以内にその支払いを行った販売会社で特定のファンドを取得する場合に、申込手数料が無手数料または割引手数料となることをいいます。販売会社により優遇措置の適用の有無、内容等は異なる場合があります。
基準価額 (信託財産の純資産総額) (受益権総口数)	ファンドの1口当たりの評価額をいい、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。 基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 ファンドによっては、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。 「信託財産の純資産総額」とは、資産総額（株式や公社債等の組入資産を原則として時価評価したもの）からファンドの負債総額（運用経費等）を差し引いた金額です。 「受益権総口数」とは、計算日におけるファンドの総口数です。
クローズド期間	ファンドによっては、原則として換金（解約）できない一定期間を設けることがあります。この期間をクローズド期間といいます。
計算期間	ファンドの損益を計算するうえでの単位期間をいい、ファンド毎に定められます。原則として1年または6ヶ月とすることが一般的です。 各計算期間の末日が決算日であり、決算日にその計算期間の収益を計算し、収益分配方針にそって収益分配額が決定されます。また、通常、決算日を基準として、運用報告書の作成を行うなど、運用状況の報告が行われます。
個別元本	受益者毎のファンド取得時の単価をいいます（申込手数料（税込）は含まれません）。なお、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。

さ行

時価による評価	ファンドの組入資産に関する基本的な評価方法で、株式や債券などの各市場における値段（終値）をもって、その証券を評価することをいいます。
受益者	ファンドを取得した保有者のことです。受益者は、保有する口数に応じて、収益分配金や償還金に対する請求権、換金（解約）請求権等の権利を有しています。
受益証券（受益権）	ファンドを保有する受益者としての権利が受益権であり、その受益権を券面の形で表示したものが受益証券です。 受益証券は、原則として無記名式の有価証券です。 受益証券は、一般的には販売会社において保管（保護預り）されます。
受託会社	委託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの信託財産の保管・管理等を行う信託銀行を受託会社といいます。
償還	信託期間が終了することを償還といい、信託期間の末日を償還日といいます。なお、定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなったりした場合など、期日を繰り上げて償還することができます。 償還の際、信託財産は清算され、その償還金は原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目以降に販売会社において受益者に支払われます。
償還価額	償還日におけるファンドの価額をいいます。償還価額をもとに、各受益者へお支払いする償還金が計算されます。
償還乗換優遇措置	取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で特定のファンドを取得する場合に、申込手数料が無手数料または割引手数料となることをいいます。販売会社により優遇措置の適用の有無、内容等は異なる場合があります。

償却原価法による評価	ファンドの組入資産のうち残存期間 1 年以内の公社債等について取り得る評価方法で、取得価額と償還価額の差額を日割計算することにより、その証券を評価することをいいます。
信託期間	ファンド毎に定められたファンドの存続期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きにより、信託期間を変更することができます。
信託金限度額	ファンド毎に定められたファンド規模の上限額をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。
信託財産	ファンドとして運用される資産のことをいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されます。
信託財産留保額	ファンドを換金する際に受益者が負担し、信託財産に留保される金額で、ファンド毎に定められています。なお、信託財産留保額のないファンドもあります。換金による資産減少にファンドが対応するためのコストを事前にご負担いただくことで、換金した受益者と保有を継続する受益者とのコスト面の公平性を確保する趣旨のものです。ファンドの取得時にご負担いただくファンドもあります。
信託報酬	ファンドの運営・管理にかかる費用であり、信託約款に規定された料率により日々計算され、信託財産中からご負担いただきます。信託報酬は、ファンド運営上の役割に応じて委託会社・受託会社・販売会社に支払われます。
信託約款	ファンド毎に、信託約款において、運営・管理上の基本となる運用方針や仕組み等が定められています。信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、その内容については、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結し、ファンドの運営・管理を行います。
スイッチング	複数ファンドで構成されるファンド（グループ）において、あるファンドを換金すると同時にグループ内の他のファンドへの取得申込みを行うことをいいます。スイッチングの際の取得申込みは、無手数料や割引手数料となる場合があります。

た行

特別分配金	追加型株式投資信託の収益分配金には、「普通分配金」と「特別分配金」との区分があります。「特別分配金」は、受益者毎の個別元本に応じて計算され、元本の一部払戻しの性格をもつため非課税扱いとなります。
-------	---

は行

販売会社	ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行・生保・損保等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、換金（解約）の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。
ファミリーファンド方式 (ベビーファンド) (マザーファンド)	複数のファンドの資金をまとめて効率的に運用するためのしくみをいいます。投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といい、全体のしくみを「ファミリーファンド方式」といいます。この場合、実質的な運用はマザーファンドにおいて行われ、その運用成果がベビー ファンドを通じて受益者の損益に反映されます。
普通分配金	追加型株式投資信託の収益分配金には、「普通分配金」と「特別分配金」との区分があります。「普通分配金」は、収益分配金から特別分配金を差し引いた額をいい、運用収益の分配として課税扱いとなります。
分配金再投資（累積投資） (一般コース) (累積投資コース)	ファンドが収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一のファンドに速やかに再投資するしくみをいいます。収益分配金を再投資するか（累積投資コース）、収益分配金を受け取ることとするか（一般コース）については、投資家がファンドの取得申込時に選択します。ただし、分配金再投資専用としているファンドや、分配金再投資の取扱いを行わないこととしているファンドもあります。分配金再投資とする場合は、投資家と販売会社とで分配金再投資に関する取決めを行います。
ベンチマーク	ファンドの運用を行うにあたり、基準とする指標をいいます。ベンチマークが定められている場合は、目論見書に記載されます。
保護預り	販売会社等が保護預り契約に基づいて受益者の受益証券を預かり、保管することをいいます。

ま行

申込手数料	ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料です。申込手数料はファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定めています。
目論見書	募集中のファンドについて、お申込みに際して必要な申込要領、運用方針、費用等の情報を投資家に提供するための文書で、証券取引法に基づき作成されます。お申込みの際は目論見書をご覧のうえ、商品内容・リスクなどをご理解いただき、ご自身でご判断のうえお申込みください。

